



第2期

子ども・子育て 支援事業計画



令和2年3月

行橋市



はじめに



昨今の子育てをめぐる状況は、共働き世帯の増加や核家族化の進行に伴う育児負担の増加、地域のつながりの希薄化に伴う子育てに不安や孤立感を感じる家庭の増加など、とても厳しい状況になっております。また、仕事と子育てを両立するため、保育のニーズも多様化し、子育て世帯を地域全体で支援する体制の構築が求められております。

こうした中、行橋市では平成 17 年に「次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成 22 年に「次世代育成支援行動計画（後期計画）」、平成 27 年に「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育所等や放課後児童クラブの施設整備、ファミリー・サポート・センター事業や産後ケア事業の開始、子育て世代包括支援センターの開設など、子育て支援施策の充実・推進に努めてまいりました。

しかしながら、わが国の子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しく、国では、待機児童解消や女性就業率の増加に対応するため、保育所等や放課後児童クラブのさらなる量的拡充及び質の向上を図ることとされています。さらに、令和元年 10 月より、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

このような国の動向を踏まえ、行橋市では、令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間とする「第 2 期行橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この事業計画では、子どもの最善の利益を実現するため、「すべての子どもが健やかに育つことができる環境づくり」の基本理念のもと、幼児期の教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援を提供する体制整備について、具体的な目標数値を示し、実効性のある計画として取り組んでまいります。また、本計画にある様々な取組は、私ども行政だけではなく、幼児教育・保育施設、学校、医療機関、NPO、ボランティア活動団体、企業等の関係機関、および地域住民の皆様の御理解、御協力が必要不可欠であります。皆様の一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画を策定するにあたり、さまざまな視点でご審議いただき、かつ、貴重なご助言・ご意見を賜りました「行橋市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、ニーズ調査や意見募集に際し、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様には厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

行橋市長 田 中 純

< 目 次 >

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 子ども・子育て支援制度の概要	2
(1) 子ども・子育て支援制度の全体像	2
(2) 保育の必要性の認定	3
(3) 幼児教育・保育の無償化	4
3. 計画の性格と位置づけ	5
4. 計画の期間	6
5. 計画の策定体制	6
第2章 行橋市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状	7
1. 人口の状況	7
(1) 人口の推移	7
(2) 世帯の家族類型の推移	8
(3) 児童人口（小学生以下）の推移	9
2. 少子化の動向	10
(1) 合計特殊出生率の推移	10
(2) 出生者数、出生率の推移	10
3. 女性の就労状況	11
4. 主な幼児教育・保育施設等の状況	12
(1) 認可保育所の状況	12
(2) 幼稚園の状況	13
(3) 届出保育施設の状況	13
(4) 放課後児童クラブ（学童保育）の状況	14
(5) 小学校・中学校の状況	15
5. 子育てに関するアンケート調査からみた子育て家庭の状況	16
(1) 日ごろ子どもをみてもらえる親族・知人の状況	16
(2) 気軽に相談できる場所	17
(3) 母親の就労状況	18
(4) 父親の就労状況	18
(5) 保護者の就労状況（まとめ）	19
(6) 平日の幼児教育・保育の利用状況	20
(7) 病児・病後児保育や一時預かり等の状況	23
(8) その他の子育て支援事業の利用意向	27
(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の状況	28
(10) 仕事と子育ての両立支援について	30
(11) 行橋市の子育て環境の評価	32
(12) 子どもを健やかに生み育てるために行橋市に期待すること	33
第3章 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価	35
1. 第1期計画の実施状況と課題	35
(1) 幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業（必須記載事項）の実施状況	35
(2) 行橋市が掲げたその他の施策（任意記載事項）の実施状況	41
2. 基礎統計及びアンケート調査からみえる今後の課題	45
(1) 少子化の進行	45
(2) ひとり親世帯の増加	45
(3) 共働き家庭の増加	45

(4) 待機児童の解消	45
(5) 発達障がいを抱える子どもとその家族の支援	46
(6) 各種サービスや相談窓口の広報・情報発信の強化	46
(7) 経済的支援の充実	46
(8) 児童虐待の防止	47
(9) 子どもの居場所（遊び場）づくり	47
第4章 第2期子ども・子育て支援事業計画の基本方針	49
1. 計画の基本理念	49
2. 計画の基本的視点	49
(1) 子どもの「最善の利益」の実現	49
(2) すべての子ども・子育て家庭に対する支援	49
(3) 質の高い幼児教育・保育、子育て支援の提供	50
(4) 地域社会全体で子育てを支援	50
3. 計画の基本目標	50
基本目標1 子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくり	50
基本目標2 安心して子どもを産み、子どもや子育てに喜びや生きがいを実感できる環境づくり	51
基本目標3 子育てを地域全体で応援する環境づくり	51
4. 計画の体系	52
第5章 幼児教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制	53
1. 幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計	53
2. 教育・保育提供区域の設定	53
(1) 教育・保育提供区域について	53
(2) 本市における教育・保育提供区域	53
3. 幼児教育・保育（1～3号）の量の見込みと確保の方策	54
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	57
(1) 時間外保育事業	57
(2) 放課後児童健全育成事業	58
(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	58
(4) 地域子育て支援拠点事業	59
(5) 一時預かり事業	60
(6) 病児保育事業	62
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）〔就学児〕	63
(8) 利用者支援事業	63
(9) 妊婦に対する健康診査	64
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	65
(11) 養育支援訪問事業	65
(12) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業	66
(13) 多様な主体が参画することを促進するための事業	66
5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策	67
(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方	67
(2) 質の高い幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供等に係る基本的な考え方	67
(3) 幼児教育・保育施設と地域型保育事業者との連携、保幼小の連携の推進	67
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	68
第6章 施策事業の展開	69
基本目標1 子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくり	69
基本施策1 幼児期の教育・保育の充実	69
基本施策2 子どもの健全育成	73
基本施策3 支援が必要な子どもへの対策	77
基本施策4 子どもの貧困対策の推進	80

基本目標 2	安心して子どもを産み、子どもや子育てに喜びや生きがいを実感できる環境づくり	85
基本施策 1	子育て相談・情報提供体制の充実	85
基本施策 2	多様な子育て支援サービスの充実	87
基本施策 3	子どもや母親の健康の確保	90
基本施策 4	経済的支援の充実	93
基本目標 3	子育てを地域全体で応援する環境づくり	96
基本施策 1	仕事と子育ての両立支援（ワーク・ライフ・バランス）	96
基本施策 2	地域における子育て支援	99
基本施策 3	安心・安全な環境の整備	102
第7章	計画の推進体制	105
1.	計画推進及び進捗状況の周知	105
2.	協働による計画推進	105
3.	計画の実践と点検・評価	105
資料編		107
1.	計画策定の経緯	107
2.	行橋市子ども・子育て会議 設置要綱	108
3.	行橋市子ども・子育て会議 委員名簿	110
4.	子ども・子育て支援法（抜粋）	111
5.	事業費（決算額）の推移	114



第1章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

我が国では、平成元年に合計特殊出生率が1.57となったのをきっかけに少子化の問題が大きく取り上げられるようになり、平成6年12月の『エンゼルプラン』の策定を皮切りに、少子化の流れを変えるための施策が実施されてきました。また、平成22年1月に閣議決定した「子ども・子育てビジョン」では、それまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととされました。

さらに、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする『子ども・子育て関連3法』を制定し、平成27年度から、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、幼児教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする『子ども・子育て支援新制度』を施行しました。

本市においても、平成17年に「行橋市次世代育成支援行動計画〔前期計画〕」（計画期間：平成17～21年度）を、平成22年3月には前期計画を見直し、後期計画（計画期間：平成22～26年度）を、平成27年3月には『子ども・子育て支援新制度』に基づく「行橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、『すべての子どもが健やかに育つことができる環境づくり』を基本理念として、家庭や地域、企業や幼児教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、子どもや子育て支援のための取組を進めてきました。

しかしながら、我が国の子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズは年々増大しており、都市部を中心に保育所においては待機児童問題が深刻化しています。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国では、平成29年6月に『子育て安心プラン』、平成30年9月には『新・放課後子ども総合プラン』が策定され、待機児童解消や女性就業率80%（M字カーブの解消）に向けた保育のさらなる量的拡充、放課後児童クラブの量的拡充を図ることとされています。さらに、令和元年10月より、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育所・認定こども園の費用を無償化する措置が開始されました。

本市は、これまでの国の動向や本市における取組を踏まえ、質の高い幼児教育・保育事業を過不足なく提供するとともに、各種子育て支援事業を一層促進させることを目指し、「第2期行橋市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 子ども・子育て支援制度の全体像

平成27年4月より開始された「子ども・子育て支援制度」の全体像は以下のとおりです。

本制度の大きな枠組みとしては、就学前の子どもを年齢で3歳未満、3歳以上、また保育の必要性の有無によって、4つに分け、必要な支援をしていくことになっています。それぞれの子育て家庭のニーズ調査を行い、結果を反映させ、事業の目標を設定した「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。その大きな柱が「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」です。

子ども・子育て支援制度の全体像

満3歳以上の子どもを持つ保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭

満3歳以上の子どもを持つ保育を利用する家庭

満3歳未満の子どもを持つ保育を利用する家庭

満3歳未満の子どもを持つ保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭

↓ 需要の調査・把握

行橋市子ども・子育て支援事業計画

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について

「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)+確保方策(確保の内容+実施時期)を記載

↓ 計画的な整備

子どものための教育・保育給付

<施設型給付>
幼稚園(3~5歳)
保育所(0~5歳)
認定こども園(0~5歳)

<地域型保育給付>
小規模保育事業(定員6~19人)
家庭的保育事業(定員5人以下)
居宅訪問型保育事業
事業所内保育事業

地域子ども・子育て支援事業

- | | |
|----------------------------|-------------------------------------|
| ①時間外保育事業 | ⑦子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業) |
| ②放課後児童健全育成事業
(放課後児童クラブ) | ⑧利用者支援事業 |
| ③子育て短期支援事業(ショートステイ) | ⑨妊婦に対する健康診査 |
| ④地域子育て支援拠点事業 | ⑩乳児家庭全戸訪問事業 |
| ⑤一時預かり事業 | ⑪養育支援訪問事業 |
| ⑥病児保育事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| | ⑬多様な主体が参画することを促進するための事業 |

その他行政以外が主体となって支給する事業(認可外保育事業)

企業主導型保育事業 その他認可外保育施設(ベビーホテル、託児所など)

■ 子どものための教育・保育給付 ■

施設型給付	幼児教育・ 保育施設	幼稚園（3～5歳）
		保育所（0～5歳）
		認定こども園 幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も 行う施設
地域型保育 給付	地域型保育 事業	小規模保育事業（定員6～19人） 少人数を対象に多様なスペースで保育を行う事業
		家庭的保育事業（定員5人以下） 家庭的な雰囲気のもと、少人数の保育を行う事業
		居宅訪問型保育事業 障がいなど個別のケアが必要な場合などに保護者の居宅で、1対1 で保育を行う事業
		事業所内保育事業 会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子ども を一緒に保育する事業

■ 行政以外が主体となって支給する事業 ■

認可外保育事業	（例）企業主導型保育事業 企業等による事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に応じた 保育サービスを提供する事業。（延長・夜間、土日の保育、短時間・週2 日のみの利用など）
---------	--

（2）保育の必要性の認定

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育等の幼児教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等が行われます。

認定区分	対象者	給付の内容	主に利用する 施設・事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども （保育の必要性なし）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた 就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた 就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(3) 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育所・認定こども園の費用の無償化が開始されました。

■ 幼児教育・保育の無償化の対象範囲 ■

	保育の必要性	
	なし（例：専業主婦(夫)世帯）	あり（例：共働き世帯等）
幼稚園 認定こども園（教育認定）	無償 （預かり保育は対象外）	無償 （預かり保育は、月額上限 11,300円 ^{※3} まで無償）
幼稚園 （就園奨励費補助金の対象 施設）	月額25,700円を上限に無償 （預かり保育は対象外）	月額25,700円を上限に無償 （預かり保育は、月額上限 11,300円 ^{※3} まで無償）
認可保育所 認定こども園（保育認定） 地域型保育施設	—	無償
企業主導型保育施設	—	標準的な利用料まで無償
認可外保育施設等 ^{※1※2}	（無償化の対象外）	月額37,000円 ^{※3} を上限に無償 （他の認可外保育施設等との併 用が可能）

※1 「認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）」が無償化の対象となるためには、都道府県等に届出を行い、国が定める指導監督基準を満たす必要がある。ただし、基準を満たしていない場合でも、5年間は猶予期間として、無償化の対象となる。

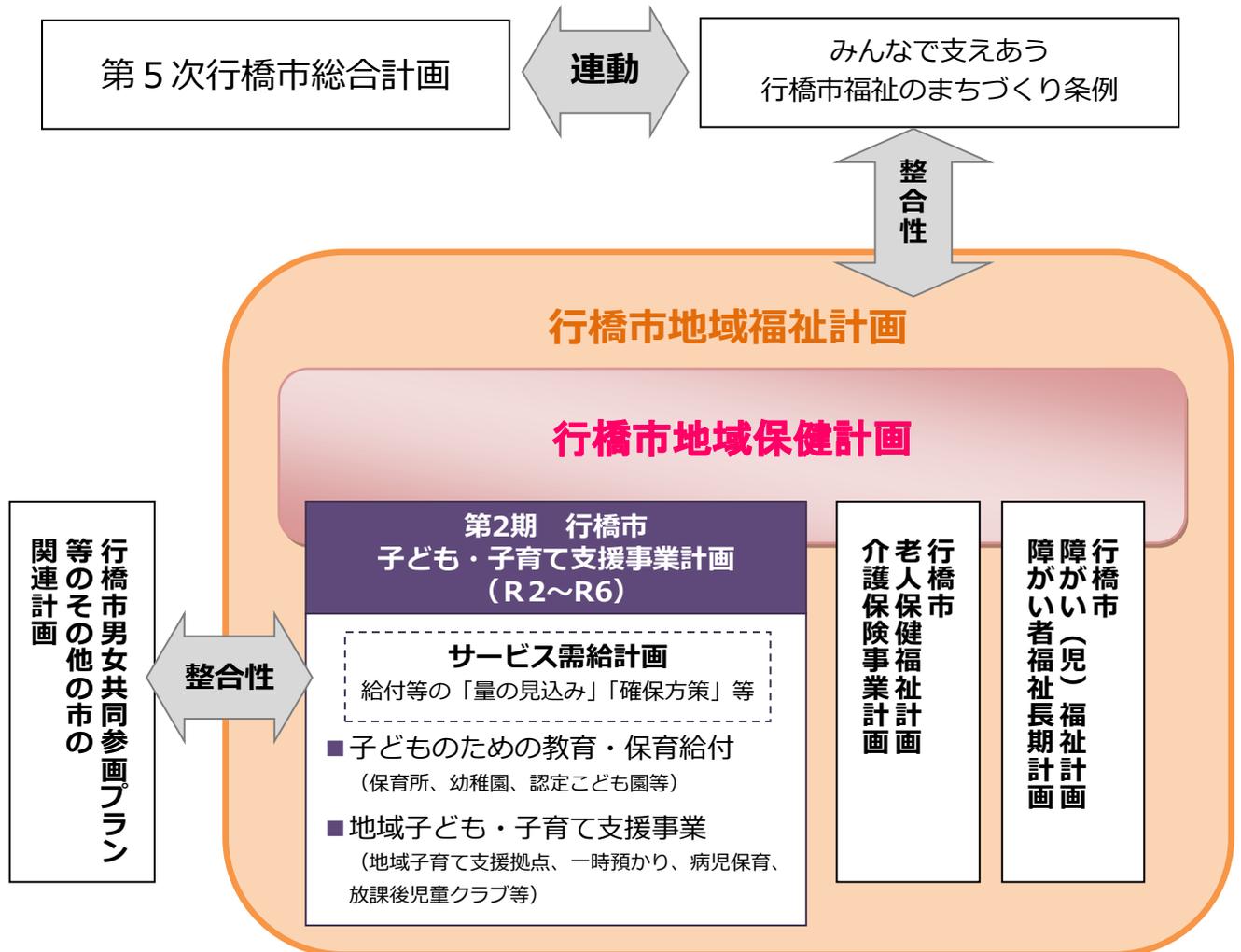
※2 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等も無償化の対象となる。

※3 金額（11,300円または37,000円）は3歳から5歳の児童の場合の無償化上限額。0歳から2歳までの住民税非課税世帯の児童の場合は、各金額に5,000円を加えた額までが無償化の対象となる。

3. 計画の性格と位置づけ

- 本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づき策定した「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市における今後5年間の幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのサービス需給計画です。
- 本計画は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき策定した「行橋市次世代育成支援行動計画」（前期：平成17～21年度、後期：平成22～26年度）における子ども・子育て全般に係る施策の基本計画（地域における子育て支援・親と子の健康の確保及び増進・親と子がともに学び育つ教育環境の整備・要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進・安心して子育てできる生活環境の整備）からの継続性に配慮しつつ、策定しています。
- 本計画は、「第5次行橋市総合計画」（後期基本計画：平成29～33年度）を上位計画とし、「行橋市地域福祉計画」や「行橋市地域保健計画」などの本市の福祉及び保健分野の基本計画の内容を踏まえて策定しています。このほか、「行橋市障がい者福祉長期計画 及び 行橋市障がい（児）福祉計画」や「行橋市男女共同参画プラン」等の各種関連個別分野の計画との整合性にも配慮しています。

■ 計画の位置づけ ■



4. 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう、毎年度、進捗状況を管理するとともに、必要に応じて中間年度（令和4年度）に計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

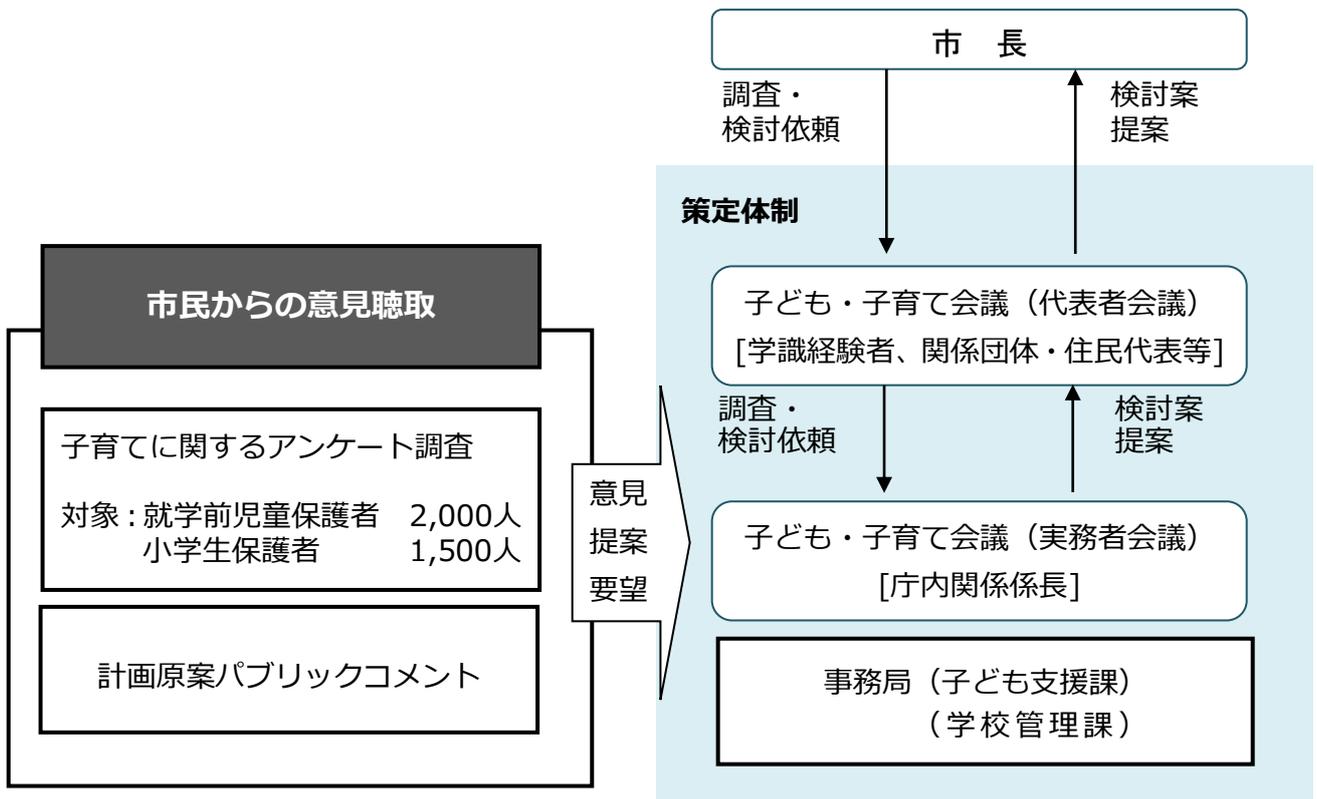
2015年度 H27年度	2016年度 H28年度	2017年度 H29年度	2018年度 H30年度	2019年度 R元年度	2020年度 R2年度	2021年度 R3年度	2022年度 R4年度	2023年度 R5年度	2024年度 R6年度
第1期行橋市子ども・子育て支援事業計画					第2期行橋市子ども・子育て支援事業計画				
							見直し		

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法の規定により市町村等の合議制機関として設置が努力義務化されている「地方版子ども・子育て会議」として、子育て中の保護者や幼児教育・保育施設等の関係者、学識経験者等で構成する「行橋市子ども・子育て会議（代表者会議・実務者会議）」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

このほか、保護者に対するアンケート調査や計画原案に対するパブリックコメント（市民意見公募手続）により、市民の意見の反映に努めました。

■ 計画の策定体制及び市民意見聴取の取組 ■





第2章

行橋市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状



第2章 行橋市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

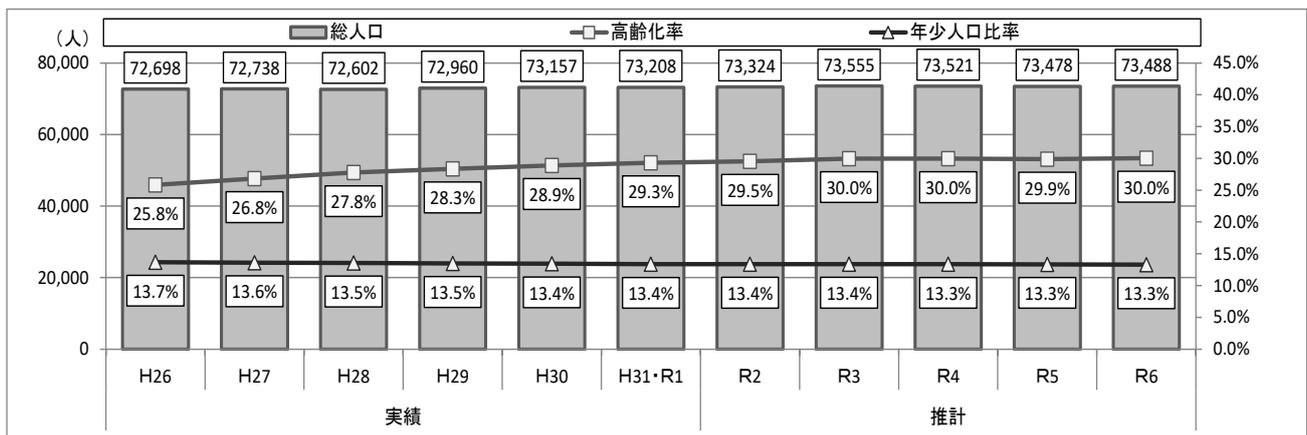
1. 人口の状況

(1) 人口の推移

全国的に人口減少が進む中、本市の総人口は平成30年度以降、73,000人台で推移しており、平成31～令和6年度の5年間で280人増加する見込みです。

ただし、年齢3区分別の内訳をみると、生産年齢人口（15～64歳）の減少が著しく、平成31～令和6年度の5年間で約330人減少する見込みです。総人口に占める年少人口比率は、令和2年度以降も13%強で推移する見込みですが、一方で高齢者人口（65歳以上）は平成31～令和6年度の5年間で約620人増加するため、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は令和6年度に30.0%に達する見込みです。

【人口の推移（実績と将来推計）】



(単位:人)

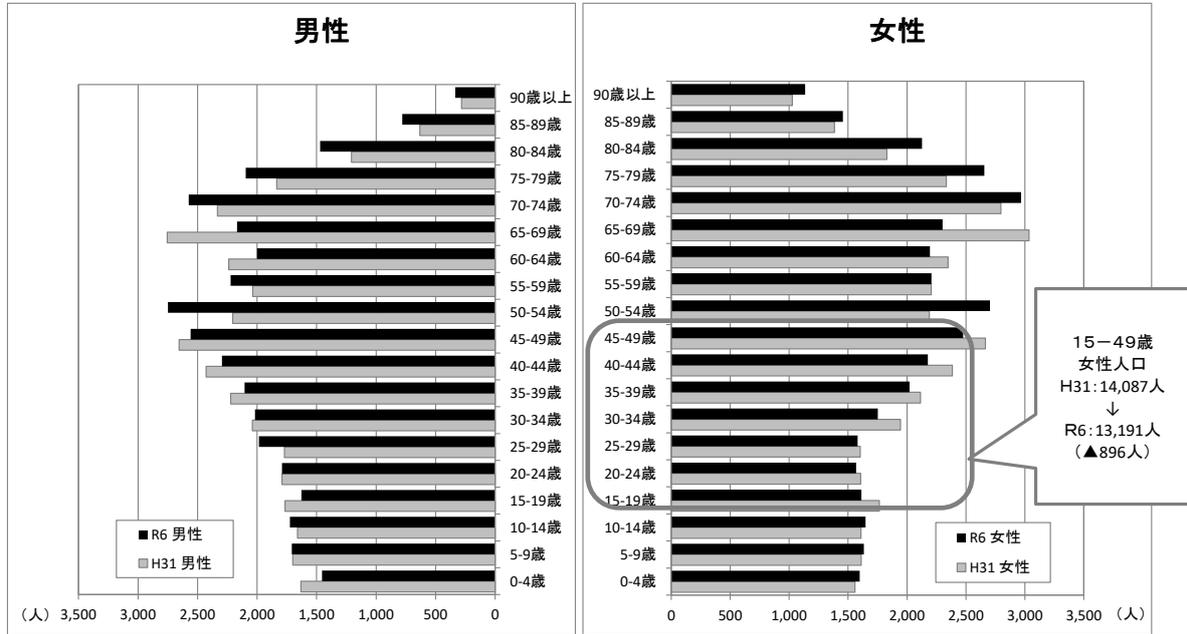
	実績						推計					増減 R6-H31
	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6	
0-14歳	9,949	9,885	9,833	9,841	9,821	9,774	9,806	9,830	9,814	9,806	9,769	▲ 5
15-64歳	43,964	43,339	42,614	42,441	42,199	41,980	41,864	41,677	41,687	41,723	41,648	▲ 332
65歳以上	18,785	19,514	20,155	20,678	21,137	21,454	21,654	22,048	22,020	21,949	22,071	617
総人口	72,698	72,738	72,602	72,960	73,157	73,208	73,324	73,555	73,521	73,478	73,488	280
年少人口比率	13.7%	13.6%	13.5%	13.5%	13.4%	13.4%	13.4%	13.4%	13.3%	13.3%	13.3%	0.1pt
高齢化率	25.8%	26.8%	27.8%	28.3%	28.9%	29.3%	29.5%	30.0%	30.0%	29.9%	30.0%	0.7pt

資料／平成26～31年度：住民基本台帳（各年度4月1日現在）、令和2～6年度：コーホート変化率法による推計値

第2章 行橋市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

平成31年度（実績）・令和6年度（推計）の性別・5歳階級別人口による人口ピラミッドは下図のとおりです。合計特殊出生率の算定対象である15～49歳の女性人口はこの間に896人減少することが見込まれるため、今後出生数の減少につながる可能性があります。

【性別・5歳階級別人口】

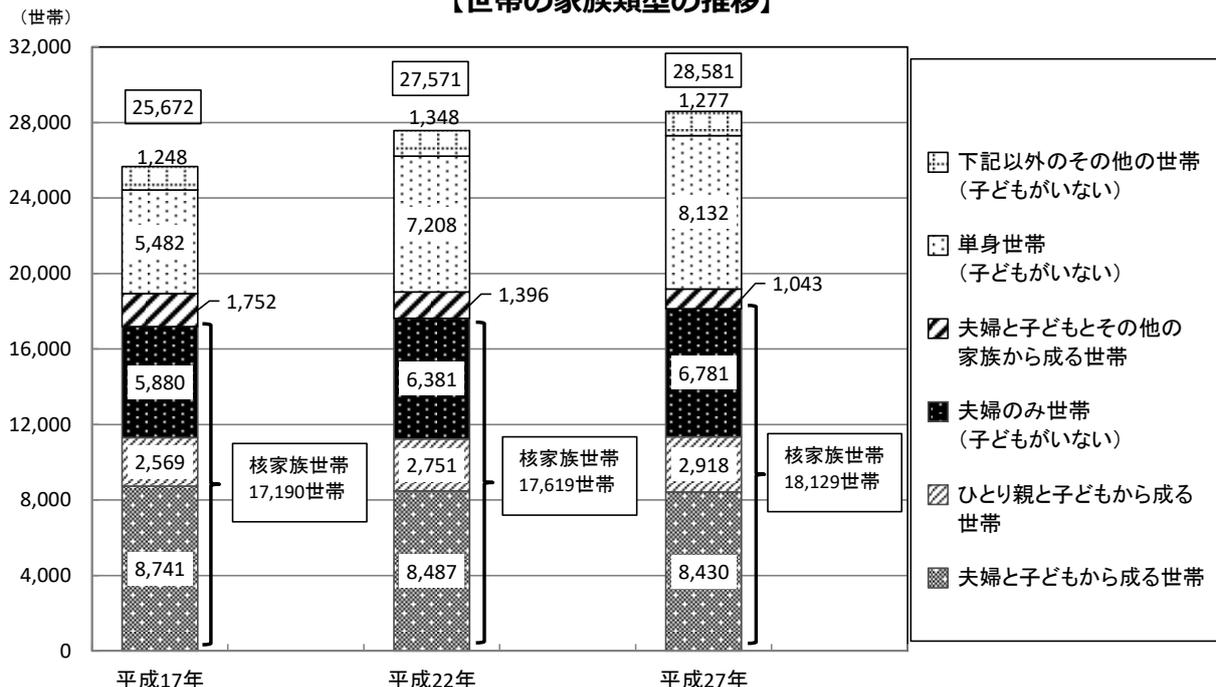


資料／平成31年度：住民基本台帳（4月1日現在）、令和6年度：コーホート変化率法による推計値

（2）世帯の家族類型の推移

世帯類型の推移をみると、平成17年から平成27年の10年間で、ひとり親世帯と夫婦のみ世帯の増加の影響で、核家族世帯は増加し、平成27年には18,129世帯となっています。

【世帯の家族類型の推移】

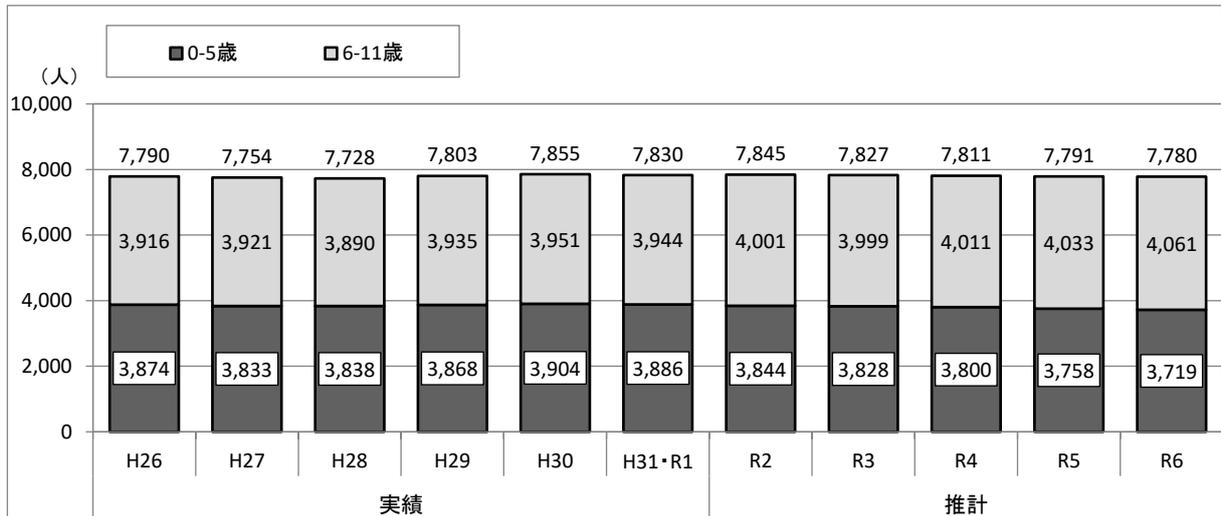


資料／国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 児童人口（小学生以下）の推移

児童人口の推移をみると、平成30年度以降、就学前児童（0～5歳）は徐々に減少することが見込まれ、令和5年度には3,800人を下回り、令和6年度には3,719人となる見込みです。一方、小学生（6～11歳）は今後も4,000人前後で微増傾向が続き、令和6年度には4,061人となる見込みです。

【児童人口の推移（実績と将来推計）】



(単位:人)

	実績						推計				
	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	R6
0歳	666	627	618	617	608	613	600	585	581	577	566
1歳	637	660	627	642	644	630	638	625	610	606	602
2歳	600	641	680	641	645	654	640	648	635	620	616
3歳	654	603	649	686	643	647	657	643	651	638	623
4歳	642	652	609	656	700	647	655	665	651	659	646
5歳	675	650	655	626	664	695	654	662	672	658	666
6歳	630	677	647	665	633	661	700	659	667	677	663
7歳	643	634	671	655	662	638	664	703	662	670	680
8歳	624	646	636	673	661	659	639	665	704	663	671
9歳	645	630	664	640	673	659	659	639	665	704	663
10歳	678	650	623	672	648	669	663	663	643	669	708
11歳	696	684	649	630	674	658	676	670	670	650	676
0-5歳計	3,874	3,833	3,838	3,868	3,904	3,886	3,844	3,828	3,800	3,758	3,719
0-2歳計	1,903	1,928	1,925	1,900	1,897	1,897	1,878	1,858	1,826	1,803	1,784
3-5歳計	1,971	1,905	1,913	1,968	2,007	1,989	1,966	1,970	1,974	1,955	1,935
6-11歳計	3,916	3,921	3,890	3,935	3,951	3,944	4,001	3,999	4,011	4,033	4,061
6-8歳計	1,897	1,957	1,954	1,993	1,956	1,958	2,003	2,027	2,033	2,010	2,014
9-11歳計	2,019	1,964	1,936	1,942	1,995	1,986	1,998	1,972	1,978	2,023	2,047
合計(0-11歳)	7,790	7,754	7,728	7,803	7,855	7,830	7,845	7,827	7,811	7,791	7,780

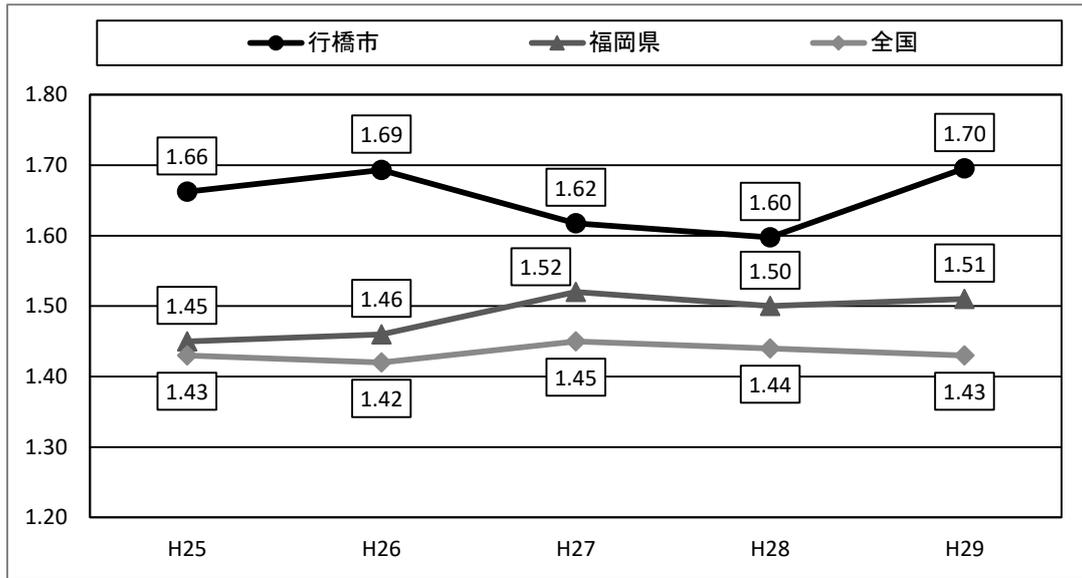
資料/平成26～31年度：住民基本台帳（各年度4月1日現在）、令和2～6年度：コーホート変化率法による推計値

2. 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は1.60～1.70で推移しており、平成29年度には1.70となっています。全国（1.43）・福岡県（1.51）より高いものの、人口を維持するために必要な水準（人口置換水準）である2.08を下回っています。

【合計特殊出生率の推移】

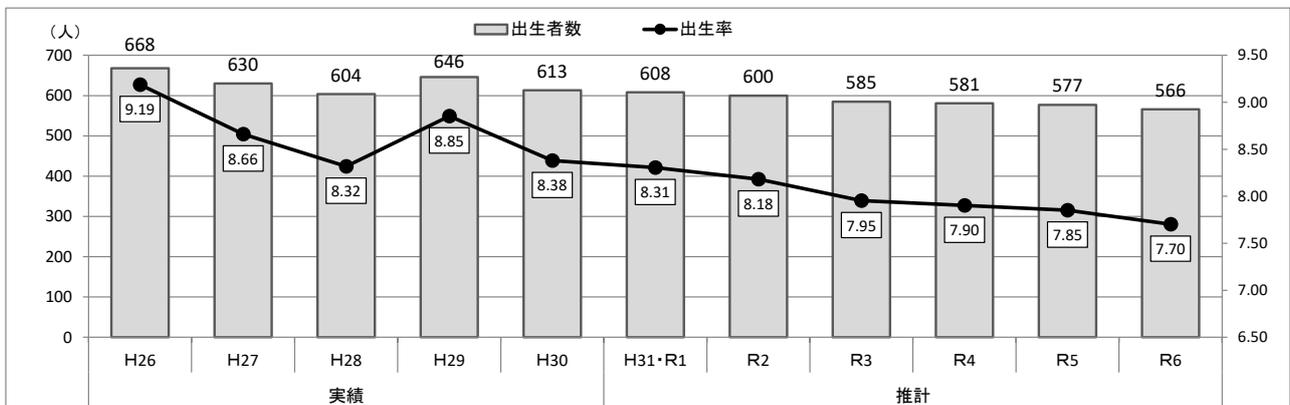


資料／福岡県・全国：福岡県人口動態統計及び福岡県保健統計年報
行橋市：住民基本台帳及び福岡県保健統計年報

(2) 出生者数、出生率の推移

出生者数は、平成30年613人から減少することが見込まれ、令和6年には566人と、600人を下回る見込みです。出生率（人口千人あたりの出生者数）についても、平成30年8.38から減少することが見込まれ、令和6年には0.68ポイント減少し、7.70となる見込みです。

【出生者数、出生率の推移】



資料／出生者数：平成26～30年：行橋市資料より（各年1月1日～12月31日）、平成31～令和6年：コーホート変化率法による推計値

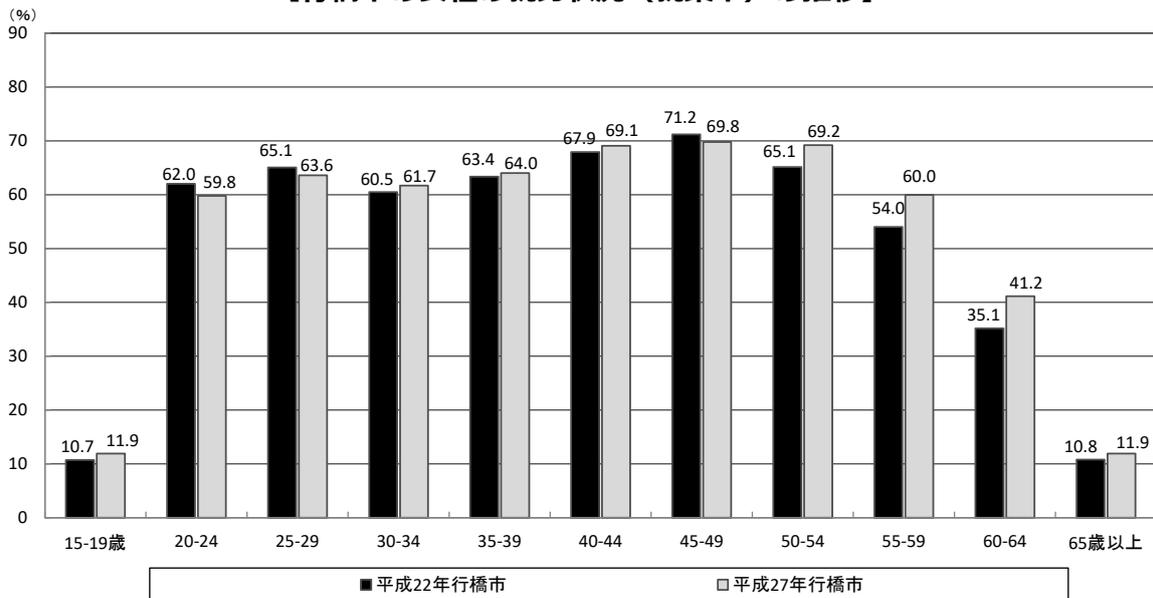
出生率：人口千人あたりの出生者数

3. 女性の就労状況

本市の女性の就業率の動向をみると、平成22年から平成27年の5年間の間に、20代の女性の就業率はやや減少している一方、30代女性と40代前半の女性就業率は増加しています。

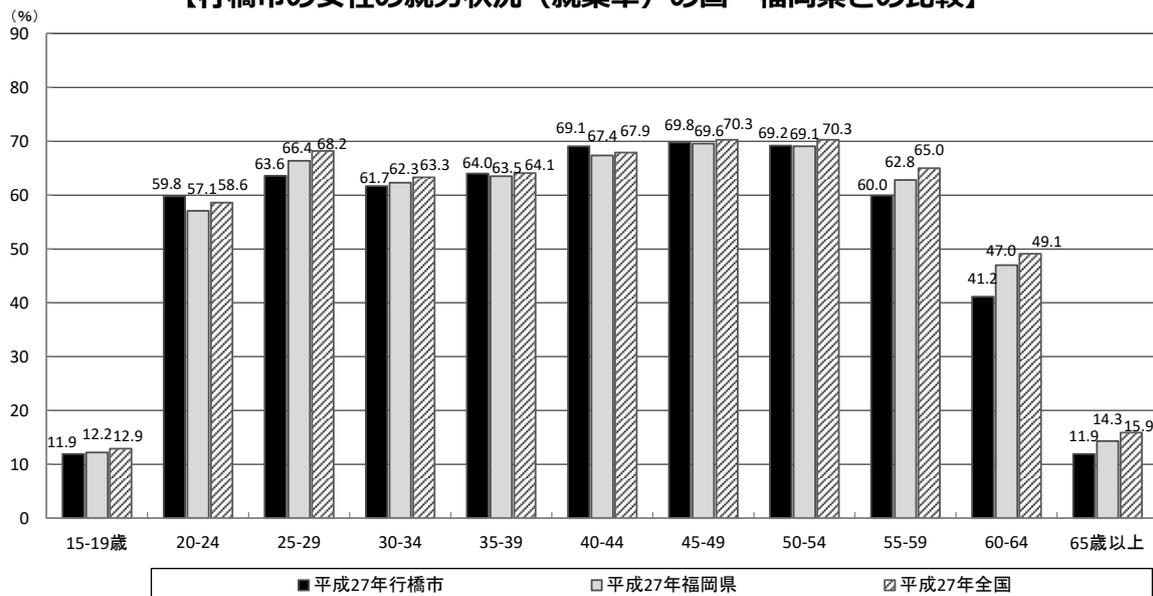
全国や福岡県全体の平均と比較すると、20代前半と40代前半の女性就業率が国や県と比較して高くなっていますが、本市でも国や県の傾向と同様に、30歳代前半を谷間とするM字カーブを描いています。これは、女性の結婚後から子どもの育児（子育て）期間終了までの離職がその一因と考えられます。

【行橋市の女性の就労状況（就業率）の推移】



資料／国勢調査（各年10月1日現在）

【行橋市の女性の就労状況（就業率）の国・福岡県との比較】



資料／国勢調査（10月1日現在）

4. 主な幼児教育・保育施設等の状況

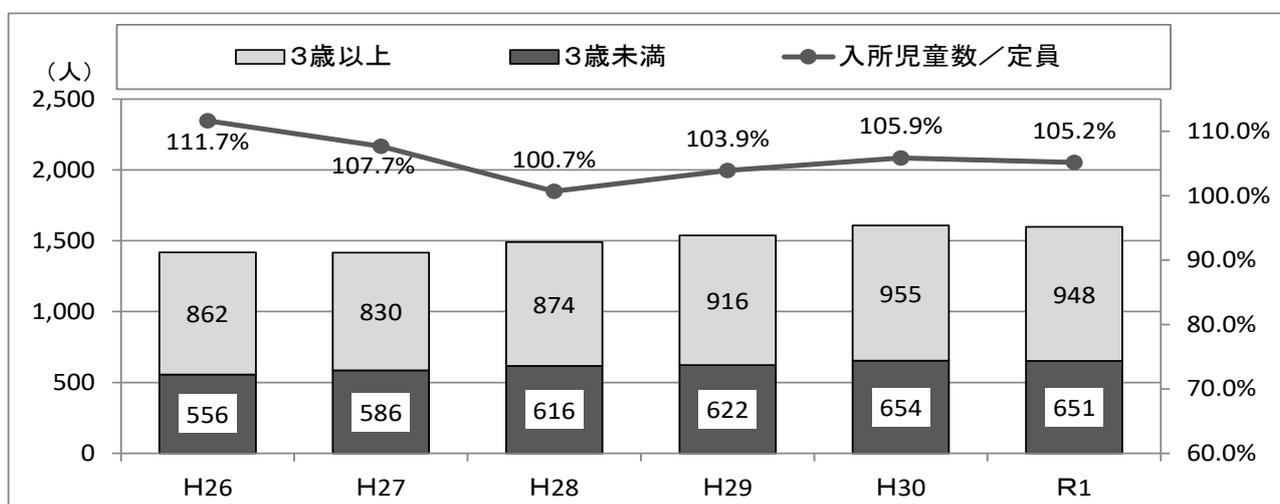
(1) 認可保育所の状況

認可保育所（認定こども園、小規模保育事業所含む）は、令和元年度現在、市内に13園あります。認可保育所の入所児童数は、平成29年度以降、1,500人を超えており、定員比105%前後で推移しています。

平成26～令和元年度間の伸び率で見ると、全体では1.13倍（181人増）、3歳未満は1.17倍（95人増）、3歳以上は1.10倍（86人増）となっています。各歳別の伸び率は1歳が1.22倍と最も高くなっています。

定員を上回る分の受け入れは、定員の弾力化を利用し行っていますが、令和元年度には、保育士の不足もあり、若干の待機児童が発生しています。

【認可保育所の状況】



		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	増減 (R1-H26)	伸び率 (R1/H26)
保育所数(か所)		12	13	13	13	13	13	1	1.08
定員(人)		1,270	1,315	1,480	1,480	1,520	1,520	250	1.20
入所児童数(人)	0歳	90	83	86	89	107	95	5	1.06
	1歳	223	231	245	253	262	272	49	1.22
	2歳	243	272	285	280	285	284	41	1.17
	3歳	280	271	302	317	307	314	34	1.12
	4歳	273	288	282	312	324	309	36	1.13
	5歳	309	271	290	287	324	325	16	1.05
	計	1,418	1,416	1,490	1,538	1,609	1,599	181	1.13
	計	556	586	616	622	654	651	95	1.17
待機児童数(人)	3歳未満	10	0	0	0	0	8	▲2	0.80
	3歳以上	1	0	0	0	0	2	1	2.00
	計	11	0	0	0	0	10	▲1	0.91
入所児童数/定員		111.7%	107.7%	100.7%	103.9%	105.9%	105.2%	▲6.5pt	

※入所児童数・・・市内の認可保育施設に在籍する児童数（市外居住者を含む）
資料/子ども支援課（各年度4月1日現在）

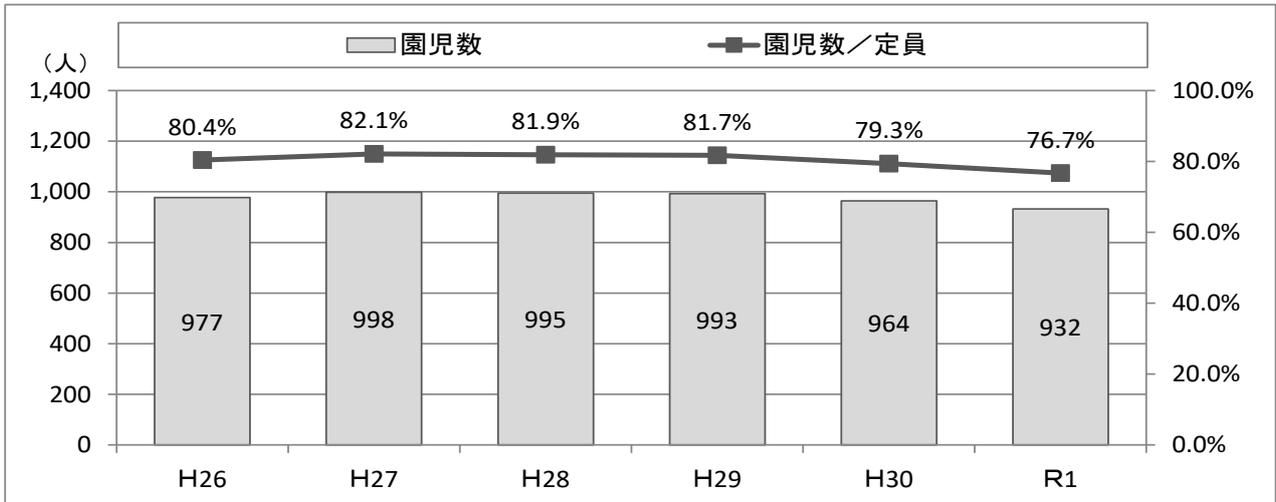
(2) 幼稚園の状況

幼稚園は、令和元年度現在、市内に私立6園があります。

幼稚園の園児数は、平成27年度以降減少傾向にあり、令和元年度には932人（定員比76.7%）となっています。

平成26～令和元年度間の伸び率でみると、年長（5歳児）は0.99倍（5人減）、年少（3歳児）は0.91倍（29人減）と、年少児童の方が大きく減少しています。

【幼稚園の状況】



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	増減 (R1-H26)	伸び率 (R1/H26)
幼稚園数(か所)	6	6	6	6	6	6	0	1.00
学級数(クラス)	42	42	42	43	41	40	▲ 2	0.95
定員(人)	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	0	1.00
園児数	3歳	313	311	317	326	300	▲ 29	0.91
	4歳	329	348	328	324	337	▲ 11	0.97
	5歳	335	339	350	343	327	▲ 5	0.99
	計	977	998	995	993	964	▲ 45	0.95
園児数/定員	80.4%	82.1%	81.9%	81.7%	79.3%	76.7%	▲ 3.7pt	

※入所児童数・・・市内の私立幼稚園に在籍する児童数（市外居住者を含む）
資料/子ども支援課（各年度5月1日現在）

(3) 届出保育施設の状況

届出保育施設（認定外保育施設）は、平成31年4月1日現在、市内7か所（定員165人）となっています。所得が高いため認可保育所に通った場合に保育料が高額になる世帯の児童や、幼稚園の送り迎えの時間に保育が必要な児童が主に利用しており、施設によっては学童の預かりも実施しています。

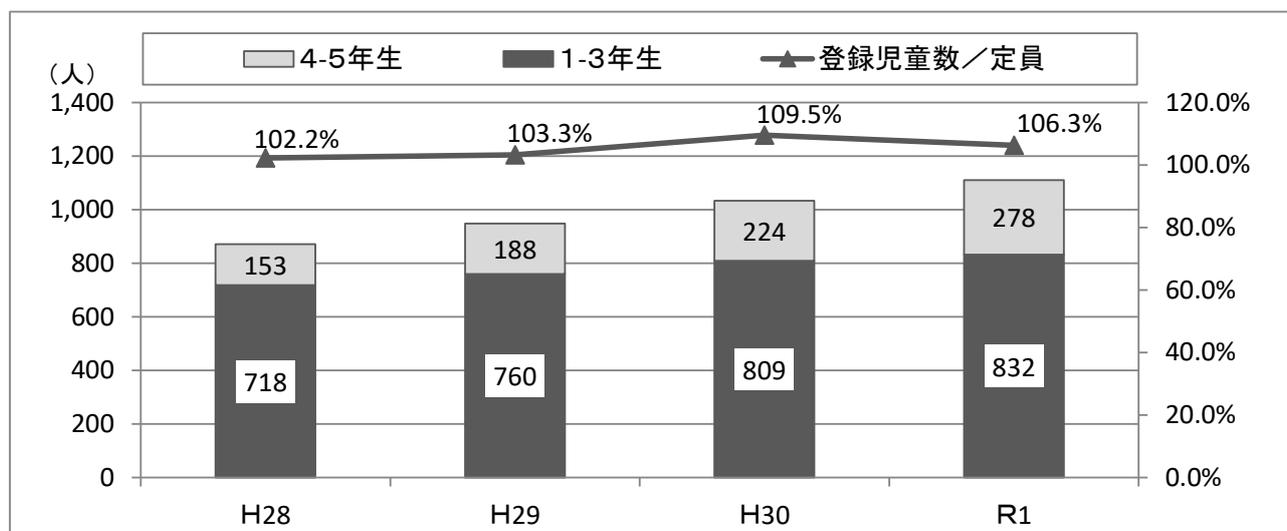
(4) 放課後児童クラブ（学童保育）の状況

放課後児童クラブ（学童保育）は、令和元年度現在、市内18か所にて開設しています。

放課後児童クラブ（学童保育）の登録児童数は、平成28年度以降増加傾向にあり、令和元年度には1,110人（定員比106.3%）となっております。

クラブによっては、面積的にも人員配置的にも限界に近い部分で受け入れしているところもあり、設備の見直しが課題となっております。

【放課後児童クラブ（学童保育）の状況】



	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	増減 (R1-H28)	伸び率 (R1/H28)	
クラブ数(か所)	16	16	17	18	2	1.13	
定員(人)	852	918	943	1,044	192	1.23	
登録児童数(人)	1年生	286	282	312	314	28	1.10
	2年生	248	274	270	288	40	1.16
	3年生	184	204	227	230	46	1.25
	4年生	108	117	145	173	65	1.60
	5年生	33	48	57	80	47	2.42
	6年生	12	23	22	25	13	2.08
	計	871	948	1,033	1,110	239	1.27
	1-3年生	718	760	809	832	114	1.16
4-6年生	153	188	224	278	125	1.82	
登録児童数/定員	102.2%	103.3%	109.5%	106.3%	4.1pt		

資料/学校管理課（各年度4月1日現在）

(5) 小学校・中学校の状況

小学校は、令和元年度現在、市内に11校あり、児童数は計3,903人、通常学級数は計137、特別支援学級数は計40となっています。

中学校は、令和元年度現在、市内に6校あり、生徒数は計1,706人、通常学級数は計51、特別支援学級数は計14となっています。

区分		平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
小学校	学校数	11	11	11	11	11	11
	児童数	3,856	3,856	3,838	3,877	3,899	3,903
	通常学級数	138	136	136	137	137	137
	特別支援学級数	30	30	31	34	36	40
中学校	学校数	6	6	6	6	6	6
	生徒数	1,922	1,876	1,858	1,789	1,724	1,706
	通常学級数	56	56	56	54	50	51
	特別支援学級数	11	12	14	15	15	14

資料／教育総務課指導室（各年度5月1日現在）



5. 子育てに関するアンケート調査からみた子育て家庭の状況

本市では、本計画の策定の基礎資料として、子育て中の保護者の幼児教育・保育やその他の子育て支援サービスの利用状況・利用希望、子育て施策全般に対する意向等を把握するために以下の子育てに関するアンケート調査を実施しました。

【子育てに関するアンケート調査の概要】

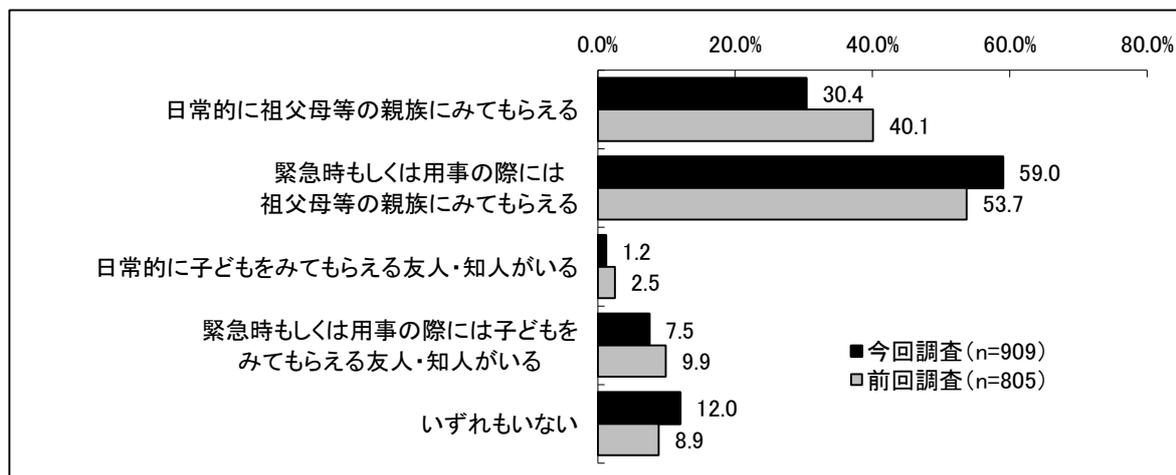
	就学前児童保護者用調査	小学生保護者用調査
調査対象者	就学前児童（0～6歳児）の保護者	小学1～6年生の保護者
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配布－郵送回収	郵送配布－郵送回収
標本数	2,000人	1,500人
有効回収数 (有効回収率)	909人(45.5%)	631人(42.1%)
調査期間	平成30年12月20日から平成31年1月8日まで	

※前回調査：調査対象者、抽出方法、調査方法、標本数は同条件のもと、平成25年10月～11月に実施

(1) 日ごろ子どもをみてもらえる親族・知人の状況

- ・日ごろ子どもをみてもらえる親族・知人の状況では、前回調査と比較して「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が減少し、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」「いずれもない」の割合が増加しており、祖父母などの高齢化や核家族化などにより、子どもをみてもらえる環境が減少している状況がみられます。

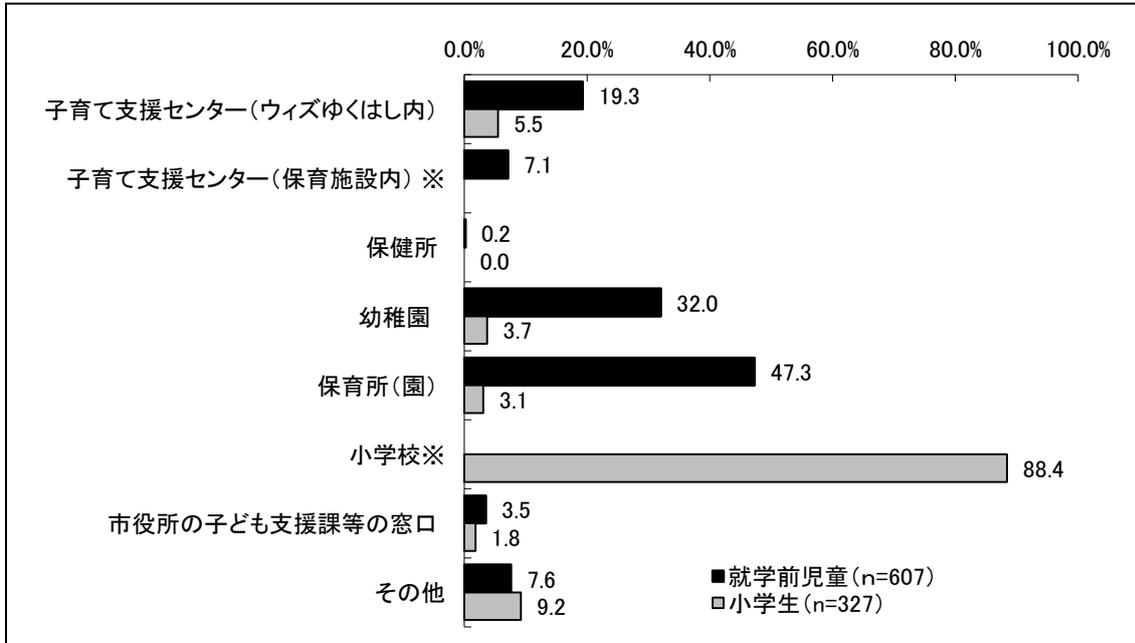
【就学前児童保護者】



(2) 気軽に相談できる場所

- ・子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる場所では、「市役所の子ども支援課等の窓口」「保健所」といった公共機関が少なくなっていることから、公共機関の相談窓口の広報・啓発が必要だと考えられます。

【就学前児童保護者・小学生保護者】



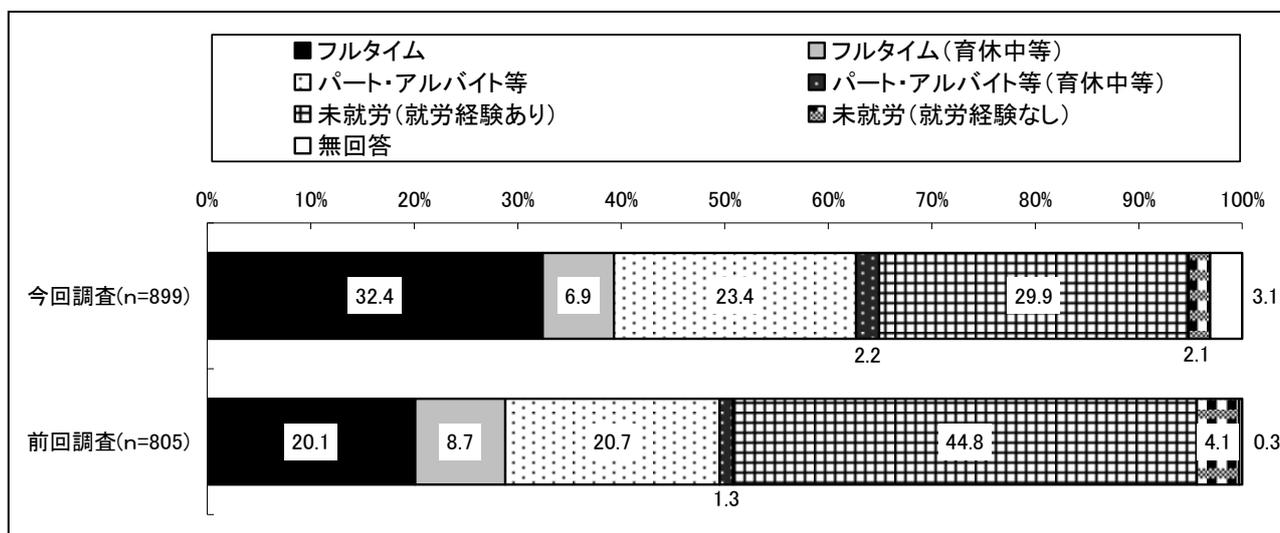
※「子育て支援センター（保育施設内）」は就学前児童のみ、「小学校」は小学生のみに設けられた選択肢



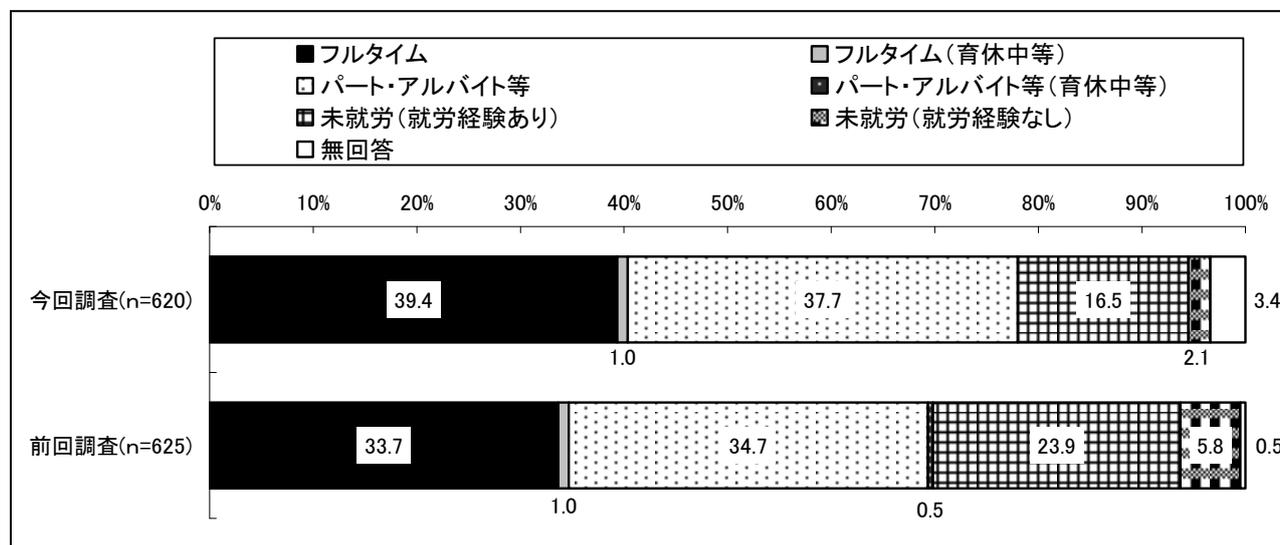
(3) 母親の就労状況

- ・就学前児童、小学生ともに母親の就労状況を前回調査と比較すると、「就労している母親」の割合が増加し、「就労していない母親」が減少しており、5年前と比較して母親の就業率が増加している現状がみられます。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】



(4) 父親の就労状況

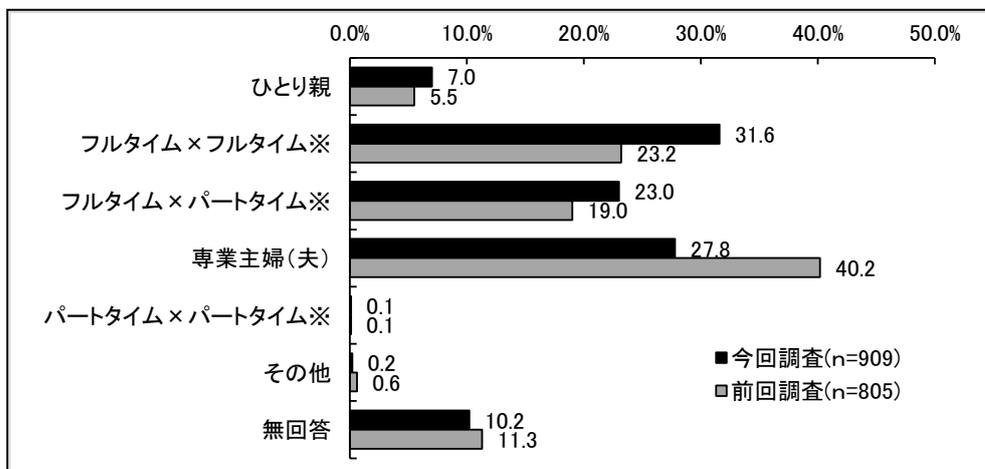
- ・就学前児童、小学生ともに父親の就労状況に関しては、前回調査と比較して大きな変動はなく、ほとんどが「フルタイムで就労している」と回答しています。

(5) 保護者の就労状況（まとめ）

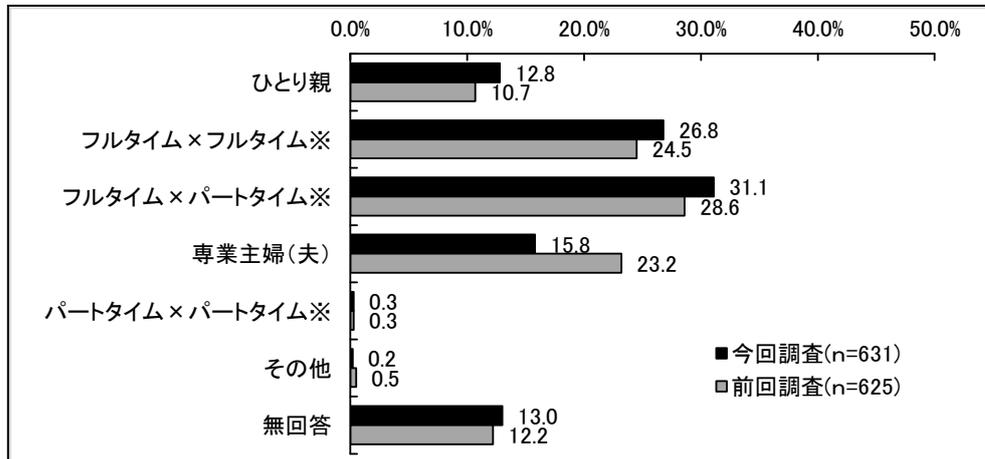
・父母別の就労状況及び配偶者の有無などをもとに、家庭の状況を整理した「家庭類型」では、就学前児童、小学生ともに、前回調査と比較して、「専業主婦（夫）」の割合が減少し、「フルタイム×フルタイム」「フルタイム×パートタイム」等の「共働きの世帯」の割合が増加しています。増加する共働き世帯が安心して子どもを預けることができるよう、幼児教育・保育施設や放課後児童クラブなどの十分な確保策等が重要です。

分類	内容
ひとり親	配偶者がいないひとり親家庭
フルタイム×フルタイム	父母ともにフルタイムで就労している家庭
フルタイム×パートタイム1	父母のうち、どちらかがフルタイムで就労し、もう片方がパートタイム（長時間）で就労している家庭
フルタイム×パートタイム2	父母のうち、どちらかがフルタイムで就労し、もう片方がパートタイム（短時間）で就労している家庭
専業主婦（夫）	父母のうち、どちらかが就労しており、もう片方が未就労の家庭
パートタイム×パートタイム1	父母ともにパートタイム（長時間）で就労している家庭
パートタイム×パートタイム2	父母ともにパートタイムで就労しており、いずれかがパートタイム（短時間）で就労している家庭
無業×無業	父母ともに未就労の家庭

【就学前児童保護者】 ※の項目は前回調査に準じて再編



【小学生保護者】 ※の項目は前回調査に準じて再編

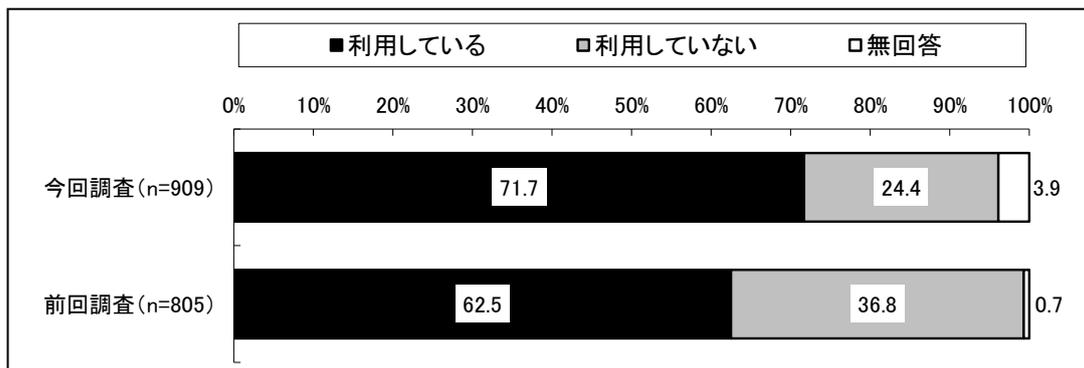


(6) 平日の幼児教育・保育の利用状況

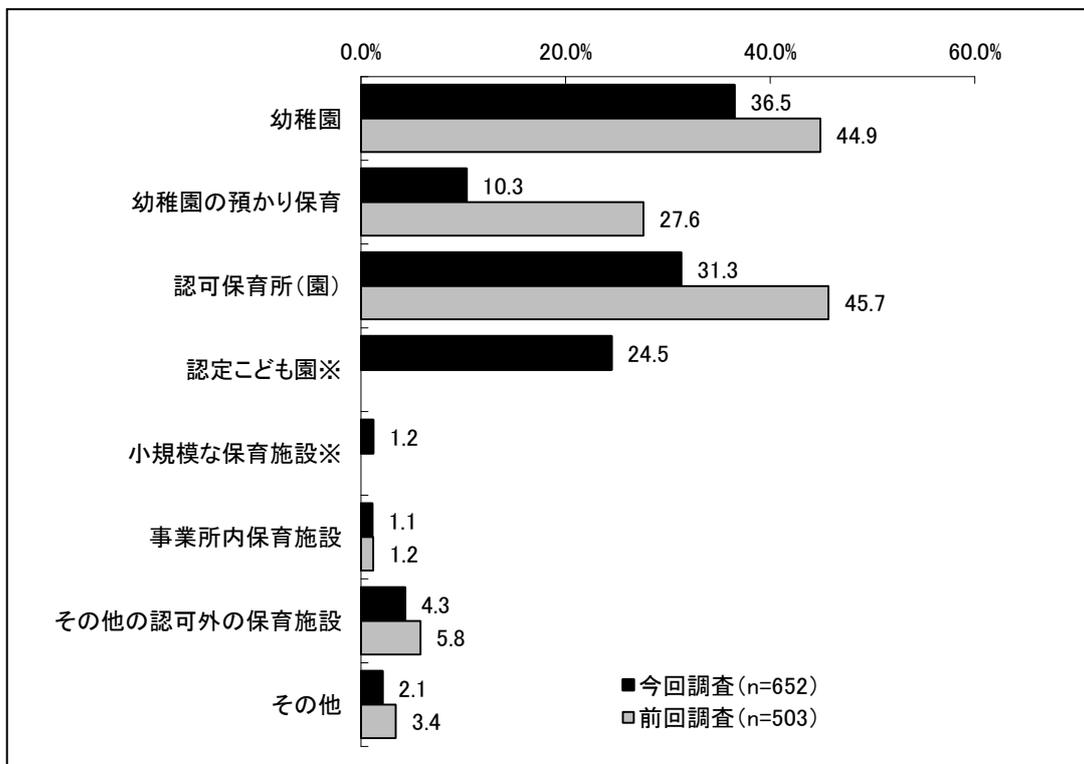
① 現在の利用状況

- ・就学前児童の7割（71.7%）が、現在、平日の定期的な幼児教育・保育事業を利用しています。
- ・利用者が利用している事業の種類をみると「幼稚園」（36.5%）や「認可保育所（園）」（31.3%）の割合が3割を超えて高くなっていますが、平成28年度以降に新たに創設された「認定こども園」が大幅に増加したことに伴い、「幼稚園」や「認可保育所」が減少しています。

【平日の定期的な幼児教育・保育事業の利用状況】



【利用している幼児教育・保育事業の種類】

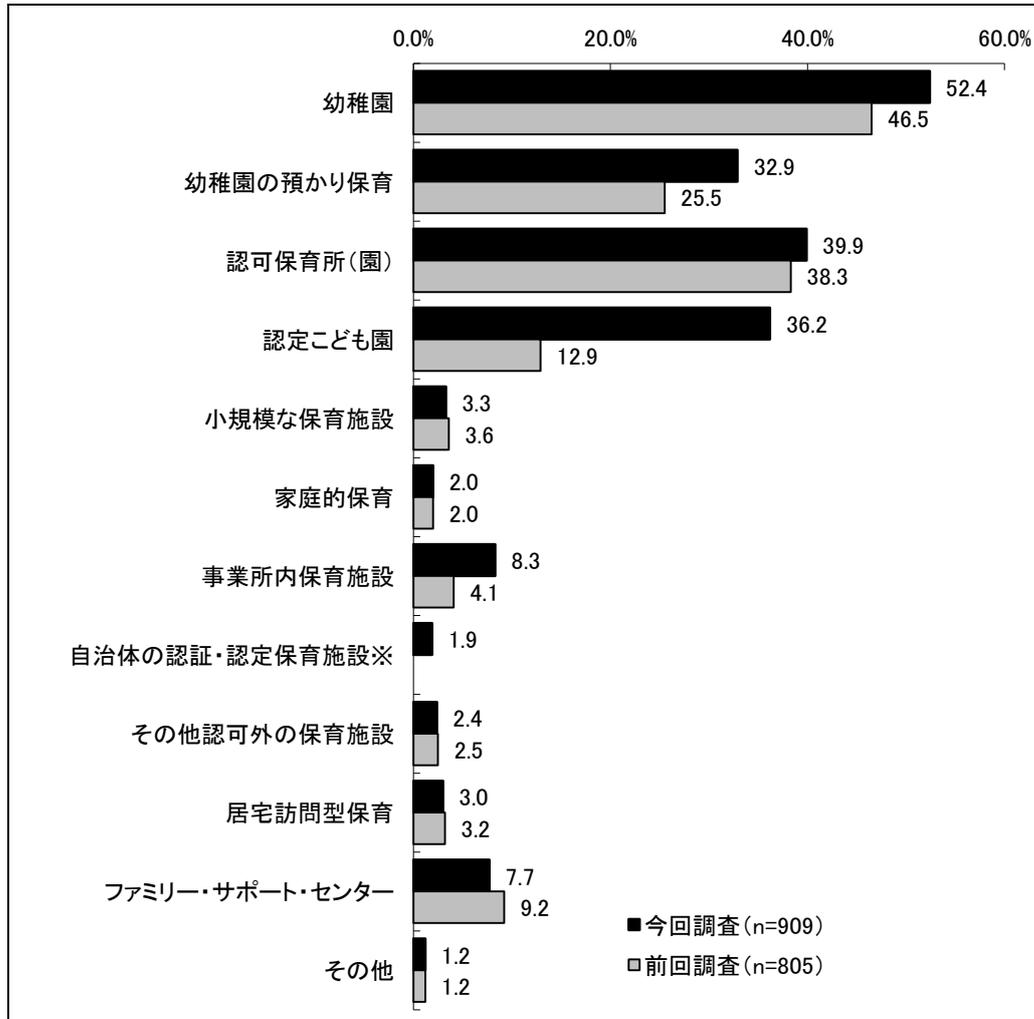


※の項目は前回調査にはありません。

②今後の利用意向

- ・平日の定期的な幼児教育・保育事業の今後の利用意向では、「幼稚園」(52.4%)の割合が5割を超えて最も高く、次いで「認可保育所(園)」(39.9%)、「認定こども園」(36.2%)となっています。

【平日の定期的な幼児教育・保育事業の利用意向】

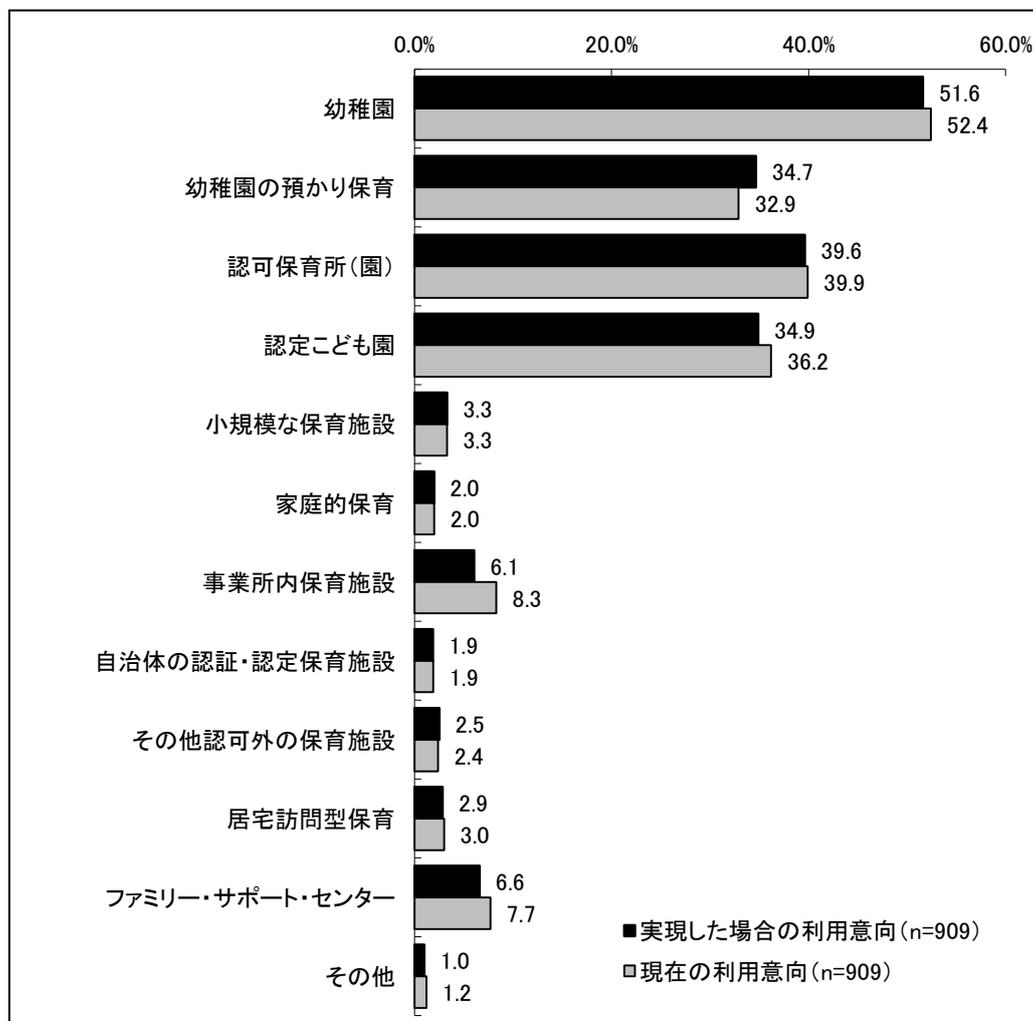


※の項目は前回調査にはありません。

③ 幼児教育・保育の無償化が実現した場合の平日の定期的な教育・保育事業の利用意向

・仮に、幼児教育・保育の無償化が実現した場合の利用意向では、現在の利用意向と概ね同様の結果となっていますが、「幼稚園の預かり保育」のニーズがやや増加しています。

【幼児教育・保育の無償化が実現した場合の利用意向】

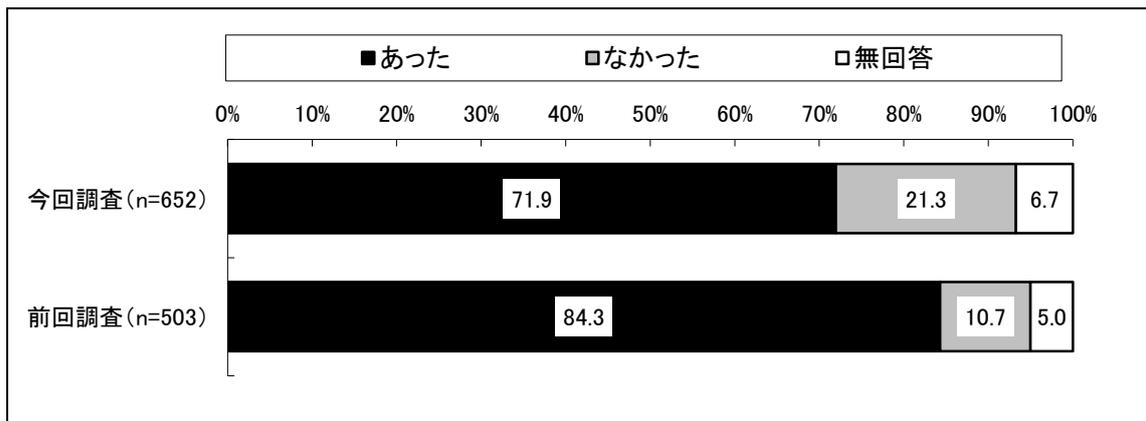


(7) 病児・病後児保育や一時預かり等の状況

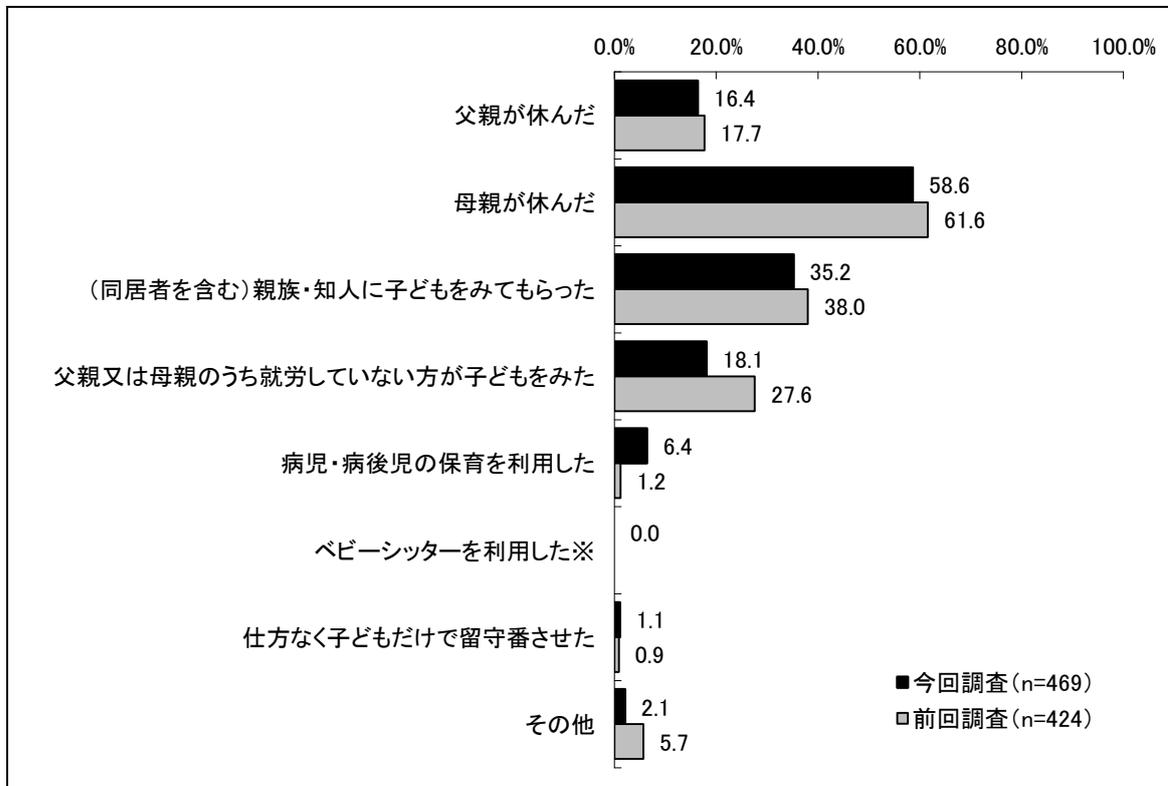
① 病児・病後児保育

- ・平日、定期的に幼児教育・保育事業を利用している就学前児童保護者の71.9%は、過去1年間に子どもの病気等のために事業を休んだ経験があります。
- ・休んだ場合の対処方法では、「母親が休んだ」(58.6%)の割合が最も高く、6割弱となっています。

【子どもの病気等で平日の定期的な幼児教育・保育事業を休んだ経験】



【休んだ場合の対処方法】

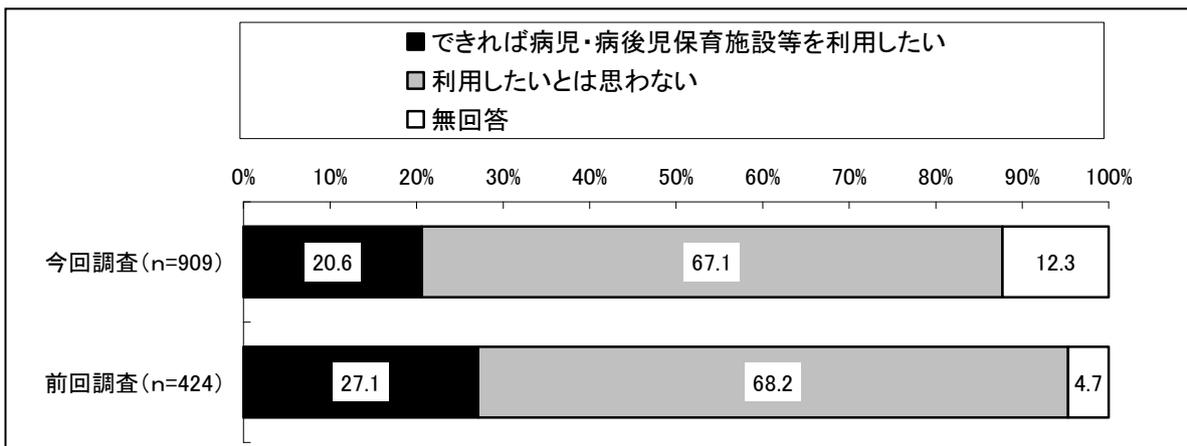


※の項目は前回調査にはありません。

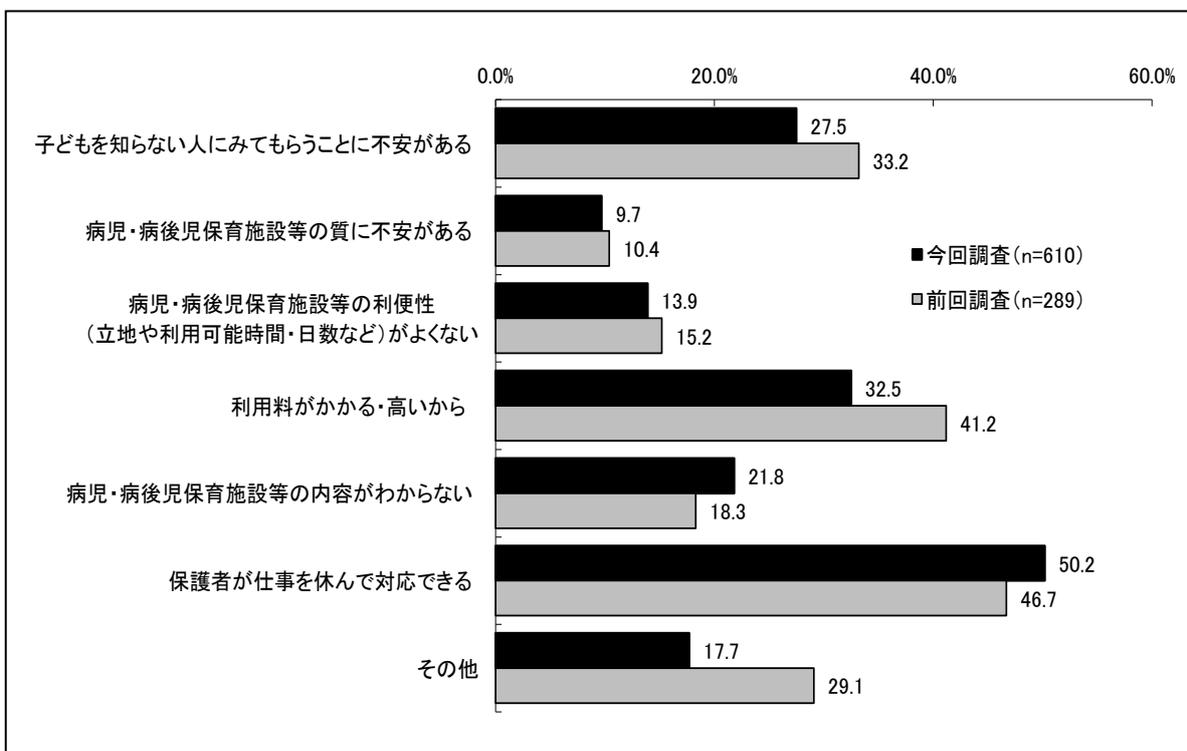
第2章 行橋市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

- ・病児・病後児保育施設等の利用希望では、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が20.6%と少なく、前回調査と比較しても6.5ポイント減少しています。
- ・病児・病後児保育施設等を使用したくない理由では、「保護者が仕事を休んで対応できる」が半数以上と最も多く、次いで「利用料がかかる・高いから」が32.5%となっています。また、「病児・病後児保育施設等の内容がわからない」も21.8%あることから、病児・病後児保育施設等の内容に関する広報が必要だと考えられます。

【病児・病後児保育施設等の利用希望】



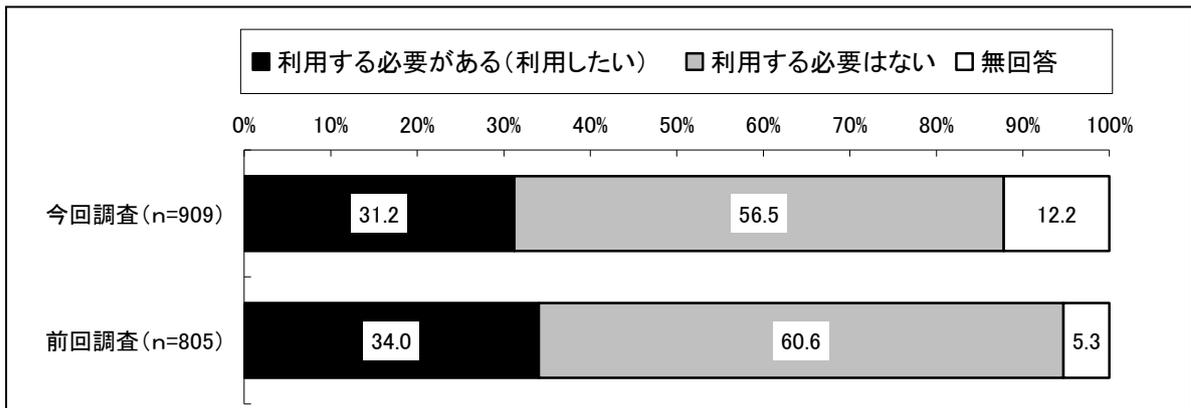
【病児・病後児保育施設等を利用したくない理由】



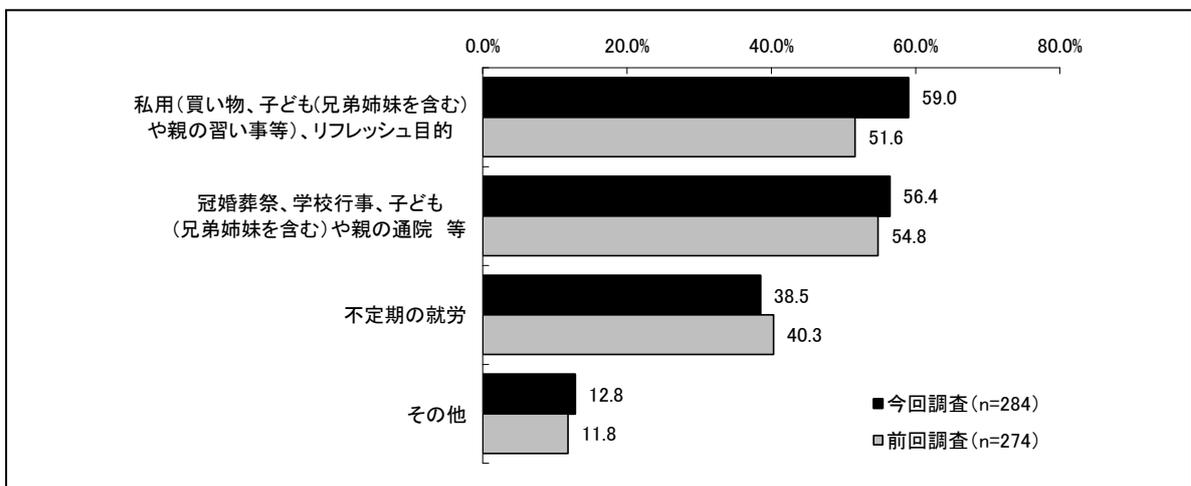
② 不定期の幼児教育・保育事業（一時保育）

- ・一時預かりなどの不定期の幼児教育・保育事業の利用意向では、「利用する必要がある（利用したい）」が31.2%となっています。
- ・利用希望者の利用目的では「私用、リフレッシュ目的」（59.0%）の割合が6割弱で最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」（56.4%）となっています。

【不定期の幼児教育・保育事業の利用意向】



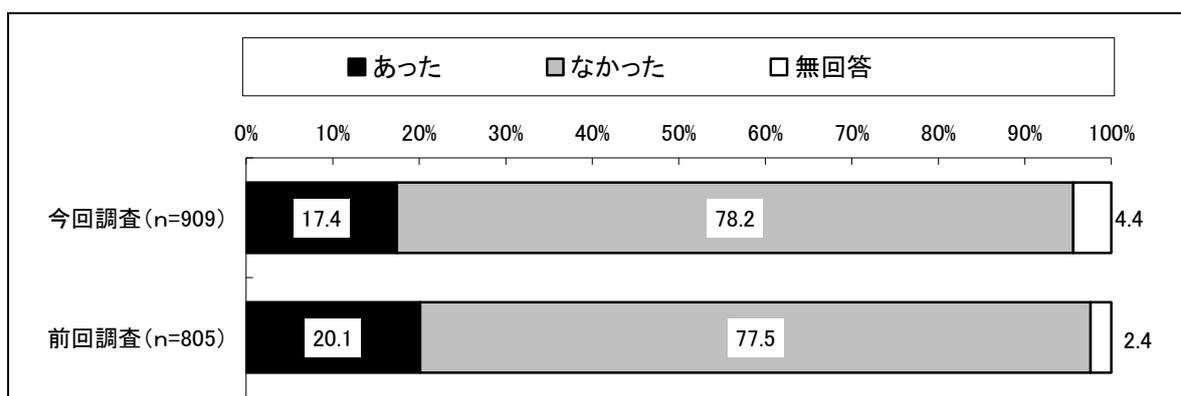
【不定期の幼児教育・保育事業の利用目的】



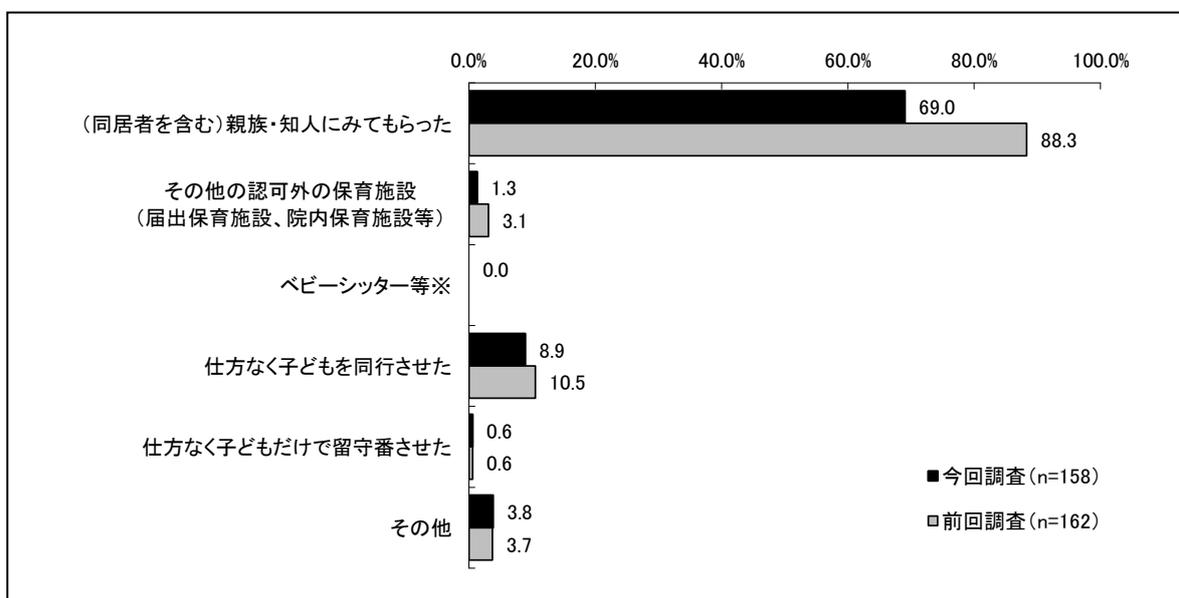
③ 宿泊を伴う一時預かり（ショートステイ）

- ・ 就学前児童保護者の17.4%は、過去1年間に泊まりがけで子どもを家族以外に預けなければならなかった経験があります。
- ・ 預けなければならなかった場合の対処方法は「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」(69.0%)の割合が7割弱と最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」(8.9%)となっています。

【この1年間の泊まりがけで子どもを家族以外に預けなければならなかった経験】



【泊まりがけで家族以外に預けなければならなかったときの対処方法】



※「ベビーシッター等」は、今回調査で新たに設定された選択肢

(8) その他の子育て支援事業の利用意向

- ・主に就学前児童保護者を対象としたその他の子育て支援事業の認知度・利用状況・利用意向では、認知度は「子育て支援センター（ウイズゆくはし内）」(92.3%)で最も高く、次いで「市報（子育て支援情報ページ）」(88.3%)、「赤ちゃんの訪問」(86.8%)となっています。
- ・利用状況（利用率）は「赤ちゃんの訪問」(71.0%)で最も高く、次いで「市報（子育て支援情報ページ）」(52.9%)、「子育て支援センター（ウイズゆくはし内）」(49.5%)となっています。
- ・今後の利用意向では「市報（子育て支援情報ページ）」(46.2%)が最も高く、次いで「赤ちゃんの訪問」(43.3%)、「子育て支援センター（ウイズゆくはし内）」(37.7%)となっています。
- ・満足度（利用経験者のみ）では、「子育てアプリ」を除く、ほとんどの事業で8割を超えています。

【子育て支援事業の認知度・利用率・利用意向・満足度】

n = 909	(%)			
	認知度	利用率	利用意向	満足度
① 赤ちゃんの訪問	86.8	71.0	43.3	93.0
② 産後ケア	41.7	9.8	24.4	92.2
③ もぐもぐ教室	84.8	22.6	27.1	94.1
④ 母乳相談「ハグルーム」	79.3	10.5	22.1	94.7
⑤ 発達相談	83.0	23.7	32.5	86.9
⑥ 育児講演会	59.1	10.9	23.4	93.9
⑦ 子育て支援センター(ウイズゆくはし内)	92.3	49.5	37.7	87.6
⑧ 子育て支援センター(保育施設内)	72.4	24.9	28.4	93.8
⑨ 子育てサークル「Sunちゃん広場」	83.8	36.5	32.2	88.9
⑩ なかよし広場A・B	75.0	32.1	30.4	88.1
⑪ めばえルーム	77.4	29.8	36.7	84.9
⑫ 子育て講座	58.2	18.4	25.9	95.8
⑬ 保育コンシェルジュ	22.4	1.4	10.2	100.0
⑭ 子育てアプリ	35.2	7.5	16.0	54.4
⑮ 子育て情報ポータルサイト	23.6	2.8	12.8	80.0
⑯ 市報(子育て支援情報ページ)	88.3	52.9	46.2	85.5

※認知度＝「利用したことがある」または「知っているが、利用したことはない」と答えた割合

※利用率＝「利用したことがある」と答えた割合

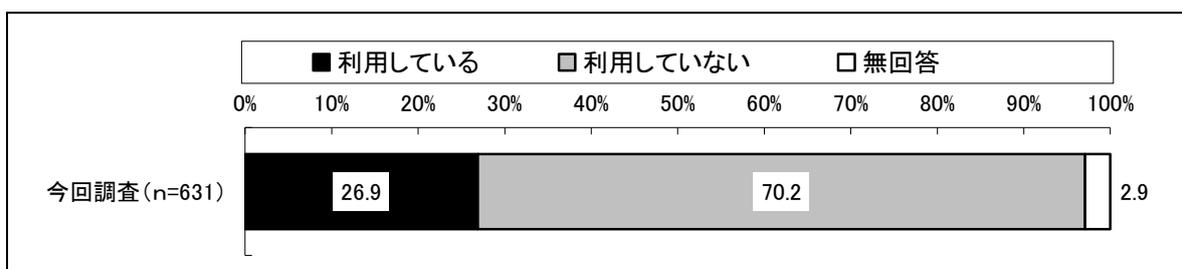
※利用意向＝「(今後)利用したい」と答えた割合

※満足度＝「満足」または「まあ満足」と答えた割合(利用したことがある人のみ回答)

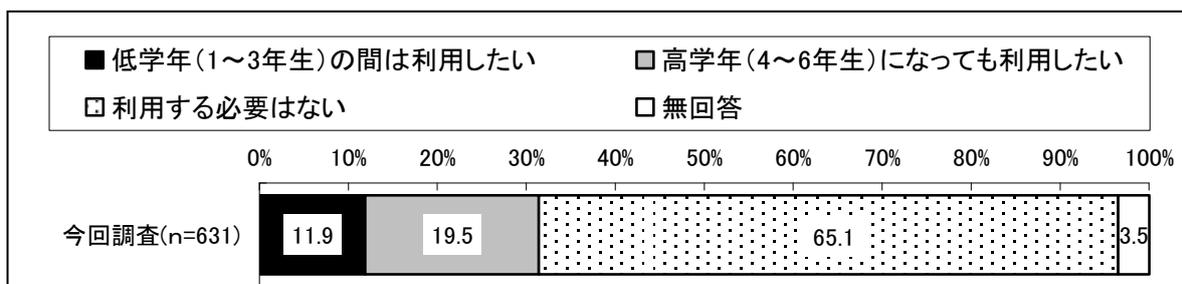
(9) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の状況

- ・小学生の放課後児童クラブの利用状況では、「利用している」が26.9%となっています。
- ・平日の放課後児童クラブの利用希望では、「低学年の間は利用したい」が11.9%、「高学年になっても利用したい」は19.5%となっています。
- ・土曜日の放課後児童クラブの利用希望では、「低学年の間は利用したい」が5.5%、「高学年になっても利用したい」は9.4%となっています。
- ・日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望では、「低学年の間は利用したい」が2.1%、「高学年になっても利用したい」は5.4%となっています。
- ・夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望では、「低学年の間は利用したい」が13.8%、「高学年になっても利用したい」は29.0%となっています。

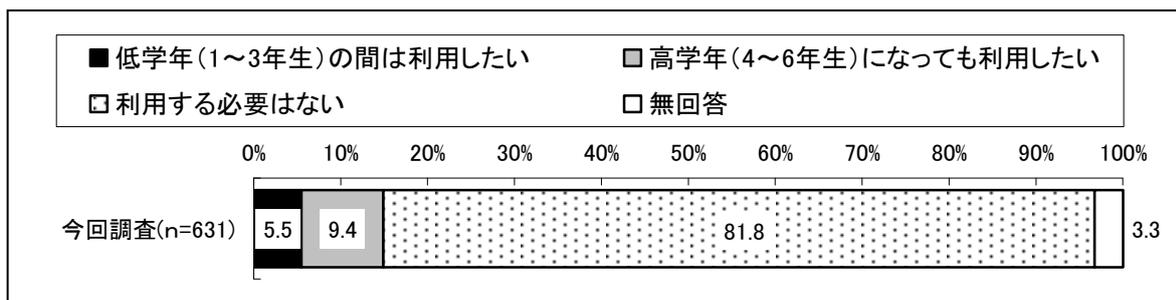
【放課後児童クラブの利用状況】



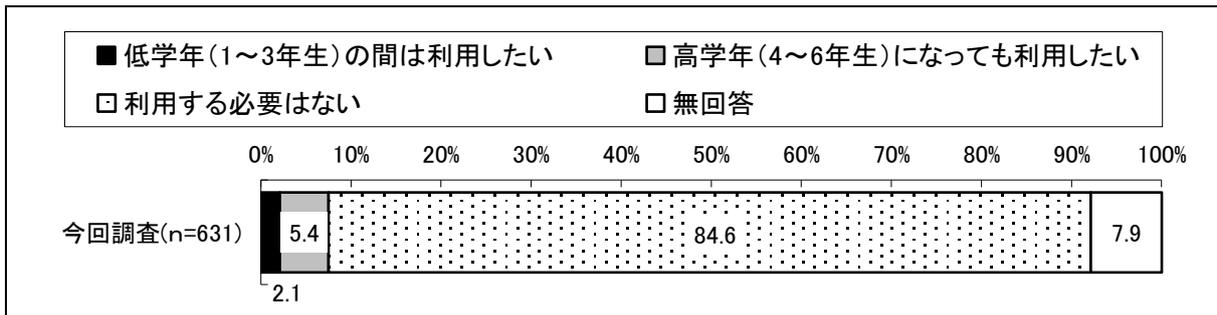
【平日の放課後児童クラブの利用希望】



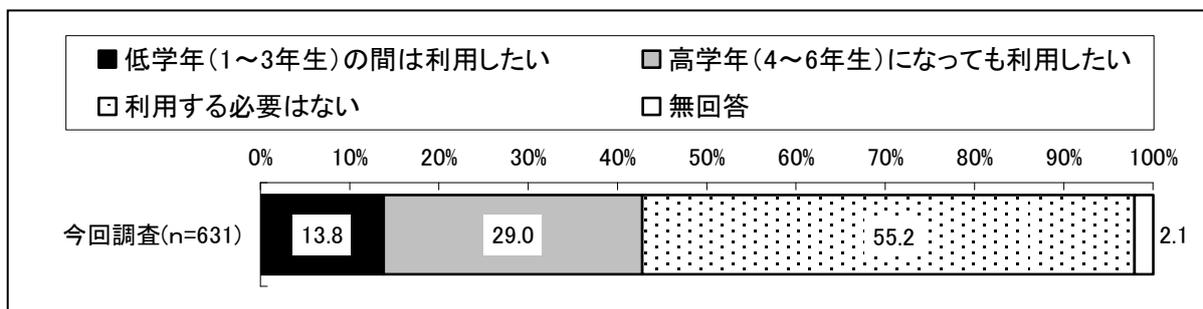
【土曜日の放課後児童クラブの利用希望】



【日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望】



【長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望】

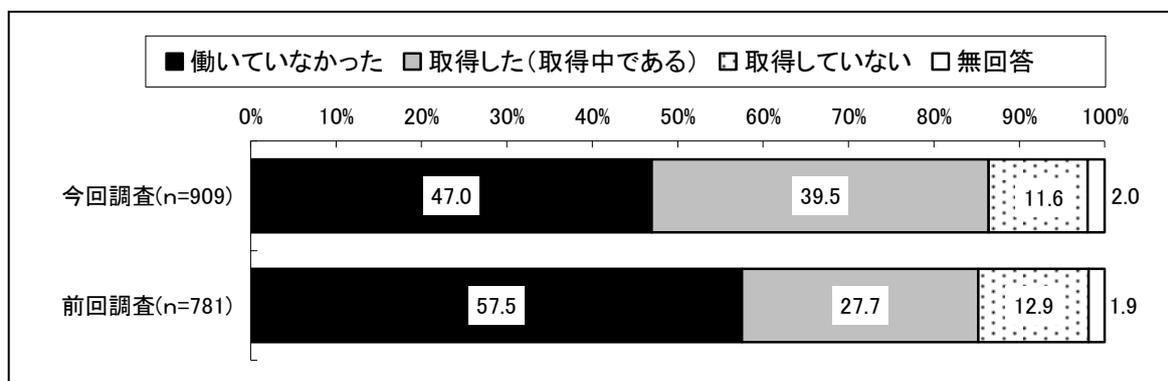


(10) 仕事と子育ての両立支援について

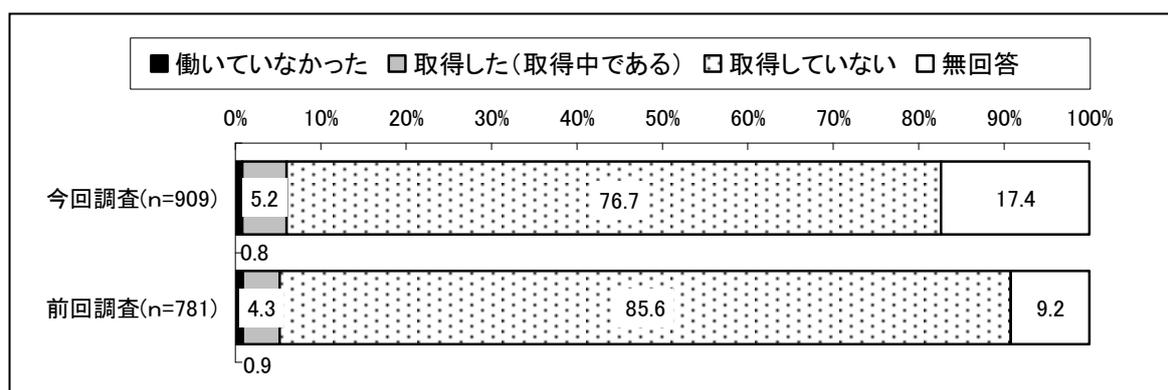
- ・母親の育児休業の取得状況は、「取得した（取得中である）」が39.5%となっており、前回調査よりも11.8ポイント増加しています。父親の育児休業の取得状況は、「取得した（取得中である）」は5.2%となっており、前回調査よりも若干（0.9ポイント）増加しており、この5年間の育児休業の取得状況に増加がみられます。
- ・母親の育児休業を取得していない理由では、「子育てや家事に専念するため退職した」が37.1%と最も多くなっていますが、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が29.5%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が17.1%となっており、育児休業制度に関する企業への広報・啓発が必要だと考えられます。

【育児休業の取得状況】

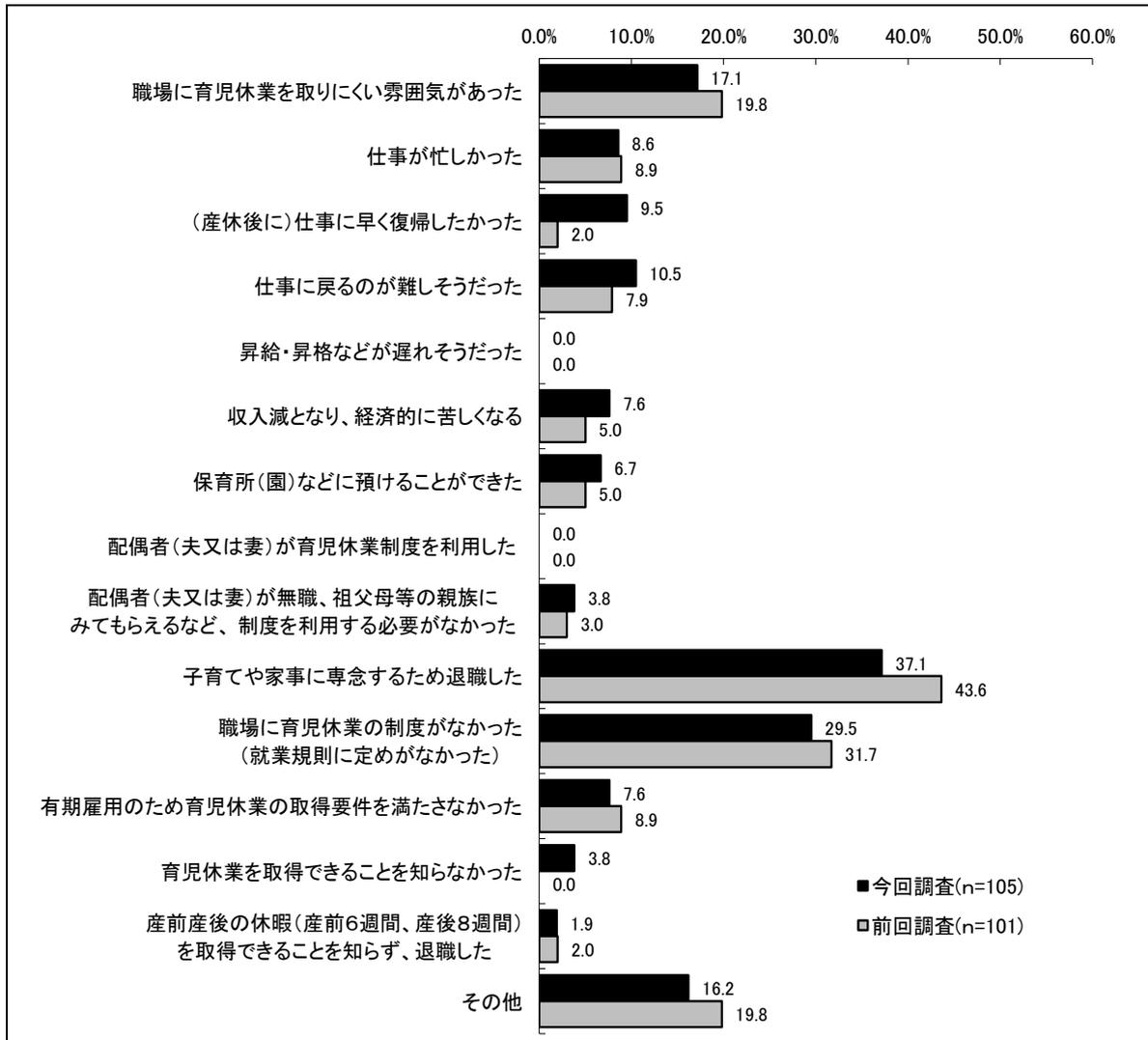
【母親】



【父親】



【育児休業を取得していない理由（母親）】



(11) 行橋市の子育て環境の評価

- ・行橋市の子育て環境に関する以下の14項目についての評価をたずねたところ、就学前児童では、「①保育サービスや子育て支援のサービスが利用しやすい」、「②子育てについて気軽に相談できる人や相談窓口がある」、「⑦妊娠・出産時の母親や乳幼児の健康づくりに対する支援がある」の『そう思う』（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）の割合が、『そう思わない』（「そう思わない」＋「どちらかといえばそう思わない」）の割合を10ポイント以上上回っている。
- ・小学生では、「②子育てについて気軽に相談できる人や相談窓口がある」、「⑦妊娠・出産時の母親や乳幼児の健康づくりに対する支援がある」、「⑩幼稚園や小中学校等の教育環境が充実している」、「⑫小中学生等がさまざまな体験ができる場・機会がある」の『そう思う』の割合が、『そう思わない』の割合を10ポイント以上上回っている。

【行橋市の子育て環境の評価】

(%)

	就学前児童 (n=909)			小学生 (n=631)		
	『そう思う』 (A)	『そう思わない』 (B)	差 (A・B)	『そう思う』 (A)	『そう思わない』 (B)	差 (A・B)
①保育サービスや子育て支援のサービスが利用しやすい	39.8	23.7	16.2	26.6	26.8	▲ 0.2
②子育てについて気軽に相談できる人や相談窓口がある	47.7	17.6	30.1	36.5	22.2	14.3
③ボランティアや地域の人等による子育て支援が活発だ	13.9	37.6	▲ 23.8	21.9	34.5	▲ 12.7
④ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭等への支援がある	21.1	13.9	7.3	26.1	16.8	9.4
⑤企業や行政等が子育てと仕事の両立支援に取り組んでいる	11.6	37.0	▲ 25.4	12.2	36.5	▲ 24.2
⑥子育ての経済的負担を軽減するための取り組みがある	17.2	45.0	▲ 27.8	19.8	41.7	▲ 21.9
⑦妊娠・出産時の母親や乳幼児の健康づくりに対する支援がある	40.9	19.7	21.2	36.6	19.5	17.1
⑧思春期の子どもの健康づくりに対する支援がある	7.8	23.4	▲ 15.6	7.3	37.2	▲ 30.0
⑨救急医療などの小児医療の体制が充実している	35.0	34.4	0.6	30.7	37.2	▲ 6.5
⑩乳幼児とのふれあい体験など、次代の親となるための教育がなされている	14.1	32.1	▲ 18.0	17.4	33.6	▲ 16.2
⑪幼稚園や小中学校等の教育環境が充実している	29.9	21.8	8.1	38.5	24.7	13.8
⑫小中学生等がさまざまな体験ができる場・機会がある	23.5	19.8	3.7	37.4	26.8	10.6
⑬子どもや子育て中の保護者にやさしいまちづくりがなされている(道路・施設等の整備等)	13.9	49.0	▲ 35.1	21.9	45.8	▲ 23.9
⑭地域で子どもを犯罪や事故等から守るための取り組みがある	15.4	35.1	▲ 19.7	26.8	32.5	▲ 5.7

※『そう思う』＝「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」

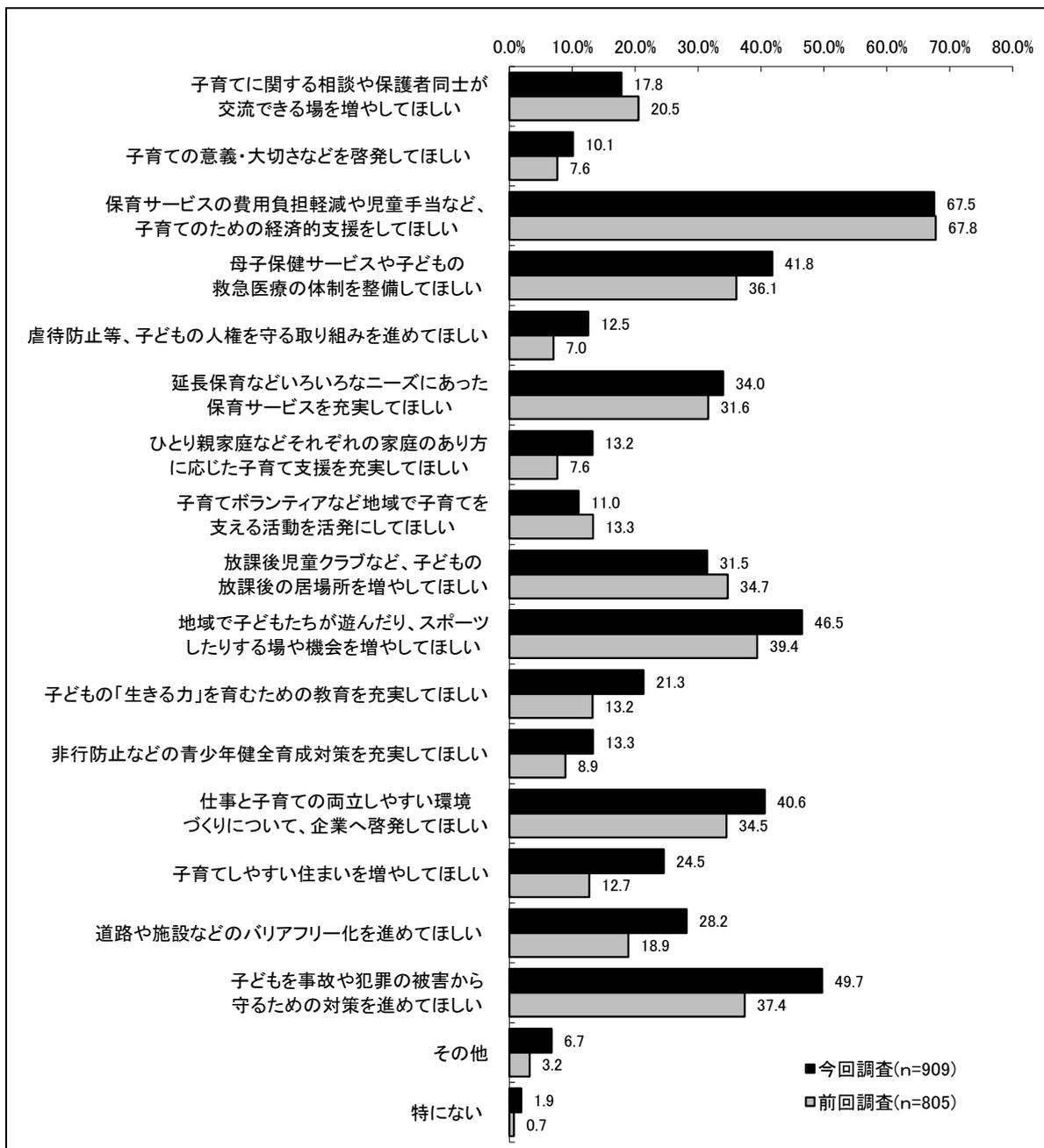
※『そう思わない』＝「そう思わない」＋「どちらかといえばそう思わない」

(12) 子どもを健やかに生み育てるために行橋市に期待すること

・子どもを健やかに生み育てるために行橋市に期待することは、就学前児童では、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をしてほしい」が67.5%、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進めてほしい」が49.7%、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やしてほしい」が46.5%と多くなっています。前回調査と比較すると「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やしてほしい」「仕事と子育ての両立しやすい環境づくりについて、企業へ啓発してほしい」「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進めてほしい」等の割合が増加しています。

【子どもを健やかに生み育てるために行橋市に期待すること】

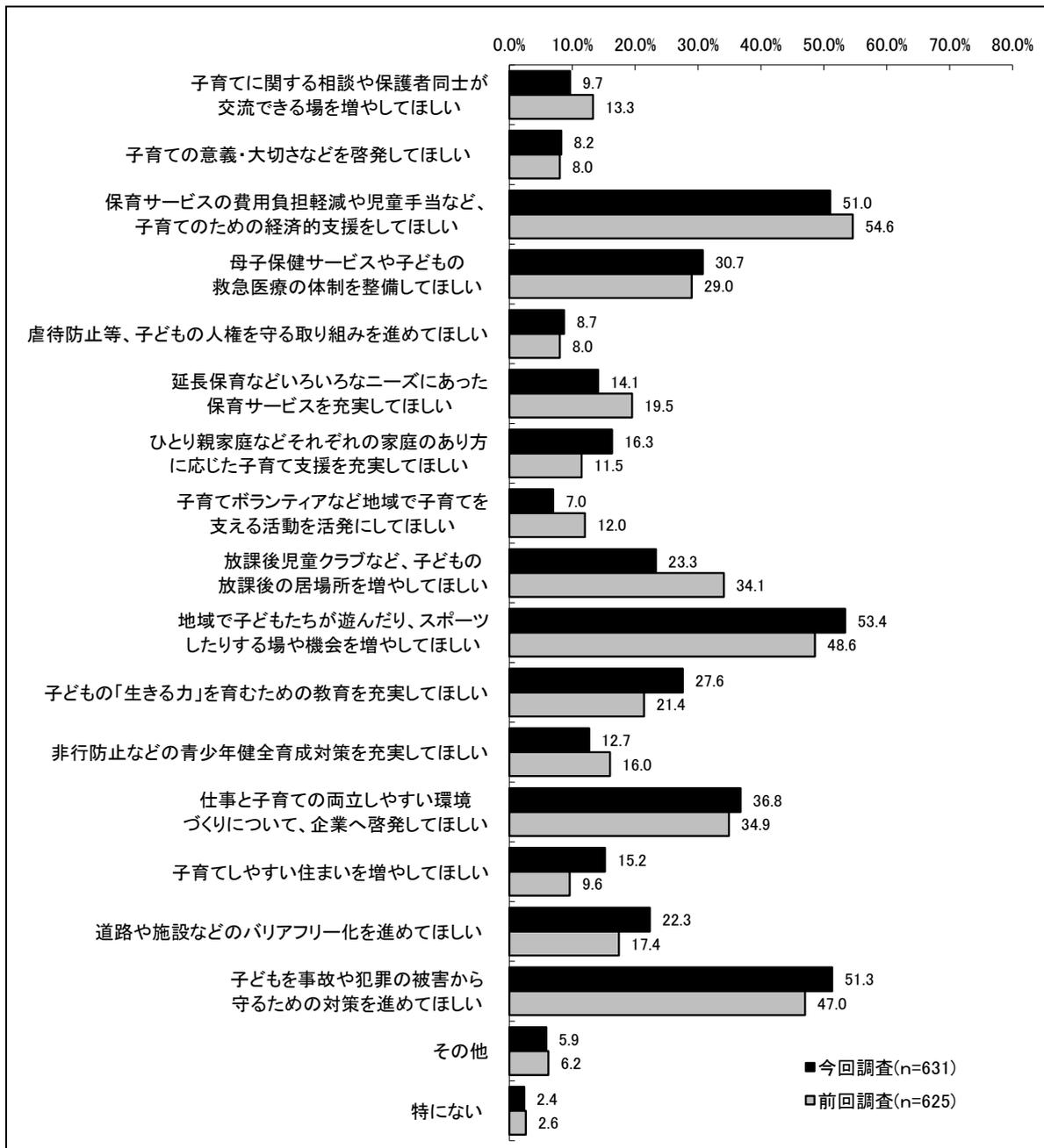
【就学前児童保護者】



第2章 行橋市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

- 小学生では、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やしてほしい」が53.4%、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進めてほしい」51.3%、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をしてほしい」が51.0%と多くなっています。前回調査と比較すると「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やしてほしい」「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進めてほしい」等の割合が増加しています。

【小学生保護者】





第3章

第1期子ども・子育て支援事業計画の評価



第3章 第1期子ども・子育て支援事業計画の評価

1. 第1期計画の実施状況と課題

(1) 幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業（必須記載事項）の実施状況

① 幼児教育・保育（1～3号）

就学前児童に対して、幼稚園や認定こども園、認可保育所等で幼児教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援制度において、1～3号の認定に基づく給付となっています。

1号認定	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する児童
2号認定	満3歳以上で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望する児童
3号認定	満3歳未満で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望する児童

平成27～31年度間の量の確保状況に対する利用量の実績をみると、1号認定は80%前後、2号認定は100%超、3号認定は0歳児が平成30年度を除いて70%前後、1・2歳児は110%超で推移しており、保育の必要性があるとされる2・3号認定の利用量が確保状況を上回る状況が続いています。しかし、定員の弾力化により、第1期計画期間中における平成27～30年度の各年度当初は、待機児童の発生はなかったものの、令和元年度当初には10名の待機児童が発生したところ。また、育児休業からの復帰による年度途中での待機児童は、年度末にかけて増加する傾向があります。

今後は、保育士の確保策を検討するとともに、今後の少子化の動向も見極めつつ、計画的に施設整備を行うことにより、待機児童の解消を図る必要があります。

		平成27年度				平成28年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
実績	利用量(人)	994	844	87	525	1,025	842	91	557
	確保状況(人)	1,215	759	118	438	1,290	808	129	468
	特定教育・保育施設	0	759	113	428	75	808	124	458
	(確認を受けない幼稚園)	1,215	0	0	0	1,215	0	0	0
	他市町村の子ども	0	0	5	10	0	0	5	10
	利用率/確保状況	81.8%	111.2%	73.7%	119.9%	79.5%	104.2%	70.5%	119.0%
		平成29年度				平成30年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
実績	利用量(人)	1,051	877	94	559	1,052	899	117	580
	確保状況(人)	1,290	808	129	468	1,305	810	134	486
	特定教育・保育施設	75	808	124	458	90	810	129	476
	(確認を受けない幼稚園)	1,215	0	0	0	1,215	0	0	0
	他市町村の子ども	0	0	5	10	0	0	5	10
	利用率/確保状況	81.5%	108.5%	72.9%	119.4%	80.6%	111.0%	87.3%	119.3%
		平成31年度(令和元年度)							
		1号	2号	3号					
				0歳	1・2歳				
実績	利用量(人)	1,028	831	93	547				
	確保状況(人)	1,305	810	134	486				
	特定教育・保育施設	90	810	129	476				
	(確認を受けない幼稚園)	1,215	0	0	0				
	他市町村の子ども	0	0	5	10				
	利用率/確保状況	78.8%	102.6%	69.4%	112.6%				
						103.2%			

②時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業は、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認可保育所等において、保育を実施する事業です。

令和元年度現在、延長保育事業として、市内の認可保育所等 13 園で実施しており、平成 30 年度は 560 人が利用しています。

全国的に女性の就業率が高まっている傾向にあることも踏まえ、今後も継続した需要が見込まれます。対応する施設と連携してニーズに応じた供給体制の確保が必要です。

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
実績	利用量	人	未把握	709	735	560	

③放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に専用施設や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

令和元年度現在、1～6年生を対象に市内 18 クラブ（定員計 1,044 人）で実施しています。平成 28 年度以降、定員比が 100%を超える状況が続いています。

アンケート調査によると、小学校低学年の時期を中心に今後も継続した需要が見込まれます。今後は、児童の受け入れ確保のための施設整備だけでなく、職員の確保や研修等を通じた能力向上等により、質の確保・改善も検討していく必要があります。

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
実績	利用量	人	752	871	948	1,033	1,110
	確保状況（定員）	人	757	852	918	943	1,044
	定員比	%	99.3%	102.2%	103.3%	109.5%	106.3%

④地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和元年度現在、市内6か所（行橋市子育て支援センター、保育所併設5か所）で実施しており、延べ利用量は増加傾向にあり、平成28年度以降10,000組を超えています。

今後、支援センター間の連携強化に努めるとともに、各センターでの事業内容の充実を図る必要があります。

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
実績	利用量	組日	9,274	10,095	10,047	10,833	

⑤一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

令和元年度現在、市内の私立幼稚園6園全園及び認定こども園（幼稚園部）5園で実施しており、平成30年度は延べ10,199人が利用しています。

保育所での一時預かり事業は、令和元年度現在、市内の認可保育所等2園で実施しています。平成30年度は延べ38人が利用しています。

サービスを安定的に供給するためには、事業を実施する幼児教育・保育施設の安定した確保が必要です。保育所での一時預かりについては、保育士不足の影響によって、事業を実施していた保育所が、実施できなくなる状況が続いています。今後は、「幼児教育・保育事業」と同様、保育士の確保策を検討する必要があります。

		区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
実績	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	利用量	人日	未把握	10,057	5,586	10,199	
		確保状況	人日	未把握	21,345	21,510	25,455	
	一時預かり事業（その他）	利用量	人日	116	202	36	38	

⑥病児保育事業

病児保育事業は、病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

令和元年度現在、「病児・病後児保育事業」として、行橋市・苅田町・みやこ町在住の生後4ヶ月から小学校6年生までの子どもを対象（事前登録が必要）に、市内1か所（行橋京都病児病後児保育室「アンファン」）で実施しており、平成30年度は延べ745人が利用しています。

アンケート調査によると、「アンファン」の認知度は就学前児童保護者で7割強、小学生保護者で9割弱という状況でした。また、病児・病後児保育事業を利用したくない理由として、「利用料がかかる・高いから」が2番目に多く挙げられていました。今後も継続して事業の周知を図るとともに、利用料や域外在住者の対応等について1市2町で協議します。また、実利用人数だけでなく、キャンセル率も踏まえながら、利用申込に適切に対応できる体制整備と事業の充実に努める必要があります。

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
実績	利用量	人日	586	821	1,087	745	

※行橋市在住者のみの実績

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業【就学児】）

子育て援助活動支援事業は、乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の保護者等を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本市では、平成30年度から本事業を開始しており、延べ41人が利用しています。

アンケート調査によると、ファミリー・サポート・センターの認知度は、就学前児童保護者で4割強、小学生保護者で3割強という状況でした。今後もサポート会員・おねがい会員の増加と利用促進に向けて、継続して事業の周知を図るとともに、利用料の補助の検討など、子育て中の保護者がより利用しやすい事業となるよう、内容の充実に努める必要があります。

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
実績	利用量	人日	未実施	未実施	未実施	41	

⑧利用者支援事業

利用者支援事業は、子どもや保護者の身近な場所で、幼児教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和元年度現在、保育コンシェルジュの配置及び子育て世代包括支援センターを開設しています。

アンケート調査によると、就学前児童保護者の7割強が保育コンシェルジュを認知していないという状況でした。今後、事業の周知を強化していくとともに、引き続き、子育て家庭や妊産婦に対し、身近な場所での相談や保育、母子保健サービス等の情報提供、助言等必要な支援を行っていく必要があります。

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
実績	利用量	箇所	0	0	2	2	2
	確保状況	箇所	0	0	2	2	2

⑨妊婦に対する健康診査

妊婦に対する健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本市では、母子健康手帳とあわせて妊婦健康診査受診券（14枚）を交付し、指定医療機関で指定検査項目を無料で受診できるようにしています。平成30年度は678人が利用しています。

今後も母親が安心して出産できるように健診の補助を継続していく必要があります。また、妊婦健診に加え、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（産婦健診）も検討していく必要があります。

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
実績	利用量	人	656	722	652	678	

⑩乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。平成30年度の訪問件数は619件でした。

養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。平成30年度の訪問件数は32件でした。

母子の健康状態と養育環境の確認や育児不安の軽減、児童虐待防止など幅広い目的を達成するために、対応する保健師や助産師、保育士等の専門職の体制を維持することが必要です。

	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
実績	利用量① 乳児家庭全戸訪問事業	人	619	618	649	619	
	利用量② 養育支援訪問事業	人	50	35	55	32	

⑪実費徴収にかかる補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼児教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の幼児教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所や認定こども園に通う子どものうち、所得などの条件を満たす世帯の子どもに対して、副食費の徴収が免除されることとなりました。これを受け、未移行幼稚園に通う子どもについて、保育所等と同条件のもと、この補足給付事業により、副食費に対して助成を行っています。今後は、その他の費用も含め、対象者数や事業効果等を勘案しながら、事業の実施について検討する必要があります。

⑫多様な主体が参画することを促進するための事業

幼児教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した幼児教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

本市には令和元年度現在、企業主導型保育施設は、1施設のみ設置されていますが地域枠は設定されていません。しかし、この企業主導型保育施設は、今後、地域の保育の受け皿として設置される可能性があります。ただし、企業主導型保育施設は、市の指導・監査が行われなため、保育の質が担保できない危険性もあります。よって、今後の市内の企業主導型保育施設の設置の動向を注視しつつ、保育の質を担保するために、設置や運営に関して、市の関与の方法等を検討する必要があります。

(2) 行橋市が掲げたその他の施策（任意記載事項）の実施状況

① 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保

平成29年度から保育コンシェルジュを配置し、保育を希望する保護者に対して、認可保育園のほかに多様な保育サービスや各施設の入所状況などを情報提供し、保護者のニーズと保育サービスを適切に結びつける役割を担っています。さらに、市役所の窓口や電話での相談対応だけでなく、市の子育て支援センターへ出向き、センターの事業に参加した保護者からの相談にも対応しています。

今後も、産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用確保に向けて、保護者の保育に関するニーズを的確に把握し、それぞれに応じた保育サービスの情報提供に努めていきます。

また、第1期計画期間中においては、「行橋市保育施設等整備計画」（計画期間：平成25～29年度）に基づき、市内の認可保育施設における老朽園舎の更新事業を支援してきました。また、更新にあたり、事業主体である社会福祉法人と協議を行い、定員の拡大を図ってきたところです。しかし、共働き世帯の増加による新たな保育ニーズの影響もあり、依然として年度途中からの待機児童が発生している状況が続いています。

さらには、待機児童が3歳未満児を中心に発生していることから、主に3歳未満児を対象とする地域型保育事業（小規模保育施設など）の整備を推進することにより、待機児童の発生を抑制していくとともに、保育士の人材確保に有効な取組を検討していく必要があります。

② 児童虐待の防止（関係機関との連携及び相談体制の強化）

児童虐待への対応については、これまで、児童虐待防止法の改正や国による児童虐待防止対策体制総合強化プラン（平成30年12月）の策定など、制度的な対応について充実が図られてきました。しかし、全国的には、重大な児童虐待事件は後を絶たず、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

一方、本市では、平成19年度に、虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うための組織として、「行橋市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関等が連携して取り組んできました。

行橋市要保護児童対策地域協議会では、平成30年度に代表者会議を1回、実務者会議を4回、個別ケース会議を4回開催しました。代表者会議では、関係機関の代表者に児童虐待の状況報告、支援を行っている事例の紹介等を行い、協議会としての意義や方向性などについて検討・助言をいただいています。実務者会議では、各関係機関の実務者が各機関で支援している要保護児童等に関する状況報告を行い、支援方針を検討しています。個別ケース会議では、必要に応じて随時開催し、それぞれのケースに応じて関係機関が情報共有・支援方針の確認等を行っています。

今後は、児童福祉法により、令和4年度までに、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置が求められていることから、要保護児童対策地域協議会のあり方や職員配置等について関係機関を含め熟考し、設置に向けて検討していきます。

③ 児童虐待の防止（発生予防、早期発見、早期対応等）

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止に向けては、虐待の「発生予防」、「早期発見・早期対応」への取組が必要です。

【発生予防】

児童虐待が起きてしまう一つの要因に、保護者が子育てに対する不安や悩みで追い詰められてしまったり、産後うつ傾向にあるなど、精神的な問題から発生するケースが少なくありません。そのため、児童虐待の発生を予防するためには、各家庭の養育環境の保全と保護者、特に、母親の精神面のケアが重要です。本市では、乳児家庭全戸訪問事業により、生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行っています。全戸訪問の結果、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導、助言等により養育能力を向上させるための支援を行い、虐待の発生予防に努めています。

また、妊娠期から育児期まで切れ目のない支援を行うことを目指し、平成29年6月に「すく♥すく（子育て世代包括支援センター）」を開設しました。すく♥すくでは、母子健康手帳交付時の妊娠届出書とアンケート等から支援が必要な妊婦を抽出し、電話や訪問等それぞれのケースに応じて妊娠期から支援を行っています。

さらに、平成30年10月からは市内の産婦人科に委託し、育児手技や授乳の不安解消、母親の心のケア等を行う「産後ケア事業（宿泊型）」を開始しました。このすく♥すく及び産後ケア事業での活動の中で、何か母親の様子で異変を察知した場合は、早期に対応することにより、児童虐待の発生予防につながっているものと考えます。

しかし、すく♥すくや産後ケア事業について、市民への周知が十分ではありません。また、虐待を引き起こしやすいとも言われている産後うつの早期発見や適切な対応のためにも、産婦人科や様々な関係機関と緊密に連携していくことが大変重要です。

【早期発見・早期対応】

虐待が起きてしまった際に、その被害を最小限に食い止めるためには、早期に発見し、早期に対応することが重要です。そのためには、行政の対応だけでは限界があり、まず、住民の社会的関心の喚起と虐待に関する通告の徹底を図る必要があります。本市では、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせ、市報への記事掲載、のぼり旗設置、啓発グッズの配布、オレンジリボンTシャツの着用などを通じて、児童相談所全国共通ダイヤルの周知徹底や児童虐待問題に関する広報活動を実施しています。

今後も、市で行っている事業についての周知を図っていくとともに、住民意識の高揚に努めていく必要があります。

④ 児童虐待の防止（社会的養護施策との連携）

DV被害を受けた母子、また、出産等に伴う経済的な不安や今後の養育上の不安がある配偶者のない母等から相談を受け、婦人相談員や児童相談所等の関係機関と連携し、各種の情報提供を行うとともに、母子生活支援施設等の案内を行っています。

母子相談には、経済的なものや養育環境的なもの、様々な要因による問題があります。したがって、本人の状況や意向を踏まえ、適切に支援を行っていくことが重要となります。

今後も、母子相談や各機関からの情報提供等により、母子の諸問題を把握し、適切な支援を行っていくとともに、必要に応じて母子生活支援施設等の入所措置を行います。

⑤ ひとり親家庭の自立支援の推進

母子家庭自立支援給付金の支給、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付を実施しています。

また、母子相談により、幅広いひとり親家庭の諸問題の解決に取り組むとともに、婦人相談員やひとり親サポートセンター等と連携し、離婚相談や養育費の確保等の支援を行っています。

ひとり親家庭等の自立支援を行う上では、各種制度や手続き、関連する法知識等が必要となってくるため、相談員の知識・経験の向上を図っていくことが重要です。

今後、母子相談の質を高め、ひとり親家庭等の自立に向けた、離婚相談・養育費確保、各種手当や助成制度の案内、就業支援等を通じて、各関係機関と連携しながら、より一層の支援に取り組んでいきます。

⑥ 障がい児等の支援

平成24年に文部科学省が行った調査によると、全国の公立小中学校の通常学級に在籍する児童生徒のうち、人とコミュニケーションがうまく取れないなどの発達障がいの可能性のある小中学生が6.5%に上るという結果が示されました。これは、推計で約60万人に上り、40人学級で1クラスにつき2、3人の割合と、決して少なくない状況です。

このような中、発達障がいの可能性がある子どもに対しては、適切な時期に、適切な支援を行うこと、早期に発見し、早期療育につなげていくことが重要になります。

このため本市では、乳幼児健診（4ヶ月児・7ヶ月児・1歳6ヶ月児・3歳児）の実施にあわせ、健診会場には、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士等の専門職も執務し、発達のが気になる子どもへの支援を行っています。発達が気になる子どもに対しては、健診後に、地区担当の保健師が電話や訪問等で支援を行うとともに、個別対応の発達相談や集団対応のあそびの広場へ参加を促したり、必要に応じて、行橋京都児童発達相談センターや療育機関へのつなぎ等を行っています。

また、市内保育所・幼稚園（市外1園含む）等への巡回訪問を前期・後期で実施し、園での関り

方へのアドバイスやスムーズな就学に向けての支援を実施しています。

支援が必要な子どものために、今後も、保護者の気持ちに寄り添いながら相談や教室を通し健やかな育児の支援を行っていきます。また、発達に関する支援を受けること（相談や教室に参加すること）が、特別なことではないと皆が思えるような啓発活動や教室運営を行っていくとともに、各関係機関と情報を共有しながらより良い支援が行えるように緊密に連携していきます。

⑦ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組の推進

福岡県及び行橋商工会議所の後援を受けて、行橋市及び近郊の事業所を対象にワーク・ライフ・バランスセミナーを開催しました。

行橋商工会議所の会員で、従業員5名以上の事業所を対象に開催案内を送付、ホームページ・市報での広報、また令和元年度より福岡県の後援を受けるなどの対応を行っていますが、参加者が少ない状況です。

今後は、参加者の増加に向けて、開催時間等を工夫する必要があります。

2. 基礎統計及びアンケート調査からみえる今後の課題

(1) 少子化の進行

第1期計画期間中（平成27～31年度）の人口の推移をみると、総人口は増加しているものの、少子化と生産年齢人口（15～64歳）の減少は進行しており、今後もその傾向が続くことが見込まれます。今後、少子化の進行に歯止めをかけるためにも、子どもを産み、育てやすい環境づくり、結婚・妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援の充実が求められます。

(2) ひとり親世帯の増加

本市のひとり親世帯は、国勢調査の結果によると、平成17年の2,569世帯から平成27年には2,918世帯となっており、10年間で約350世帯増加しています。

現在、市では母子家庭自立支援給付金の支給をはじめ、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付を実施しています。また、母子相談の実施や婦人相談員、ひとり親サポートセンター等との連携により、離婚相談や養育費の確保等の支援を行っています。しかし、幅広い問題に対処するために、相談員の知識・経験の向上を図っていくことが課題となっています。

(3) 共働き家庭の増加

アンケート調査結果から、就労している母親の増加に伴い、共働き家庭が5年間で増加していることがわかりました。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた広報・啓発など、男女がともに働きながら子育てがしやすい環境づくりを推進していく必要があります。

(4) 待機児童の解消

本市では、認可保育所（認定こども園・小規模保育事業所含む）において、定員を上回る分の受け入れについては、定員の弾力化を利用し行っていますが、令和元年度当初には、保育士不足の影響もあり、10名の待機児童が発生しました。（3歳未満：8名、3歳以上：2名）

第2期計画では、保育士の確保策を検討するとともに、今後の少子化の進行も見据えつつ、「第2期行橋市保育施設等整備計画」（計画期間：平成31～35年度）に基づき、老朽園舎更新の際の定員拡充や地域型保育事業（小規模保育事業など）の整備によって、待機児童の解消を図る必要があります。

(5) 発達障がいを抱える子どもとその家族の支援

本市の小・中学校における特別支援学級数は増加傾向にあり、特に小学校では平成27年度の30学級から、令和元年度には40学級となっています。

現在、行橋京都児童発達相談センター（ポルト）において、子どもの発達に関する専門的知識を持った職員が子どもやその家族等の相談を受け、個別に助言や指導を行っています。当センターの認知度は低い現状にあります。

今後は、行橋京都児童発達相談センター（ポルト）の周知を強化するとともに、言葉の遅れや性格、学習面、友人関係といった様々な発達に関する悩みや不安に対応できるよう、「行橋市障がい児福祉計画」に基づき、民間の障がい児通所支援事業所等と連携しながら療育体制を強化していく必要があります。

(6) 各種サービスや相談窓口の広報・情報発信の強化

アンケート調査では、気軽に相談できる場所として「市役所の窓口」や「保健所」といった公共機関の割合が低いことが明らかになりました。また、「産後ケア」「保育コンシェルジュ」「子育てアプリ」「子育て情報ポータルサイト」などの子育て支援事業は認知度が低い現状があります。病児・病後児保育施設等の内容がわからない人も一定数みられました。

今後は、子育てに関する相談窓口の充実や各種子育て支援事業の広報、情報発信の強化が求められます。

(7) 経済的支援の充実

アンケート調査では、市の子育て環境の評価において、「子育ての経済的負担を軽減するための取組がある」という意見に対して『そう思わない』人の割合は、就学前児童保護者・小学生保護者ともに4割強おり、『そう思う』人の割合を20ポイント以上上回っていました。

また、子どもを健やかに生み育てるために行橋市に期待することとして、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をしてほしい」の割合が、就学前児童保護者・小学生保護者ともに過半数を占めて高くなっています。

家計に占める子育て費用の負担が過重にならないよう、ニーズに応じた経済的支援措置を検討していく必要があります。

(8) 児童虐待の防止

全国的に児童虐待の相談件数は増加傾向にあり、平成29年度の京築児童相談所における虐待相談件数は180件（前年から40件増）、そのうち本市は87件（42件増）でした。[出典 福岡県 児童相談所 業務概要]

本市では、児童虐待の発生予防に向けて、乳児家庭全戸訪問事業において養育環境等を把握し、養育支援が必要な家庭に対して相談対応・助言等を行っているほか、すく♥すく（子育て世代包括支援センター）や産後ケア事業において、妊娠期からの母親の不安解消・精神的ケアを行っています。しかし、すく♥すくや産後ケア事業については、市民への周知がまだ十分ではない状況があります。

さらに、早期発見・早期対応に向けては、市報への記事掲載など住民への啓発活動を行っていますが、アンケート調査によると、児童虐待の発見者通告義務に関して、就学前児童保護者・小学生保護者の3割強は認知していない状況にあることがわかりました。

今後も、市で行っている事業について周知を図っていくとともに、住民への啓発活動を強化していく必要があります。

(9) 子どもの居場所（遊び場）づくり

アンケート調査では、市の子育て環境への満足度において、『やや不満である』『不満である』を合わせた『不満』の割合は、就学前児童保護者・小学生保護者ともに5割を超えており、そのうちの7割から8割の人が、『遊び場が少ないから』と回答していました。また、就学前児童保護者の自由意見では、『子どもの遊び場の確保』に関することが最も多いという結果でした。

現在、本市の状況としては、総合公園をはじめとする地域の公園や未就園児を対象とした子育て支援センター等があり、令和2年4月に共用を開始する行橋市図書館等複合施設「リブリオ行橋」内には、プレイルームが設置される予定です。今後は、ニーズ調査の結果や各施設の状況を踏まえながら、新たな拠点の整備、空き家や既存施設の利活用、NPOやボランティア団体等の地域のネットワークの活用など、各地域において、子どもが安心・安全で、自由に遊び、過ごせる居場所づくりを検討する必要があります。



第4章

第2期子ども・子育て支援事業計画の基本方針



第4章 第2期子ども・子育て支援事業計画の基本方針

1. 計画の基本理念

すべての子どもが 健やかに育つことができる環境づくり

本計画では、第1期行橋市子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「すべての子どもが健やかに育つことができる環境づくり」を継承します。そして、すべての子どもの最善の利益の実現を目指すとともに、行橋市が子育てしたくなるまちとして選ばれていくために、家庭や地域、企業や幼児教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、関連施策を推進していきます。

なお、その際、「子ども・子育て支援法」及び「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に準拠して、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するということを基本的認識としつつ、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるよう、配慮するものとします。

2. 計画の基本的視点

(1) 子どもの「最善の利益」の実現

平成27年4月より開始された子ども・子育て支援制度は「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことを基本としています。この制度の理念を踏まえつつ、本市の子ども一人ひとりにとっての最善の利益が実現され、保護者とともに笑顔で健やかに育つことができるまちづくりに取り組みます。

(2) すべての子ども・子育て家庭に対する支援

保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつも、障がいや疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含めたすべての子どもと子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを前提として取り組みます。

このような子ども・子育て家庭の支援に際しては、地域、企業や幼児教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、社会全体で取り組みます。

(3) 質の高い幼児教育・保育、子育て支援の提供

平成27年4月より開始された子ども・子育て支援制度により、就学前児童を中心とした幼児教育・保育や子育て支援のあり方が大きく変わりました。本制度下においても、幼児教育・保育サービス事業者等と連携・協働しながら、子ども・子育て家庭に対して、質の高いサービスが提供できるよう、基盤整備やサービスの質の向上に取り組めます。

(4) 地域社会全体で子育てを支援

子育ての不安を解消し、安心して子どもを産み、育てることができる地域社会を目指し、子育て家庭の親子が身近な場所で交流したり、育児相談をすることができる地域子育て支援拠点施設など、多様な保育ニーズに合ったきめ細やかな保育サービスの充実を図ります。

3. 計画の基本目標

基本目標1 子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくり

子どもの成長においては、乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、心身の健全な発達を通じて、一人ひとりが個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。

本目標では、次代の担い手である子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、幼児期の教育・保育の充実をはじめ、青少年健全育成に係る事業や支援が必要な子どもたちへの支援の充実を図ります。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図っていきます。

<基本施策>

- (1) 幼児期の教育・保育の充実
- (2) 子どもの健全育成
- (3) 支援が必要な子どもへの対策
- (4) 子どもの貧困対策の推進

基本目標2 安心して子どもを産み、子どもや子育てに喜びや生きがいを実感できる環境づくり

子どもの健やかな育ちには、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じながら、子の成長とともに保護者自身も成長を感じられるような、温かな家族がつけられることが大切です。

本目標では、子育ての基礎となる家族を支えるため、妊娠・出産期から切れ目なく子育て家庭をサポートするためのネットワークづくりや情報提供などを行うとともに、母子の健康確保、また、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族への経済的支援等を推進します。

<基本施策>

- (1) 子育て相談・情報提供体制の充実
- (2) 多様な子育て支援サービスの充実
- (3) 子どもや母親の健康の確保
- (4) 経済的支援の充実

基本目標3 子育てを地域全体で応援する環境づくり

近年の都市化・核家族化といった社会環境の変化により、子育て環境が大きく変化し、地域との関係の希薄化や孤立化が進行しています。また、子育てに不安を抱えたり、自信を失ってしまう親が増え、家庭の養育機能が低下してきたため、子どもや子育てへの地域ぐるみでの支援が必要になってきました。

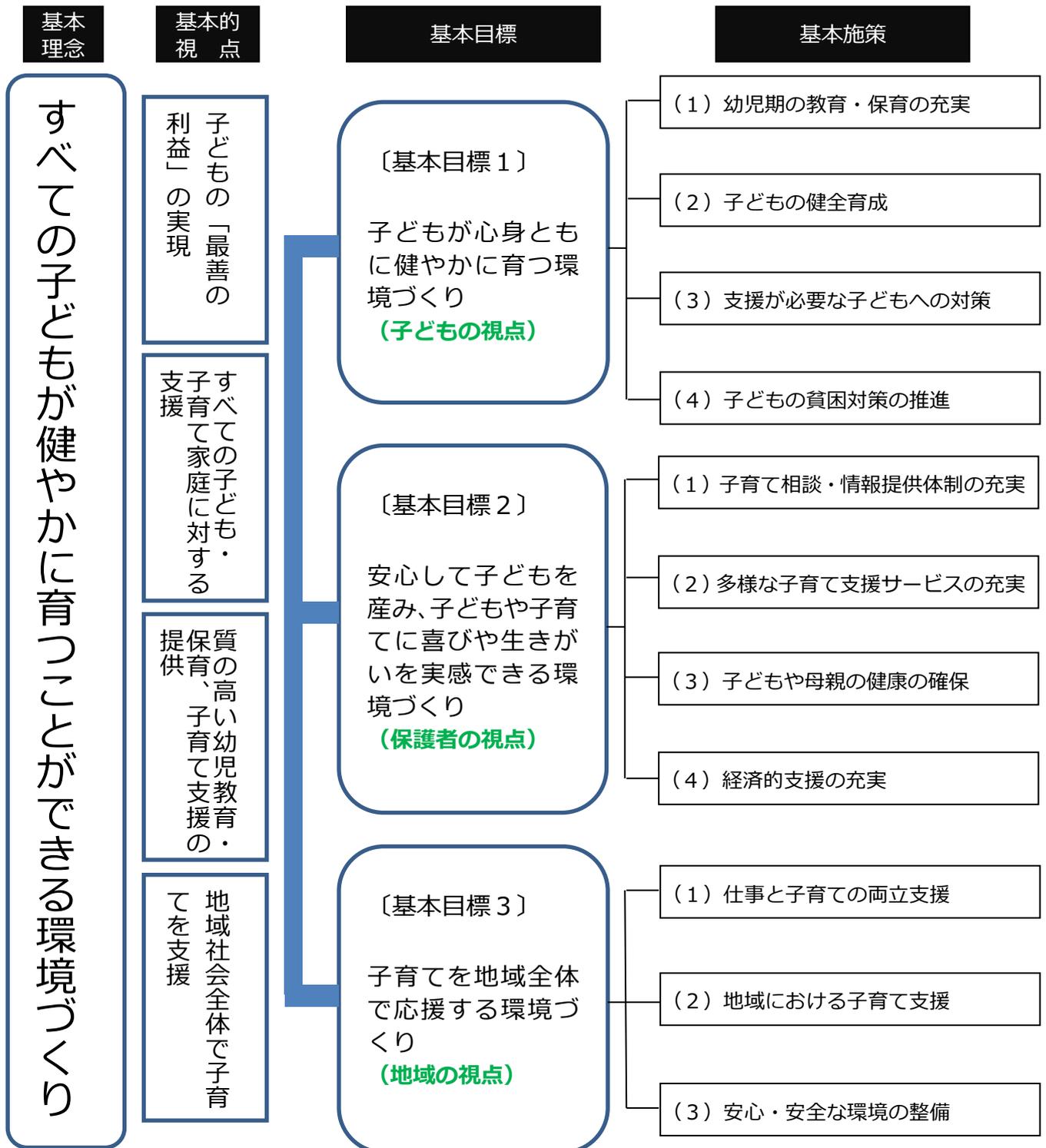
地域全体での相互援助のネットワークを構築するために、仕事と子育ての両立に関する広報・啓発や親子の交流の場の提供、子どもの事故防止や犯罪防止に関する取組等の強化を図ります。

<基本施策>

- (1) 仕事と子育ての両立支援（ワーク・ライフ・バランス）
- (2) 地域における子育て支援
- (3) 安心・安全な環境の整備

4. 計画の体系

本計画の基本理念である「すべての子どもが健やかに育つことができる環境づくり」の実現のため、基本目標ごとに関連する施策を以下のとおり体系づけ、総合的な取組を推進します。





第5章

幼児教育・保育事業及び

地域子ども・子育て支援事業の提供体制



第5章 幼児教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

1. 幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

第2期計画においても、子ども・子育て支援法に基づく「幼児教育・保育の量の見込みと確保方策」、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」を設定します。

また、幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計にあたっては、本市の児童の推計値や保護者を対象としたアンケート調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に沿って、本市の地域特性との整合性等を検証しながら、算出しました。

2. 幼児教育・保育提供区域の設定

(1) 幼児教育・保育提供区域について

幼児教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や幼児教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。幼児期の学校教育・保育事業及び、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、幼児教育・保育提供区域を設定します。

市町村子ども・子育て支援事業計画では、幼児教育・保育提供区域ごとに、幼児教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

(2) 本市における幼児教育・保育提供区域

第1期計画では、本市の子育て中の保護者が、居住地区に関わらず、市内の関連施設を広域的に利用している状況にあるため、すべての事業について市全域を提供区域として設定しました。第2期計画においても、このような幼児教育・保育の需要動向を勘案し、提供区域を変更せず事業を実施します。

【提供区域の設定】

事業名		提供区域
幼児教育・保育（1～3号認定）		市全域
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業	市全域
	放課後児童健全育成事業	市全域
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	市全域
	地域子育て支援拠点事業	市全域
	一時預かり事業	市全域
	病児保育事業	市全域
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	市全域
	利用者支援事業	市全域
	妊婦に対する健康診査	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	養育支援訪問事業	市全域
	実費徴収にかかる補足給付を行う事業	市全域
	多様な主体が参画することを促進するための事業	市全域

3. 幼児教育・保育（1～3号）の量の見込みと確保の方策

【事業内容】

- ・就学前児童に対して幼児教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援制度において、1～3号の認定に基づく給付となります。

1号認定	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する児童
2号認定	満3歳以上で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望する児童
3号認定	満3歳未満で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望する児童

- ・また、給付は、幼稚園や認定こども園、認可保育所といった幼児教育・保育施設で行うもの（施設型給付）と、これらの幼児教育・保育施設（原則20人以上）より少人数の単位で0～2歳の低年齢児を預かる小規模保育や家庭的保育等（地域型保育給付）に大きく区分されています。
- ・令和元年度現在、市内には認可保育所7園（定員計860人）、幼稚園6園（定員計1,215人）、認定こども園5園（定員計645人）、小規模保育施設1園（定員計15人）があります。また、届出保育施設は7か所あります。
- ・なお、本計画では、量の見込みは1～3号の認定ごとに、さらに2号認定は教育の利用希望の有無で、3号認定は0歳と1・2歳にそれぞれ区分して整理することとされています。

【量の見込みと確保の方策】

令和2年度						
(単位：人)	1号	2号		3号		
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳児	1, 2歳児	
①量の見込み	703	1,218		70	618	
		310	908			
②確保の方策	特定教育・保育施設	90	810		129	476
	(確認を受けない幼稚園)	1,215				
	届出保育施設※	0	0		0	0
	特定地域型保育				5	10
差(②-①)	602	▲408		64	▲132	

※市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設に限る。

令和3年度						
(単位：人)		1号	2号		3号	
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1, 2歳児
①量の見込み		705	1,221		68	615
			311	910		
②確保の 方策	特定教育・保育施設	90	816		131	478
	(確認を受けない幼稚園)	1,215				
	届出保育施設※	0	0		0	0
	特定地域型保育				24	60
差(②-①)		600	▲405		87	▲77

※市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設に限る。

令和4年度						
(単位：人)		1号	2号		3号	
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1, 2歳児
①量の見込み		706	1,222		68	602
			311	911		
②確保の 方策	特定教育・保育施設	90	829		131	480
	(確認を受けない幼稚園)	1,215				
	届出保育施設※	0	0		0	0
	特定地域型保育				24	60
差(②-①)		599	▲393		87	▲62

※市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設に限る。

令和5年度						
(単位：人)		1号	2号		3号	
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1, 2歳児
①量の見込み		699	1,212		67	592
			309	903		
②確保の 方策	特定教育・保育施設	90	829		131	480
	(確認を受けない幼稚園)	1,215				
	届出保育施設※	0	0		0	0
	特定地域型保育				24	60
差(②-①)		606	▲383		88	▲52

※市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設に限る。

令和6年度						
(単位：人)		1号	2号		3号	
			幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	0歳児	1, 2歳児
①量の見込み		692	1,198		66	589
			305	893		
②確保の 方策	特定教育・保育施設	90	829		131	480
	(確認を受けない幼稚園)	1,215				
	届出保育施設※	0	0		0	0
	特定地域型保育				24	60
差(②-①)		613	▲369		89	▲49

※市町村が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設に限る。

【確保の方策】

- ・ 1号認定については、令和元年度現在、市内に5園ある認定こども園の幼稚園部や6園ある私立幼稚園において、ニーズへの対応が可能であると見込んでいます。
- ・ 2号認定については、計画期間を通じて、ニーズに対する供給不足が発生する見込みとなっておりますが、ニーズのうち、「幼児期の学校教育の利用希望が強い」ものとして見込んでいるニーズへは、既存の私立幼稚園における余剰分の供給体制にて、対応可能と考えます。また、それ以外のニーズに対しても、供給不足が見込まれますが、定員の弾力的な運用を図り、待機児童が発生しないように努めます。
- ・ 3号認定については、本計画策定時点において、ニーズに対しての供給不足のため、待機児童の大半を占めている状況です。令和2年度からは、老朽園舎更新の際の定員拡充や地域型保育事業（小規模保育事業など）の整備によって、供給体制の拡充に取り組むとともに、2号認定と同様、定員の弾力的な運用を図り、待機児童が発生しないように努めます。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

子ども・子育て支援法で、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられている13事業について、アンケート調査の結果や事業の実績値等をもとに量の見込みを算定し、それに対応した確保方策を設定しています。

(1) 時間外保育事業

【事業内容】

- ・保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認可保育所等において、保育を実施する事業です。
- ・令和元年度現在、延長保育事業として、市内の認可保育所等13園で実施しています。

【量の見込みと確保の方策】

(単位：人)	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	560	872	869	862	853	844
②確保の方策		872	869	862	853	844
差(②-①)		0	0	0	0	0

※量の見込み＝確保の方策として設定

【量の確保方策】

- ・国が推進する「働き方改革」により、長時間労働が抑制される傾向にある一方で、全国的に女性の就業率が高まっている傾向にあることも踏まえ、今後も継続したニーズが見込まれます。既存園での事業継続とともに、新規開設する地域型保育事業においても、延長保育事業を実施することにより、供給体制の確保に取り組めます。

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業内容】

- ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に専用施設や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
- ・令和元年度現在、1～6年生を対象に市内18クラブ（定員計1,044人）で実施しています。

【量の見込みと確保の方策】

(単位：人)	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,110	1,184	1,190	1,194	1,192	1,198
1年生	314	316	320	321	317	318
2年生	288	290	293	294	291	291
3年生	230	231	234	235	232	233
4年生	173	216	213	214	219	222
5年生	80	100	99	99	101	102
6年生	25	31	31	31	32	32
②確保の方策		1,084	1,124	1,164	1,204	1,204
差(②-①)		▲100	▲66	▲30	12	6

【量の確保方策】

- ・民間活力の導入も視野に入れ、クラブ増設を図り、供給体制の確保に取り組みます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

- ・保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
- ・令和元年度現在、本市では実施していません。

【量の見込みと確保の方策】

(単位：人)	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		895	891	885	875	866
②確保の方策		-	-	-	-	-
差(②-①)		▲895	▲891	▲885	▲875	▲866

【量の確保方策】

- ・市内には、受け入れ先となる児童養護施設等がないため、事業実施にあたっては、近隣自治体にある施設を活用せざるを得ません。ニーズへの対応については、民間託児所の利用など代替となる方策を含め、事業実施の必要性を検討します。

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

- ・乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。
- ・令和元年度現在、市内6か所で実施しています。(行橋市子育て支援センター、保育所併設5か所)

【量の見込みと確保の方策】

(単位：組日)	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	10,833	9,395	9,295	9,135	9,019	8,924
②確保の方策		9,395	9,295	9,135	9,019	8,924
差(②-①)		0	0	0	0	0
実施箇所数 (箇所)		6	6	6	6	7

※量の見込み=確保の方策として設定

【量の確保方策】

- ・平成30年度に設立した「行橋市子育て支援センター連絡協議会」での活動を通じ、引き続き、拠点間の連携強化を図るとともに、拠点ごとの取組を充実させます。
- ・ニーズに対しては、現在の供給体制で対応可能と見込まれますが、利用者の利便性や新たな利用者の掘り起こしに対応するために、供給体制の拡充を検討します。

(5) 一時預かり事業

【事業内容】

- ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
- ・量の見込みは、「幼稚園児を対象とした一時預かり（預かり保育）」と「それ以外（保育所での一時預かり等）」に分けて算出することとされています。

① 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり【預かり保育】）

【事業内容】

- ・幼稚園在園児を対象とした一時預かり事業です。
- ・令和元年度現在、市内の私立幼稚園6園全園及び認定こども園（幼稚園部）5園で実施されています。

【量の見込みと確保の方策】

(単位：人日)		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1号認定による利用	10,199	8,061	8,077	8,094	8,015	7,934
	2号認定による利用	67,388	82,289	82,457	82,624	81,829	80,991
	計	77,587	90,350	90,534	90,718	89,844	88,925
②確保の方策			90,350	90,534	90,718	89,844	88,925
差(②-①)			0	0	0	0	0

※1号認定による利用・・・認定こども園の幼稚園部や私立幼稚園の利用者（保育の必要性なし）

※2号認定による利用・・・「幼児期の学校教育の利用希望が強い」の該当者（保育の必要性がある私立幼稚園の利用者）

※量の見込み＝確保の方策として設定

【量の確保方策】

- ・既存の認定こども園や私立幼稚園と連携して、ニーズに応じた供給体制の確保に取り組みます。

②一時預かり事業（その他）

【事業内容】

- ・就学前児童のうち未就園児を対象とした認可保育所等での一時預かり事業です。
- ・令和元年度現在、市内の認可保育所等2園が実施しています。（一時預かり事業）このほか、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）での就学前児童の一時預かりを、平成30年度から実施しています。また、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）も当該事業に該当しますが、令和元年度現在、本市では実施していません。

【量の見込みと確保の方策】

(単位：人日)		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		38	525	519	510	504	498
②確保の方策	一時預かり事業	22	499	493	484	479	473
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター [就学前])	16	26	26	26	25	25
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)		-	-	-	-	-
	計	38	525	519	510	504	498
差 (②-①)		0	0	0	0	0	0

※量の見込み＝確保の方策として設定

【量の確保方策】

- ・認可保育所等と連携して、ニーズに応じた供給体制の確保に取り組みます。
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）での就学前児童の預かりについては、令和元年度の実績見込みを参考に、供給体制を見込んでいますが、受託事業者との連携により、会員数、活動数の増加と事業内容の拡充を図ります。
- ・子育て短期支援事業（トワイライトステイ）については、市内に、受け入れ先となる児童養護施設等がないため、事業実施にあたっては、近隣自治体にある施設を活用せざるを得ません。ニーズへの対応については、民間託児所の利用など代替となる方策を含め、事業実施の必要性を検討します。

(6) 病児保育事業

【事業内容】

- ・病気回復期の児童を家庭で保育ができないとき、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。
- ・令和元年度現在、行橋市・苅田町・みやこ町の共同運営により、1市2町在住の生後4ヶ月から小学校6年生までの子どもを対象（事前登録が必要）に、市内1か所で実施しています。（行橋京都病児病後児保育室「アンファン」）

【量の見込みと確保の方策】

(単位：人日)		平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		745	991	987	980	969	959
②確保の方策	病児保育事業		991	987	980	969	959
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)		-	-	-	-	-
	計		991	987	980	969	959
差(②-①)			0	0	0	0	0

※行橋市在住者のみの推計

※量の見込み＝確保の方策として設定

【量の確保方策】

- ・ニーズに対しては、現在の供給体制で対応可能と見込まれますが、事業の性質上、利用者数は時季変動が大きく、流行性疾患による影響を受けやすいため、ニーズの予測は難しいのが現状です。そのため、キャンセル率も踏まえながら、ニーズに適切に対応できる供給体制の確保に取り組めます。
- ・子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）については、令和元年度現在、本市では実施していません。病児・病後児保育のニーズに対しては、「アンファン」での対応によって充足しているものと判断していますが、許容量を超えるニーズが発生するなど、そのほかの確保方策が必要となった場合に検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）〔就学児〕

【事業内容】

- ・乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の保護者等を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
- ・本市では、平成30年度から援助活動を開始しています。

【量の見込みと確保の方策】

(単位：人日)	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	41	83	84	84	83	83
②確保の方策		83	84	84	83	83
差(②-①)		0	0	0	0	0

※就学前児童分は「一時預かり事業」参照

【量の確保方策】

- ・受託事業者との連携により、会員数、活動数の増加と事業内容の拡充を図るとともに、供給体制の確保に取り組みます。

(8) 利用者支援事業

【事業内容】

- ・子育て家庭や妊産婦が、幼児教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
- ・令和元年度現在、本市では、保育コンシェルジュの配置及び子育て世代包括支援センターを開設しています。(特定型：保育コンシェルジュ、母子保健型：子育て世代包括支援センター)

【量の見込みと確保の方策】

(単位：箇所)	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	2	2	2	2	2	2
②確保の方策		2	2	2	2	2
基本型・特定型		1	1	1	1	1
母子保健型		1	1	1	1	1
差(②-①)		0	0	0	0	0

※量の見込み=確保の方策として設定

【量の確保方策】

- ・保育コンシェルジュは、保育サービスの専門相談員として、市役所やウィズゆくはし内の行橋市子育て支援センターにおいて、保護者の様々なニーズや就労状況にあった施設の案内、保育サービスの情報を提供します。
- ・子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップの拠点として、切れ目のない支援を行うとともに、地域の関係機関との連携を図ります。

(9) 妊婦に対する健康診査

【事業内容】

- ・妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
- ・安心・安全な出産のために重要な事業であることから、子ども・子育て支援法において、母子保健法に基づく妊婦健診も「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして位置づけられています。
- ・本市では、妊婦に対して母子健康手帳とあわせて妊婦健康診査受診券（14枚）を交付し、指定医療機関で指定検査項目を無料で受診できるようにしています。

【量の見込みと確保の方策】

(単位：人)	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	678	600	585	581	577	566
②確保の方策		600	585	581	577	566
差(②-①)		0	0	0	0	0

※量の見込み＝確保の方策として設定

【量の確保方策】

- ・今後も健診受診券の交付を継続するとともに、安心・安全な出産に向けて受診勧奨に努めます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

- ・生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保の方策】

(単位：人)	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	619	600	585	581	577	566
②確保の方策		600	585	581	577	566
差(②-①)		0	0	0	0	0

※量の見込み＝確保の方策として設定

【量の確保方策】

- ・対象乳児のいる家庭を確実に把握し、訪問できるよう努めます。

(11) 養育支援訪問事業

【事業内容】

- ・乳児家庭全戸訪問事業等で把握した養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込みと確保の方策】

(単位：人)	平成30年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	32	30	29	29	29	28
②確保の方策		30	29	29	29	28
差(②-①)		0	0	0	0	0

※量の見込み＝確保の方策として設定

【量の確保方策】

- ・対象家庭を確実に把握し、訪問できるよう努めます。

(12) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業

【事業内容】

- ・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼児教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の幼児教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
- ・令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、保育所や認定こども園に通う子どもの内、所得などの条件を満たす世帯の子どもに対して、副食費の徴収が免除されることとなりました。これを受け、未移行幼稚園に通う子どもについて、保育所等と同条件のもと、この補足給付事業により、副食費に対して助成を行っています。今後は、その他の費用も含め、対象者数や事業効果等を勘案しながら、事業の実施について検討していきます。

※この事業は量の見込み・確保の方策を定めない事業です。

(13) 多様な主体が参画することを促進するための事業

【事業内容】

- ・幼児教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した幼児教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。
- ・本市には令和元年度現在、企業主導型保育施設は、1施設のみ設置されていますが地域枠は設定されていません。しかし、この企業主導型保育施設は、今後、地域の保育の受け皿として設置される可能性があります。ただし、企業主導型保育施設は、市の指導・監査が行われないため、保育の質が担保できない危険性もあります。よって、今後の市内の企業主導型保育施設の設置の動向を注視しつつ、保育の質を担保するために、設置や運営に関して、市の関与の方法等を検討していきます。

※この事業は量の見込み・確保の方策を定めない事業です。

5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

第1期計画期間中は、幼児教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って幼児教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園や保育所と協議・調整しながら、認定こども園への移行支援を実施しました。その結果、令和元年度現在、市内には認定こども園が5園整備されています。

認定こども園の普及について、特に、幼稚園が認定こども園に移行した場合に、3歳未満児を中心に発生している本市の待機児童解消に向けての方策の一つだと考えますが、平成30年度の「行橋市保育園整備等検討委員会」において、今後の保育施設等の整備方針を検討しております。その検討の中で、認定こども園の創設は、大規模な施設整備や新たな運営費用（施設型給付）への財政負担が発生すること、幼児教育・保育の無償化による保育ニーズの変動や認定こども園が受ける影響が現時点で不透明であること等を理由として、推進しないこととしております。また、代替案としては、将来的な少子化の進行や費用対効果を勘案し、地域型保育事業（空き店舗やテナント等の多様なスペースを活用した小規模保育事業等）の創設、あるいは、既存認可保育園等の分園化を推進するとの結論を出しております。

第2期計画期間中においては、この整備方針を踏まえて、対応していくこととします。

(2) 質の高い幼児教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供等に係る基本的な考え方

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、子どもの健やかな発達を保障するために、発達段階に応じた質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。

このために、質の向上に対する取組の一環として、県や関係機関等と連携して地域の幼児教育・保育や子ども・子育て支援に係る人材の確保・育成に努めます。

(3) 幼児教育・保育施設と地域型保育事業者との連携、保幼小の連携の推進

妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うとともに、質の高い幼児教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るためには、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

特に、第2期計画期間で推進することとしている小規模保育事業などの地域型保育事業は、0～2歳児を対象にした保育事業であることから、3歳児以降も継続して質の高い幼児教育・保育が受けられるように、その受け皿となる幼稚園や保育所との連携構築が重要です。施設、事業者双方への情報提供に努め、必要により市が調整を行うなど、連携を図りやすい体制づくりを行っていきます。

また、保・幼・小の交流や連携を推進するため、保育参観を含んだ保幼・小連携研修を実施し、幼児教育・保育の充実や関係者間の連携強化、小学校への円滑な接続を図ります。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付費の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、福岡県と連携した対応を行うなど、円滑な制度の実施に向けた取組が重要となっています。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮しつつ、施設等利用給付費の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、福岡県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、福岡県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。





第6章

施策事業の展開



第6章 施策事業の展開

本計画では、第1期子ども・子育て支援事業計画の評価結果やアンケート調査、パブリックコメントなどの意見を生かしながら、様々な子育て支援施策を展開します。なお、第2期計画期間中（令和2～6年度）には、本計画に掲載していないものについても、必要に応じて新たな事業を検討及び実施し、子育てを支援するための環境整備を推進します。

基本目標1 子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくり

子どもの成長においては、乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、心身の健全な発達を通じて、一人ひとりが個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。

本目標では、次代の担い手である子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、幼児期の教育・保育の充実をはじめ、青少年健全育成に係る事業や支援が必要な子どもたちへの支援の充実を図ります。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されたり、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図っていきます。

基本施策1 幼児期の教育・保育の充実

【現状と課題】

本市では共働き世帯やひとり親家庭の増加等により保育を必要とする就学前児童が増加し、令和元年度には、3歳未満児を中心に待機児童が発生しています。

また、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が開始されたことから、今後さらに保育ニーズが高まる可能性もあります。

今後も、幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、幼児教育・保育の質的改善及び向上、地域子ども・子育て支援事業の充実等が求められています。そのため、「第5章 幼児教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制」に基づきながら、計画的に幼児期の学校教育・保育を推進します。

【事業及び取組内容】

事業名	取組の内容	担当課
通常保育事業	<p>■事業内容</p> <p>保護者の就労・疾病等の理由により、保育を必要とする場合に、保護者の申込により認可保育所等で保育を実施します。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>待機児童の解消と保育環境のさらなる充実を図るため、保育士確保事業と施設整備事業を同時に進めます。</p>	
延長保育事業	<p>■事業内容</p> <p>保護者の就労形態の多様化、就労時間の長時間化に対応するため延長保育を実施します。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>新設の認可保育所等についても延長保育事業の実施を推進し、保護者が利用しやすいサービスの充実に努めます。</p>	
障がい児保育事業	<p>■事業内容</p> <p>集団保育が可能で心身に障がいがある子どもを、保護者が家庭で保育することができないときに保育を実施します。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な幼児教育・保育が誰でも無理なく受けられるよう、受け入れ体制の整備・拡充等に努めます。</p>	
一時預かり事業	<p>■事業内容</p> <p>小学校就学前の児童を、普段は家庭で保育している保護者の急病時の対応やリフレッシュ等のため、一時的に認可保育所等で児童を預かります。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>保育士不足の現状改善後、既存認可保育所等に対して、事業実施の働きかけをします。</p>	
広域保育事業	<p>■事業内容</p> <p>児童の住所地以外の市町村の認可保育所等に入所を希望する場合、市町村間で受委託を行うことで希望する保育施設への入所を行います。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>保護者が希望する市外の認可保育所等と調整の上で受委託を行い、引き続き事業を実施します。また、本事業は待機児童解消の一助となる可能性があるため、保育送迎ステーションの仕組みづくり等、内容の充実に向けて、近隣自治体や保育事業者等と検討を行います。</p>	

事業名	取組の内容	担当課
保育所等整備事業 (老朽園舎更新)	■事業内容 安心・安全な保育を実施するため、老朽化した園舎の更新を進めます。また、更新の際は、定員の拡充により、待機児童の解消に寄与します。	子ども支援課
	□今後の方向性 計画的に老朽化した園舎を更新することにより、児童の安心・安全な保育環境を確保します。	
地域型保育の推進 (待機児童対策)	■事業内容 認定こども園等を連携施設として、地域型保育事業（小規模保育事業等）を計画的に整備することにより、3歳未満児を中心に発生している待機児童の解消を図ります。	子ども支援課
	□今後の方向性 待機児童数の推移等を見据え、主に3歳未満児を受け入れ対象とする地域型保育事業（小規模保育事業等）を計画的に整備します。	
保育士確保対策事業	■事業内容 保育士資格を持っているが、保育士として働いていない潜在保育士を活用するために、再就職支援や再就職に関する情報提供など、保育士の確保に向けた取組を推進するとともに、現在、働いている保育士の離職防止を図ります。	子ども支援課
	□今後の方向性 福岡県保育士就業マッチングサイト「ほいく福岡」やハローワークと連携し、復職前の実技研修等の再就職支援や再就職に関する情報提供などを行うとともに、保育士処遇改善事業補助金を継続し、現在働いている保育士の離職を防ぎます。	
私立幼稚園運営補助事業	■事業内容 私立幼稚園の健全な運営を図るため、就園する児童がより充実した教育環境のもと、安全に幼児教育を受けられるよう、市内に幼稚園を開設している学校法人に対して補助金を交付します。	子ども支援課
	□今後の方向性 幼稚園教育の充実及び振興に資するものとして、今後も継続していきます。	

事業名	取組の内容	担当課
<p>保幼小連携事業</p>	<p>■事業内容</p> <p>子どもに対して妊娠・出産期から成長段階に応じて切れ目のない支援を行い、連続性・一貫性のある幼児教育・保育を提供するために、就学前の幼児教育・保育施設と小学校などの関係機関との連携が不可欠です。保幼・小・(中)連携研修会を開催し、異校種間の情報共有とさらなる行動連携を推進します。</p>	<p>教育総務課 指導室 子ども支援課</p>
	<p>□今後の方向性</p> <p>保育参観を含んだ保幼・小連携研修会を年2回実施し、実際の保育活動や園児の様子を見ながら意見交換を行うことで、相互の教職員が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共通理解し、小学校入学当初のスタートカリキュラムの充実を図ることにつなげます。</p>	



基本施策2 子どもの健全育成

【現状と課題】

本市では、令和元年度現在、市内18カ所に放課後児童クラブを開設しており、就労や疾病等の理由で、家に帰っても保護者のいない家庭の児童が安全に楽しく過ごせる場を提供しています。しかし、市全体の登録児童数は定員比100%を超えている状況です。アンケート調査においても、主に低学年の時期を中心に、放課後児童クラブの利用ニーズがみられるため、今後の設備や人員配置等の見直しが課題となっています。

さらに、親子がふれあう時間を十分に持つことや様々な社会体験の機会を得ることが、子どもの健全育成に極めて重要になるため、乳幼児期からの読書活動や様々な体験活動の場の提供を推進します。

【事業及び取組内容】

事業名	取組の内容	担当課
乳幼児健康診査	<p>■事業内容</p> <p>各健診を通して子どもの成長発達の確認・保健指導、言語・運動等の専門職からのアドバイス等を行います。健診により疾病等を早期に発見し、早期治療・早期療育など必要な機関へ適切につなぐことで、安心して子育てができるように支援します。未受診児には訪問や相談等を通して健診の必要性を説明し健診受診を促します。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>健診受診者が受診して良かったと思える健診であるように、健診項目や体制等を随時検討していきます。</p>	
母乳相談 (ハグルーム)	<p>■事業内容</p> <p>助産師が、母乳に関する相談等を行うとともに、子どもの健やかな発育・発達を支援し、育児不安の解消に努めています。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>回数や時期等、利用者のニーズに即した相談となっているか検討しながら今後も継続していきます。</p>	
子育て世代包括支援センター(すく♥すく(行橋マタニティサポートセンター))	<p>■事業内容</p> <p>妊娠期から子育て期までの支援について、ワンストップの拠点として、切れ目のない支援体制の充実を図ります。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>様々な関係機関と連携しながら、母子の健やかな育ちの支援を行っていきます。</p>	

事業名	取組の内容	担当課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	<p>■事業内容</p> <p>保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生児童を預かり、児童の健全育成を図ります。</p>	学校管理課
	<p>□今後の方向性</p> <p>児童の受け入れ確保のため、民間委託の可能性も含めた施設整備や職員の確保について協議を行うとともに、職員の研修等を充実させ、質の確保・改善を図ります。</p>	
ブックスタート事業	<p>■事業内容</p> <p>平成23年6月からブックスタートボランティアによる4ヶ月児健診でのブックスタートが始まりました。健診の待ち時間等を活用し、読み聞かせを行うとともに、絵本を介して親子のふれあいの時間を持ってもらうため、ブックスタートセットを渡しています。</p>	生涯学習課
	<p>□今後の方向性</p> <p>今後も「第3次行橋市子ども読書活動推進計画」に基づきブックスタート事業を充実させていきます。ブックスタートボランティアによる読み聞かせを通して絵本や物語への興味や関心を育てるとともに、読書の意義や読み聞かせを通じた温かい親子関係の醸成を図っていきます。</p>	
子ども議会	<p>■事業内容</p> <p>未来を担う子どもたちが、市議会の模擬体験を通じて、権利や義務を正しく理解するきっかけとなること、また自分の夢や希望を提言することにより、行政や議会の仕組みを学び、市政・議会活動への関心を高めることを目的に、「子ども議会」を実施します。</p>	教育総務課
	<p>□今後の方向性</p> <p>子ども議員や傍聴者アンケートの結果を踏まえ、事業の改善に努め、子どもたちの社会参加の機会づくりとなるよう引き続き子ども議会を実施します。</p>	



事業名	取組の内容	担当課
家庭教育の推進	<p>■事業内容</p> <p>家庭の教育力向上に向けて、以下の取組を推進します。</p> <p>①ノーテレビ・ノーゲームデー及び「弁当の日」の取組等を通して、親子ふれあいの時間をつくります。</p> <p>②行橋市“脱”ケータイ・スマホ宣言や中学生スマホ・サミットの取組を基本に、家庭でのルールづくり等、スマートフォンの賢い使い方を徹底します。</p> <p>③ 家庭学習ナビの活用等、保護者の意識を高め、家庭学習の習慣化・充実を図ります。</p> <p>④保護者等を対象とした家庭教育研修会を開催します。</p>	教育総務課 指導室
	<p>□今後の方向性</p> <p>①親子のふれあいの大切さや家庭学習の重要性を啓発し、学校ごとの年間行事への導入を促進します。</p> <p>②中学校生徒会による「スマホ使用上の家庭ルール」づくりを推進し、セルフマネジメントが可能な指導を目指します。</p> <p>③家庭訪問等や保護者会の機会に保護者に向けて学習の手引きを配布し、その意義を解説することにより、家庭学習の時間の確保を図ります。</p> <p>④PTA対象の研修会でSNSによる犯罪の事例やトラブルに巻き込まれないための対策などを研修し、スマートフォン所持のリスクを理解していただき、ネットトラブルの予防を図ります。</p>	
校区公民館子ども講座	<p>■事業内容</p> <p>各校区公民館において、子どもたちが体験学習等を通して、自分で判断する力や創意工夫する力を身に付けるとともに、講師をはじめとした地域の人たちとふれあうことで、多世代交流の機会を提供します。</p>	生涯学習課
	<p>□今後の方向性</p> <p>体験学習として、工作・昔あそび・料理教室等を実施していますが、子どもたちが幅広く参加しやすい講座内容となるように今後も引き続き努めていきます。</p>	

事業名	取組の内容	担当課
<p>行橋市子ども会育成 連合会</p>	<p>■事業内容 行橋市子ども会育成連合会を支援し、次代を担う子どもたちの健やかな成長を図ります。</p>	<p>生涯学習課</p>
	<p>□今後の方向性 保護者・指導者・地域社会の理解と協力のもと、校外における様々な研修や体験活動を通して、子どもたちの健やかな成長を促進するための子ども会活動の支援をしていきます。加入促進を促すとともに、活動の中心となるインリーダー・ジュニアリーダーの養成を推進していきます。</p>	
<p>行橋市青少年育成 市民会議</p>	<p>■事業内容 青少年育成市民会議を核に子ども会育成連合会やスポーツ少年団など関係団体との連携を図り、啓発活動や青少年の指導、街頭補導、夜間補導及び立ち直り支援活動を実施し、非行防止に努めます。</p>	<p>生涯学習課</p>
	<p>□今後の方向性 今後も、推進大会の開催や強調月間時のチラシ配布等の啓発活動、青少年の指導、街頭補導、夜間補導及び立ち直り支援活動の実施を充実させることで、青少年の非行防止に努めます。</p>	
<p>通学合宿事業</p>	<p>■事業内容 子どもたちが親元を離れ、団体生活の中で日常生活の基本を自分自身で行いながら学校に通う事業です。共同生活を通じて、子どもたちの自主性や協調性などを高め、「生きる力」を育みます。</p>	<p>生涯学習課</p>
	<p>□今後の方向性 今後も各校区で順次実施していき、子どもたちの自主性や協調性などを高め、「生きる力」を育む機会を提供していきます。</p>	

基本施策3 支援が必要な子どもへの対策

【現状と課題】

支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、子ども及びその家族のライフステージに対応する一貫した支援の推進を図るため、保健・医療・福祉・教育などが連携した施策の推進が重要な課題となっています。

本市においては、乳幼児の健康の保持増進、疾病の早期発見、保護者の育児不安解消等を目的に、乳幼児健診を実施しており、健診等で気になる子どもへは、地区担当の保健師が電話や訪問等で支援を行うとともに、個別対応の発達相談や集団対応のあそびの広場へ参加を促したり、必要に応じて療育機関へのつなぎ等を行っています。

また、児童虐待の防止対策として、行橋市要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関への児童虐待の状況報告やそれぞれのケースに応じた支援方針の確認等を行っています。

アンケート調査では、子どもの発達について悩みや心配があると回答した保護者は、就学前児童保護者・小学生保護者ともに2割弱おり、就学前児童に対しては「言葉の遅れ」や「性格」、小学生に対しては「学習面」や「友達関係」に悩みを持つ保護者が多くなっています。また、行橋京都児童発達相談センター（ポルト）については過半数が認知していないという状況でした。

今後は、各事業・施設の広報・啓発を強化するとともに、引き続き、支援が必要な子どもに対して、各関係機関が緊密に連携しつつ、それぞれのニーズに応じた支援を推進する必要があります。

【事業及び取組内容】

事業名	取組の内容	担当課
養育支援訪問事業	<p>■事業内容</p> <p>乳児家庭全戸訪問事業で養育に関する支援が必要と思われる家庭に、保健師・助産師等による専門的支援またはヘルパー派遣による家事支援を行い、健やかな育児を支援します。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>支援が必要と思われる対象者に事業の利用を促し、育児支援を行っていきます。</p>	
乳幼児健康診査 [再掲]	<p>■事業内容</p> <p>各健診を通して子どもの成長発達の確認・保健指導、言語・運動等の専門職からのアドバイス等を行います。健診により疾病等を早期に発見し、早期治療・早期療育など必要な機関へ適切につなぐことで、安心して子育てができるように支援します。未受診児には訪問や相談等を通して健診の必要性を説明し健診受診を促します。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>健診受診者が受診して良かったと思える健診であるように、健診項目や体制等を随時検討していきます。</p>	

事業名	取組の内容	担当課
あそびの広場	<p>■事業内容 発達や育児において気になる子どもや支援が必要なケースに対し、集団でのふれあい遊び・手先を使った遊び・親子あそび等を通じて、発達の経過観察と保護者への情報提供やアドバイスを行います。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性 集団支援の特性を活かし、今後も必要な方へ支援を行っていきます。</p>	
発達相談	<p>■事業内容 子どもの発達等について、個別に、運動・言語・心理等の専門職が相談を受け、アドバイス等を行い必要に応じて適切な機関を紹介します。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性 専門職や関係機関と連携しながら、今後も相談・支援を行っていきます。</p>	
行橋京都児童発達相談センター(ポルト)	<p>■事業内容 行橋市、苅田町、みやこ町のいずれかに住所を有する児童(0~18歳)とその家族等を対象に、専門的知識を有する職員が子どもやその家族等の相談を受け、個別に助言や指導を行います。また、必要に応じて専門医の診察や専門機関の紹介も行います。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性 センターの機能や役割の認知度が低いいため、必要だと思われる方がスムーズに利用できるように広報等により周知を行っていきます。</p>	
要保護児童対策地域協議会事業	<p>■事業内容 要保護児童対策地域協議会において、要保護児童等の早期発見及び早期対応やその適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行っています。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性 今後も、個別ケース会議・実務者会議・代表者会議を継続して開催し、各関係機関と連携して要保護児童等の早期発見、早期対応等に努めます。</p>	
子ども家庭総合支援拠点事業	<p>■事業内容 すべての子どもとその家庭及び妊産婦等に対して、専門的な相談や地域資源を活用した情報提供、訪問等による継続的な支援を実施する「子ども家庭総合支援拠点」の整備を進めます。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性 専門職の確保を含めた人員体制や設置場所など、整備に向けて検討します。</p>	

事業名	取組の内容	担当課
<p>障がい児通所支援</p>	<p>■事業内容</p> <p>行橋市障がい児福祉計画に基づき、障がい児通所支援として、以下の5つの事業を推進します。</p> <p>①児童発達支援：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うもので、福祉型児童発達支援センターとそれ以外の児童発達支援事業の2類型があります。</p> <p>②医療型児童発達支援：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。</p> <p>③ 放課後等デイサービス：授業の終了後または休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。</p> <p>④保育所等訪問支援：保育所等を訪問し、障がい児が集団生活へ適応できるよう専門的な支援などを行います。</p> <p>⑤居宅訪問型児童発達支援：外出することが著しく困難な重度の障がい児等に対して、居宅を訪問して発達支援を行います。</p> <p>□今後の方向性</p> <p>①については、障がい児に対して早期の発達支援を提供するため、既存の福祉型児童発達支援センターに加えて、市内に1事業所以上の新設を目指します。また、児童発達支援事業所については、今後のニーズを的確に把握しながら、必要に応じて、新たな整備を検討します。</p> <p>②については、現在、実施している事業所がないため、利用実績がありません。本事業のニーズに対しては、北九州市立総合療育センターをはじめとする近隣自治体の事業所の利用につなげます。</p> <p>③については、サービス見込量に応じた事業所数を指定していることから、当面、整備する予定はありませんが、サービスの供給量に不足が生じた場合には、新たな整備を検討します。</p> <p>④については、利用者数が微増しており、今後も利用を促進するため、①の福祉型児童発達支援センターとあわせて新設を目指します。</p> <p>⑤については、新設を目指します。</p>	<p>地域福祉課 障がい者支援室</p>

事業名	取組の内容	担当課
障がい児相談支援	■事業内容 障がい福祉サービスを利用するための計画を作成し、またサービス等の利用状況を検証して見直しを行い、サービス事業者との連絡調整を行います。	地域福祉課 障がい者支援室
	□今後の方向性 サービス利用者は増加していることから、事業所の新設を目指します。	

基本施策4 子どもの貧困対策の推進

【現状と課題】

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長する社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、さらに、同年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

本市においても、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけた「教育支援」、貧困の状況にある世帯の子どもとその保護者が地域において孤立することなく生活するために、相談事業や情報提供の充実など生活全般を支える「生活支援」、保護者が一定の収入を得て生活の安定を図るための「保護者の就労支援」、生活の基盤を下支えしていくための「経済的支援」の4つの支援を軸とし、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

①教育支援

【事業及び取組内容】

事業名	取組の内容	担当課
生きる力を育む学校教育の推進	■事業内容 ICT機器の効果的な活用や外国語指導員の小中学校配置などによるグローバル教育の推進など、今日的課題に応じた教育の推進を図ります。	教育総務課 指導室
	□今後の方向性 ICT機器を効果的に活用した授業を進めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を進めることで、確かな学力の定着を図ります。 また、グローバル教育を推進するため、各小中学校に外国語指導員を配置して英語に慣れ親しむ子どもを育成するとともに、小学生夏休み英語教室や中学生国際交流事業等を実施することで、異文化理解を進め、外国語への関心を高めていきます。	

事業名	取組の内容	担当課
組織的な教育相談体制づくりの推進	■事業内容 児童生徒及び保護者の学校生活・養育等における不安や悩みの解消を図るために、児童生徒相談センターを中核とし、適応指導教室、特別支援教育アドバイザー、スクール・ソーシャル・ワーカーの配置等、教育相談体制の充実を図ります。	教育総務課 指導室
	□今後の方向性 児童生徒及び保護者からの様々なニーズに対応できるよう、相談体制の強化を図り、指導・助言を行う人材の確保に努めていきます。	
就学援助	■事業内容 経済的な理由で、児童を小・中学校に通わせることが困難な家庭に対し、義務教育の費用の一部(学校用品費・給食費など)を援助します。	学校管理課
	□今後の方向性 現状を維持し、児童・生徒の生活困窮が学業の妨げにならないよう援助していきます。	
奨学資金	■事業内容 就学上の経済的負担の軽減を図り、次代を担う人材を育成するため、経済的理由により就学困難な者に学資を貸与します。	学校管理課
	□今後の方向性 有効かつ利用しやすい奨学金貸与に努めます。	



②生活支援

【事業及び取組内容】

事業名	取組の内容	担当課
<p>生活困窮者自立支援事業</p>	<p>■事業内容 ゆくはし生活相談センターにおいて、生活困窮者の様々な課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を一体的に行うことで、生活困窮者の社会的・経済的な自立を促進します。</p> <p>□今後の方向性 子どもの支援を必要としている困窮家庭に必要な支援を届けるためには、子どもたちの教育、保育現場等が必要な支援に気付き、福祉部門と連携して関わることが必要です。地域における多様な関係機関が、課題の解決に向けて、連携、協力する支援体制づくりに努めます。</p>	<p>生活支援課</p>
<p>家計改善支援事業</p>	<p>■事業内容 相談者が家計の状況を具体的に認識し、相談者自らが家計を管理する力を高めていくという極めて生活の基本となる支援を中心に、家計に関する問題の背景にある根本的な課題を把握して、生活再生の見通しを立てながら、減免制度等の利用や貸付のあっせん等の支援につなげます。</p> <p>□今後の方向性 各家庭が背後に抱えている課題には複数の要因が重なっています。それぞれの保護者が直面している様々な困難が、子どもの成長に悪影響を与えることのないよう、当座の資金不足を賄うだけでなく、将来を見通した家計のやりくりを指導するとともに、家計の背景に潜む根本的な課題に対して関係機関と連携し、相談者に伴走しながら、引き続き取り組んでいきます。</p>	<p>生活支援課</p>

③保護者の就労支援

【事業及び取組内容】

事業名	取組の内容	担当課
就労準備支援事業	<p>■事業内容</p> <p>生活リズムや人との関わり、体調などに不安を抱え、直ちに就労することが難しい状態にある方に対して、それぞれの状況に応じた就労準備支援メニューにより、一般就労に向けた基礎能力を養いながら、自立をサポートします。</p>	生活支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>ひとり親世帯の保護者については、パートや派遣等の低賃金や不安定な非正規雇用で働く割合が高く、これが、貧困につながる要因となっています。こうした保護者が正規雇用により安定した収入を継続することで、子どもの貧困が早期に解消されるよう、ハローワークなどの関係機関と連携した効率的な支援を引き続き行っていきます。</p>	
高等職業訓練促進給付金	<p>■事業内容</p> <p>母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するため、養成機関で1年以上のカリキュラムを修業している場合に、毎月訓練促進給付金を、卒業後に修了支援給付金を支給します。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>今後も、ひとり親家庭の父母の主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の生活安定と自立促進が図られるよう努めます。</p>	
自立支援教育訓練給付金	<p>■事業内容</p> <p>母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の入学料及び受講料の一部を支給します。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>今後も、ひとり親家庭の父母の主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の生活安定と自立促進が図られるよう努めます。</p>	

④経済的支援

【事業及び取組内容】

事業名	取組の内容	担当課
<p>児童扶養手当</p>	<p>■事業内容 父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、18歳に達する日以降最初の3月末までの児童（障がい児は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父または母等に手当を支給します。</p>	<p>子ども支援課</p>
	<p>□今後の方向性 今後も、適正に処理・支給を行い、ひとり親家庭の生活安定と子どもの福祉増進が図られるよう努めます。</p>	
<p>母子父子寡婦福祉資金</p>	<p>■事業内容 ひとり親家庭や寡婦の経済的自立や生活意欲の助長、子どもの福祉の増進を図るため、各種資金の貸付を行います。</p>	<p>子ども支援課</p>
	<p>□今後の方向性 今後も、適正に処理・貸付を行い、ひとり親家庭の生活安定と子どもの福祉増進が図られるよう努めます。</p>	
<p>ひとり親家庭等医療</p>	<p>■事業内容 母子家庭の母及び児童や父子家庭の父及び児童等の心身の健康の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、18歳に達する日以降最初の3月末までの児童を養育する母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童等に医療費の自己負担分の一部を支給します。</p>	<p>子ども支援課</p>
	<p>□今後の方向性 今後も、適正に処理・支給を行い、ひとり親家庭の生活安定と子どもの福祉増進が図られるよう努めます。</p>	

基本目標2 安心して子どもを産み、子どもや子育てに喜びや生きがいを実感できる環境づくり

子どもの健やかな育ちには、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じながら、子の成長とともに保護者自身も成長を感じられるような、温かな家族がつけられることが大切です。

本目標では、子育ての基礎となる家族を支えるため、妊娠・出産期から切れ目なく子育て家庭をサポートするためのネットワークづくりや情報提供などを行うとともに、母子の健康確保、また、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族への経済的支援等を推進します。

基本施策1 子育て相談・情報提供体制の充実

【現状と課題】

働く女性が増加し、仕事と子育ての両立の困難さや子育てそのものに対する不安感・負担感が増大していますが、子育ては依然として女性が多く担っているのが現状です。

このような育児に対する不安感・負担感を軽減する方法として、地域における様々な子育て支援サービスに関する情報のさらなる提供が必要とされています。

また、市内では様々な相談窓口を設置し、あらゆる相談に対応しています。しかし、アンケート調査では、子育て（教育を含む）をする上で気軽に相談できる場所として、「市役所の子ども支援課等の窓口」「保健所」といった回答は1割に満たない状況です。さらに、「保育コンシェルジュ」「子育てアプリ」「子育て情報ポータルサイト」といった事業の認知度も2～3割弱と他の子育て支援事業に比べて低い状況です。

今後、子育て相談や情報提供に関する事業の広報・啓発や、地域で気軽に相談できる体制を強化するなど、状況に応じた相談体制づくりが求められています。

【事業及び取組内容】

事業名	取組の内容	担当課
保育コンシェルジュ事業	■事業内容 保育コンシェルジュは、保育サービスの専門相談員として、保護者の様々なニーズや就労状況にあった施設の案内、保育サービスの情報を提供します。	子ども支援課
	□今後の方向性 保護者の支援のため、今後も保育に関する適切な情報を提供していきます。	
市報	■事業内容 市報を利用して、子育てに関する情報を積極的に提供します。	子ども支援課
	□今後の方向性 子育てに関する情報について、わかりやすく使いやすい情報提供に努めます。	

事業名	取組の内容	担当課
子育て情報ポータルサイト	■事業内容 子育て情報ポータルサイト「すくすくゆくはし」を活用して、子育てに関する情報を積極的に発信し、子育て世代が安心して子育てできるように支援します。	子ども支援課
	□今後の方向性 本サイトに掲載される情報をさらに充実させ、あわせて認知度向上に努めます。	
子育てアプリ	■事業内容 母子手帳アプリ「すくすく」を活用して、子育てに関する情報を積極的に発信し、子育て世代が安心して子育てできるように支援します。	子ども支援課
	□今後の方向性 本アプリを活用して、子育てに関する情報を積極的に提供し、あわせて認知度向上に努めます。	
地域子育て支援センター事業	■事業内容 乳幼児と保護者同士の交流の場や育児相談などの場を提供し、地域の子育て支援の充実を図ります。育児講座等を開催して、子どもと親がふれあい、コミュニケーションを図る大切さを啓発します。	子ども支援課
	□今後の方向性 市の子育て支援センターと保育所が実施している子育て支援センターとが、連携強化に努めるとともに、各センターでの事業内容の充実を図ります。	
母乳相談 (ハグルーム) [再掲]	■事業内容 助産師等が、母乳に関する相談等を行うとともに、子どもの健やかな発育・発達を支援し、育児不安の解消に努めています。	子ども支援課
	□今後の方向性 回数や時期等、利用者のニーズに即した相談となっているか検討しながら今後も継続していきます。	
育児講演会	■事業内容 育児に関する様々な講演会を実施し、子育てに関する知識の提供を行うとともに、親子や保護者同士の交流の場を提供し、保護者の育児に係る不安や負担の解消を図ります。	子ども支援課
	□今後の方向性 時事の話題や電話相談、乳幼児健診等で多く寄せられる相談内容等を踏まえ、ニーズに即した講演会を実施していきます。	

事業名	取組の内容	担当課
発達相談 [再掲]	<p>■事業内容</p> <p>子どもの発達等について、個別に、運動・言語・心理等の専門職が相談を受け、アドバイス等を行い必要に応じて適切な機関を紹介します。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>専門職や関係機関と連携しながら、今後も相談・支援を行っていきます。</p>	
離乳食教室 (もぐもぐ教室)	<p>■事業内容</p> <p>子どもの月齢・発育にあった離乳食のすすめ方を知ることにより、保護者の育児不安の軽減を図ります。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>参加後のアンケートによると、参加者からは、教室の内容等について、概ね良好であるとの声をいただいています。今後も改善できるところはないか検討しながら継続していきます。</p>	
子育て世代包括支援センター(すく♥すく(行橋マタニティサポートセンター)) [再掲]	<p>■事業内容</p> <p>妊娠期から子育て期までの支援について、ワンストップの拠点として、切れ目のない支援体制の充実を図ります。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>様々な関係機関と連携しながら、母子の健やかな育ちの支援を行っていきます。</p>	

基本施策2 多様な子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

就労形態の多様化が進んでおり、不定期の就労や子どもの急な病気等で、一時的に保育が必要となるケースへの対応が必要とされています。

アンケート調査結果によると、不定期に利用したい幼児教育・保育事業として、一時預かり事業の利用ニーズは、0歳児・1歳児の子どもを持つ保護者で高く、それぞれ3割強が利用意向を持っています。

また、乳幼児の保護者の7割強が、この1年間で子どもが病気やけがで通常のサービスが利用できなかった経験があると回答しています。

このような背景から、一時預かり事業をはじめとする多様な幼児教育・保育事業の提供を図るとともに、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、延長保育事業、障がい児保育事業など、利用者のニーズに対応したサービスの拡充が必要です。

【事業及び取組内容】

事業名	取組の内容	担当課
<p>病児・病後児保育事業</p>	<p>■事業内容 行橋市・苅田町・みやこ町の共同運営により、行橋京都病児病後児保育室「アンファン」において事業を実施します。 1市2町在住で、疾病により、保育所等での集団生活が困難であり、かつ保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を預かります。</p> <p>□今後の方向性 利用料の見直しや1市2町在住者以外の広域利用者の対応等について1市2町で協議するとともに、利用人数等の動向を注視し、病児・病後児保育事業の充実に努めます。</p>	<p>子ども支援課</p>
<p>ファミリー・サポート・センター事業</p>	<p>■事業内容 子育ての支援を受けたい人と、子育ての支援を行いたい人が会員登録し、相互支援活動（有料）を行います。</p> <p>□今後の方向性 仕事と家庭の両立支援のため、事業のさらなる周知を図り、会員数、活動数の増加を目指します。利用料に対する補助の検討など、子育て中の保護者がより利用しやすい事業となるよう、内容の充実に努めます。</p>	<p>子ども支援課</p>
<p>延長保育事業 [再掲]</p>	<p>■事業内容 保護者の就労形態の多様化、就労時間の長時間化に対応するため延長保育を実施します。</p> <p>□今後の方向性 新設の認可保育所等についても延長保育事業の実施を推進し、保護者が利用しやすいサービスの充実に努めます。</p>	<p>子ども支援課</p>
<p>障がい児保育事業 [再掲]</p>	<p>■事業内容 集団保育が可能で心身に障がいがある子どもを、保護者が家庭で保育することができないときに保育を実施します。</p> <p>□今後の方向性 一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な幼児教育・保育が誰でも無理なく受けられるよう、受け入れ体制の整備・拡充等に努めます。</p>	<p>子ども支援課</p>
<p>一時預かり事業 [再掲]</p>	<p>■事業内容 小学校就学前の児童を、普段は家庭で保育している保護者の急病時の対応やリフレッシュ等のため、一時的に認可保育所等で児童を預かります。</p> <p>□今後の方向性 保育士不足の現状改善後、既存認可保育所等に対して、事業実施の働きかけをします。</p>	<p>子ども支援課</p>

事業名	取組の内容	担当課
アレルギー児保育事業	<p>■事業内容</p> <p>近年増加傾向にある食物アレルギー児に対し、安全な保育を提供します。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>「アレルギー児対応マニュアル」の周知徹底を図るとともに、消防機関と連携して、救急搬送に必要な情報共有や保育従事者の知識技能向上のための研修会（エピペン研修）などを実施します。</p>	
休日保育事業	<p>■事業内容</p> <p>保護者が日曜・祝日の就労等により児童を家庭で保育できない場合に保育を行います。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>保育士不足の現状改善後、本事業実施に向け検討を行います。</p>	



基本施策3 子どもや母親の健康の確保

【現状と課題】

親と子の健康な生活を充実していくには、妊娠中から出産後までの母子の一貫した健康管理や育児支援を行っていくなど、長期間継続した支援が必要です。

妊産婦については、安心して出産できる環境を整備するとともに、出産後は保護者及び乳幼児の健康に関する状況把握などの支援が必要とされています。

本市では、子どもの成長に合わせて、4ヶ月児健康診査、7ヶ月児健康診査、1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、子どもの健やかな成長に向けた支援を行うとともに、発達段階に応じた発育・発達の遅れなどの早期発見を行うなど、適切な支援に努めています。しかし、各種健康診査についても、未受診者がいることが課題となっています。

また、子どもの健やかな成長を促すとともに、保護者の健康や育児不安を軽減し、乳幼児・母子の身体面だけでなく、精神面での健康の保持増進を図ることが必要とされています。近年では、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などを背景に、育児不安を抱えている家庭や孤立している家庭が多くみられています。

本市では、妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業だけでなく、産後の母親の不安や悩みについて、市が委託する産婦人科において相談や指導を行う産後ケア事業を実施しています。しかし、事業の認知度はまだ十分でない現状があるため、広報・啓発の強化が必要です。

【事業及び取組内容】

事業名	取組の内容	担当課
子育て世代包括支援センター（すく♥すく（行橋マタニティサポートセンター）） [再掲]	■ 事業内容 妊娠期から子育て期までの支援について、ワンストップの拠点として、切れ目のない支援体制の充実を図ります。	子ども支援課
	<input type="checkbox"/> 今後の方向性 様々な関係機関と連携しながら、母子の健やかな育ちの支援を行っていきます。	
妊婦健康診査	■ 事業内容 安心した出産を迎えるため、妊婦の健康診査に対する補助を実施します。妊婦に対して母子健康手帳とあわせて妊婦健康診査受診券（14枚）を交付し、指定医療機関で指定検査項目を無料で受診することができます。	子ども支援課
	<input type="checkbox"/> 今後の方向性 里帰り出産時には償還払いを行うなど柔軟な対応をしています。今後も母親が安心して出産できるように健診の補助を継続していきます。	

事業名	取組の内容	担当課
産後ケア事業 (宿泊型)	<p>■事業内容 産後の母親の不安や悩みについて、市が委託する産婦人科でショートステイ（宿泊）し、相談や指導を実施します。</p> <p>□今後の方向性 母子健康手帳交付や訪問等の様々な機会に、事業の周知を図り、必要な方に利用を促していきます。委託先の医療機関と連携し、母子への支援を行っていきます。</p>	子ども支援課
産後ケア事業 (訪問型)	<p>■事業内容 産後の母親の自宅を訪問し、育児不安の解消や授乳方法等の指導を行う事業の整備・検討を進めます。</p> <p>□今後の方向性 早期実現に向けて、ニーズや委託先等を含め、事業の整備・検討を行います。</p>	子ども支援課
乳児家庭全戸訪問事業	<p>■事業内容 生後4ヶ月までの乳児がいる家庭を対象に、母子の状況に応じて保健師または助産師、保育士等が訪問し、育児に関する相談支援、育児情報の提供等を行います。</p> <p>□今後の方向性 母子の健康状態と養育環境の確認や育児不安の軽減、児童虐待防止等を目的とし、今後も事業を継続していきます。</p>	子ども支援課
養育支援訪問事業 [再掲]	<p>■事業内容 乳児家庭全戸訪問事業で養育に関する支援が必要と思われる家庭に、保健師・助産師等による専門的支援またはヘルパー派遣による家事支援を行い、健やかな育児を支援します。</p> <p>□今後の方向性 支援が必要と思われる対象者に事業の利用を促し、育児支援を行っていきます。</p>	子ども支援課
乳幼児健康診査 [再掲]	<p>■事業内容 各健診を通して子どもの成長発達の確認・保健指導、言語・運動等の専門職からのアドバイス等を行います。健診により疾病等を早期に発見し、早期治療・早期療育など必要な機関へ適切につなぐことで、安心して子育てができるように支援します。未受診児には訪問や相談等を通して健診の必要性を説明し健診受診を促します。</p> <p>□今後の方向性 健診受診者が受診して良かったと思える健診であるように、健診項目や体制等を随時検討していきます。</p>	子ども支援課

事業名	取組の内容	担当課
離乳食教室 (もぐもぐ教室) [再掲]	<p>■事業内容</p> <p>子どもの月齢・発育にあった離乳食のすすめ方を知ることにより、保護者の育児不安の軽減を図ります。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>参加後のアンケートによると、参加者からは、教室の内容等について、概ね良好であるとの声をいただいています。今後も改善できるところはないか検討しながら継続していきます。</p>	
予防接種事業	<p>■事業内容</p> <p>「予防接種法」に基づき予防接種を実施しています。【小児の肺炎球菌、H i b感染症、不活化ポリオ、三種混合、四種混合、水痘、子宮頸がん、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、MR（麻しん風しん混合ワクチン）、BCG、B型肝炎】接種率向上と予防接種の内容の周知に努めます。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>地元医師会と連携しながら適切な予防接種事業を実施していきます。未接種者には接種勧奨を行っていきます。</p>	
休日夜間急患センター（小児）	<p>■事業内容</p> <p>行橋京都休日・夜間急患センターにおいて、休日・夜間の小児科診療を実施し、子育てに関する医療の充実を図ります。</p>	京築広域市町村圏事務組合
	<p>□今後の方向性</p> <p>地元医師会の協力のもと、地域の小児1次救急医療体制を確保します。</p>	
インフルエンザ予防接種助成事業	<p>■事業内容</p> <p>18歳までの児童及び妊婦が季節性インフルエンザ予防接種を受ける際に自己負担金の一部を助成する事業の整備・検討を進めます。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>近隣自治体の状況を検証し、早期実現に向けて検討します。</p>	
産婦健康診査	<p>■事業内容</p> <p>産後うつや虐待防止等のために出産後間もない時期（産後2週間、1ヶ月など）に行う産婦健診の費用を助成する事業の整備・検討を進めます。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>近隣自治体の状況を検証し、早期実現に向けて検討します。</p>	

基本施策4 経済的支援の充実

【現状と課題】

経済的不況やひとり親家庭の増加などを背景に、子育て世代が経済的な課題を抱えるケースが多くなっています。経済的な事情を理由に子どもを持たない人も多くなっており、今後の少子化対策に向けても、子育て世代に対する金銭的負担の軽減を図っていく必要があります。

本市では、児童手当や児童扶養手当等の各種手当の支給、中学校卒業までの児童を対象とした医療費助成、ひとり親家庭の医療費助成や就職支援などを行っています。

アンケート調査によると、子どもを健やかに生み育てるために行橋市に期待することとして、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をしてほしい」の割合が就学前児童保護者・小学生保護者ともに過半数を占めて高くなっています。

子育て家庭において、家計に占める子育て費用の負担が過重にならないよう、必要な経済的支援措置を講じる必要があります。

【事業及び取組内容】

事業名	取組の内容	担当課
児童手当	<p>■事業内容</p> <p>家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校終了前の児童を養育している方に手当を支給します。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>今後も、適正に処理・支給を行い、子育て家庭の生活安定と子どもの福祉増進が図られるよう努めます。</p>	
児童扶養手当 [再掲]	<p>■事業内容</p> <p>父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、18歳に達する日以降最初の3月末までの児童（障がい児は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父または母等に手当を支給します。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>今後も、適正に処理・支給を行い、ひとり親家庭の生活安定と子どもの福祉増進が図られるよう努めます。</p>	
特別児童扶養手当	<p>■事業内容</p> <p>心身の障がいや疾病により、日常生活に著しい制限を受ける子どもの福祉の増進を図るため、20歳未満の障がいを持った子どもを養育している方に支給します。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>今後も、適正に処理・支給を行い、子育て家庭の生活安定と子どもの福祉増進が図られるよう努めます。</p>	

事業名	取組の内容	担当課
<p>子ども医療</p>	<p>■事業内容 子どもの医療費の一部を支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、15歳に達する日以降最初の3月末までの児童を養育している方に医療費の自己負担分の一部を支給します。</p>	<p>子ども支援課</p>
	<p>□今後の方向性 今後も、中学生までの通院・入院に対する医療費支給を継続します。対象年齢の拡大等については、県補助金の動向、市の財政状況等を勘案し検討します。</p>	
<p>ひとり親家庭等医療 [再掲]</p>	<p>■事業内容 母子家庭の母及び児童や父子家庭の父及び児童等の心身の健康の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、18歳に達する日以降最初の3月末までの児童を養育する母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童等に医療費の自己負担分の一部を支給します。</p>	<p>子ども支援課</p>
	<p>□今後の方向性 今後も、適正に処理・支給を行い、ひとり親家庭の生活安定と子どもの福祉増進が図られるよう努めます。</p>	
<p>未熟児養育医療</p>	<p>■事業内容 未熟児の健康増進を図るため、指定養育医療機関において入院加療を必要とする未熟児（身体の発育が未熟なまま出生した乳児（1歳未満））に対して、医療費の自己負担分の一部を支給します。</p>	<p>子ども支援課</p>
	<p>□今後の方向性 今後も、適正に処理・支給を行い、子どもの健康保持と福祉増進が図られるよう努めます。</p>	
<p>高等職業訓練促進 給付金 [再掲]</p>	<p>■事業内容 母子家庭の母及び父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するため、養成機関で1年以上のカリキュラムを修業している場合に、毎月訓練促進給付金を、卒業後に修了支援給付金を支給します。</p>	<p>子ども支援課</p>
	<p>□今後の方向性 今後も、ひとり親家庭の父母の主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の生活安定と自立促進が図られるよう努めます。</p>	

事業名	取組の内容	担当課
自立支援教育訓練 給付金 [再掲]	<p>■事業内容 母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の入学料及び受講料の一部を支給します。</p> <p>□今後の方向性 今後も、ひとり親家庭の父母の主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の生活安定と自立促進が図られるよう努めます。</p>	子ども支援課
福祉タクシー助成券	<p>■事業内容 在宅の重度障がい者（①身体障害者手帳の交付を受けている者で、障がいの程度が1級及び2級の方②療育手帳の交付を受けている者で、障がいの程度がAの方③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障がいの程度が1級の方）に対し、タクシーの基本料金の控除を受けることができる利用券を交付します。</p> <p>□今後の方向性 引き続き、在宅の重度心身障害者が利用するタクシー料金の一部を助成します。</p>	地域福祉課 障がい者支援室
就学援助 [再掲]	<p>■事業内容 経済的な理由で、児童を小・中学校に通わせることが困難な家庭に対し、義務教育の費用の一部(学校用品費・給食費など)を援助します。</p> <p>□今後の方向性 現状を維持し、児童・生徒の生活困窮が学業の妨げにならないよう援助していきます。</p>	学校管理課
インフルエンザ予防 接種助成事業 [再掲]	<p>■事業内容 18歳までの児童及び妊婦が季節性インフルエンザ予防接種を受ける際に自己負担金の一部を助成する事業の整備・検討を進めます。</p> <p>□今後の方向性 近隣自治体の状況を検証し、早期実現に向けて検討します。</p>	子ども支援課
産婦健康診査 [再掲]	<p>■事業内容 産後うつや虐待防止等のために出産後間もない時期（産後2週間、1ヶ月など）に行う産婦健診の費用を助成する事業の整備・検討を進めます。</p> <p>□今後の方向性 近隣自治体の状況を検証し、早期実現に向けて検討します。</p>	子ども支援課

基本目標3 子育てを地域全体で応援する環境づくり

近年の都市化・核家族化といった社会環境の変化により、子育て環境が大きく変化し、地域との関係の希薄化や孤立化が進行しています。また、子育てに不安を抱えたり、自信を失ってしまう親が増え、家庭の養育機能が低下してきたため、子どもや子育てへの地域ぐるみでの支援が必要になってきました。

地域全体での相互援助のネットワークを構築するために、仕事と子育ての両立に関する広報・啓発や親子の交流の場の提供、子どもの事故防止や犯罪防止に関する取組等の強化を図ります。

基本施策1 仕事と子育ての両立支援（ワーク・ライフ・バランス）

【現状と課題】

女性の社会進出や家庭の状況から、子育て家庭においても共働きが増加しています。しかし、依然として男性は仕事中心の生活を余儀なくされ、その結果、共働きであっても女性に家事や子育てが集中している状況です。

そのため、男女がともに家族としての責任を担い、仕事と子育てを両立することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現を図ることが必要となっています。

アンケート調査結果によると、就学前児童の保護者が、仕事と子育てを両立させる場合に大変だと思うことについては、「働いている保護者が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」「子どもと接する時間が少ない」の割合が過半数を占め高くなっています。また、子どもを健やかに生み育てるために行橋市に期待することとして、「仕事と子育ての両立しやすい環境づくりについて、企業へ啓発してほしい」の割合が就学前児童保護者・小学生保護者ともに約4割となっています。

今後も引き続き、ワーク・ライフ・バランスを実現するための意識改革や関係法制度などの広報・啓発、保育環境の整備を積極的に推進することが求められています。

【事業及び取組内容】

事業名	取組の内容	担当課
仕事・家庭と地域活動の両立支援	<p>■事業内容</p> <p>仕事・家庭生活・地域活動において、性別にとらわれることなく、一人ひとりがやりがいを持って参画し、互いに支え合う社会づくりを目指し、各種講座の開催や広報・啓発を行います。</p>	総合政策課 男女共同参画センター 生涯学習課
	<p>□今後の方向性</p> <p>（総合政策課・男女共同参画センター）事業者対象のセミナーや男性が参加しやすい講座の開催、また、わかりやすい情報提供に努めます。</p> <p>（生涯学習課）幅広い年齢層の方々に向けた講座の開催のため、テーマ、開催方法等の工夫に努めます。</p>	

事業名	取組の内容	担当課
働き方の見直しの 推進	■事業内容 すべての人が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとりやすい、多様な働き方を選択できるよう、介護・看護・育児休暇や育児休業制度の取得促進や、働き方の見直しのための取組を進めます。	子ども支援課 企業立地課
	□今後の方向性 （子ども支援課）育児休暇・休業制度について、母子手帳の交付時やサークル・講座等の機会を使って周知に努めます。 （企業立地課）育児休業制度等の情報の周知のため、ポスター・チラシの掲示や配布、ホームページを使っての情報提供等、わかりやすい情報発信に努めます。	
ボランティアの育成 支援	■事業内容 託児環境の充実を目指し、ボランティアの育成支援を行います。また、市民の学習機会の確保のため、市の主催講座などの開催時に託児ボランティアの配置を図ります。	総合政策課 男女共同参画センター 子ども支援課
	□今後の方向性 （総合政策課・男女共同参画センター）今後もすべての講座等に託児ボランティアの配置を図ります。 （子ども支援課）講座やイベント、また乳幼児健診等に託児ボランティアの配置を図ります。また子育て支援センターにおいて、ボランティア育成の支援に努めます。	
通常保育事業 [再掲]	■事業内容 保護者の就労・疾病等の理由により、保育を必要とする場合に、保護者の申込により認可保育所等で保育を実施します。	子ども支援課
□今後の方向性 待機児童の解消と保育環境のさらなる充実を図るため、保育士確保事業と施設整備事業を同時に進めます。		
延長保育事業 [再掲]	■事業内容 保護者の就労形態の多様化、就労時間の長時間化に対応するため延長保育を実施します。	子ども支援課
□今後の方向性 新設の認可保育所等についても延長保育事業の実施を推進し、保護者が利用しやすいサービスの充実に努めます。		

事業名	取組の内容	担当課
障がい児保育事業 [再掲]	<p>■事業内容 集団保育が可能で心身に障がいがある子どもを、保護者が家庭で保育することができないときに保育を実施します。</p> <p>□今後の方向性 一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な幼児教育・保育が誰でも無理なく受けられるよう、受け入れ体制の整備・拡充等に努めます。</p>	子ども支援課
保育所等整備事業 (老朽園舎更新) [再掲]	<p>■事業内容 安心・安全な保育を実施するため、老朽化した園舎の更新を進めます。また、更新の際は、定員の拡充により、待機児童の解消に寄与します。</p> <p>□今後の方向性 計画的に老朽化した園舎を更新することにより、児童の安心・安全な保育環境を確保します。</p>	子ども支援課
地域型保育の推進 (待機児童対策) [再掲]	<p>■事業内容 認定こども園等を連携施設として、地域型保育事業（小規模保育事業等）を計画的に整備することにより、3歳未満児を中心に発生している待機児童の解消を図ります。</p> <p>□今後の方向性 待機児童数の推移等を見据え、主に3歳未満児を受け入れ対象とする地域型保育事業（小規模保育事業等）を計画的に整備します。</p>	子ども支援課
病児・病後児保育事業 [再掲]	<p>■事業内容 行橋市・苅田町・みやこ町の共同運営により、行橋京都病児病後児保育室「アンファン」において事業を実施します。1市2町在住で、疾病により、保育所等での集団生活が困難であり、かつ保護者が勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を預かります。</p> <p>□今後の方向性 利用料の見直しや1市2町在住者以外の広域利用者の対応等について1市2町で協議するとともに、利用人数等の動向を注視し、病児・病後児保育事業の充実に努めます。</p>	子ども支援課
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) [再掲]	<p>■事業内容 保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生児童を預かり、児童の健全育成を図ります。</p> <p>□今後の方向性 児童の受け入れ確保のため、民間委託の可能性も含めた施設整備や職員の確保について協議を行うとともに、職員の研修等を充実させ、質の確保・改善を図ります。</p>	学校管理課

基本施策2 地域における子育て支援

【現状と課題】

子育てに関するニーズの複雑化や多様化が進んでおり、また、子育てに負担を感じている保護者が増加している中、子育てを支える地域のネットワークづくりが一層重要となっています。

アンケート調査では、市の子育て環境の評価において、「ボランティアや地域の人等による子育て支援が活発だ」という項目に対して『そう思わない』人の割合は、就学前児童保護者・小学生保護者ともに3割強～4割弱おり、『そう思う』人の割合を上回っていました。

今後、学校、地域、職域等のあらゆる立場の人が、地域住民としてともに子どもの健やかな成長を応援するという意識のもと、子育て家庭に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるような支援体制を整備する必要があります。

【事業及び取組内容】

事業名	取組の内容	担当課
地域子育て支援センター事業 [再掲]	■事業内容 乳幼児と保護者同士の交流の場や育児相談などの場を提供し、地域の子育て支援の充実を図ります。育児講座等を開催して、子どもと親がふれあい、コミュニケーションを図る大切さを啓発します。	子ども支援課
	□今後の方向性 市の子育て支援センターと保育所が実施している子育て支援センターとが、連携強化に努めるとともに、各センターでの事業内容の充実を図ります。	
ファミリー・サポート・センター事業 [再掲]	■事業内容 子育ての支援を受けたい人と、子育ての支援を行いたい人が会員登録し、相互支援活動（有料）を行います。	子ども支援課
	□今後の方向性 仕事と家庭の両立支援のため、事業のさらなる周知を図り、会員数、活動数の増加を目指します。利用料に対する補助の検討など、子育て中の保護者がより利用しやすい事業となるよう、内容の充実を図ります。	
校区公民館子ども講座 [再掲]	■事業内容 各校区公民館において、子どもたちが体験学習等を通して、自分で判断する力や創意工夫する力を身に付けるとともに、講師をはじめとした地域の人たちとふれあうことで、多世代交流の機会を提供します。	生涯学習課
	□今後の方向性 体験学習として、工作・昔あそび・料理教室等を実施していますが、子どもたちが幅広く参加しやすい講座内容となるように今後も引き続き努めていきます。	

事業名	取組の内容	担当課
<p>行橋市子ども会育成 連合会 [再掲]</p>	<p>■事業内容 行橋市子ども会育成連合会を支援し、次代を担う子どもたちの健やかな成長を図ります。</p>	<p>生涯学習課</p>
	<p>□今後の方向性 保護者・指導者・地域社会の理解と協力のもと、校外における様々な研修や体験活動を通して、子どもたちの健やかな成長を促進するための子ども会活動の支援をしていきます。加入促進を促すとともに、活動の中心となるインリーダー・ジュニアリーダーの養成を推進していきます。</p>	
<p>行橋市青少年育成市 民会議 [再掲]</p>	<p>■事業内容 青少年育成市民会議を核に子ども会育成連合会やスポーツ少年団など関係団体との連携を図り、啓発活動や青少年の指導、街頭補導、夜間補導及び立ち直り支援活動を実施し、非行防止に努めます。</p>	<p>生涯学習課</p>
	<p>□今後の方向性 今後も、推進大会の開催や強調月間時のチラシ配布等の啓発活動、青少年の指導、街頭補導、夜間補導及び立ち直り支援活動の実施を充実させることで、青少年の非行防止に努めます。</p>	
<p>通学合宿事業 [再掲]</p>	<p>■事業内容 子どもたちが親元を離れ、団体生活の中で日常生活の基本を自分自身で行いながら学校に通う事業です。共同生活を通じて、子どもたちの自主性や協調性などを高め、「生きる力」を育みます。</p>	<p>生涯学習課</p>
	<p>□今後の方向性 今後も各校区で順次実施していき、子どもたちの自主性や協調性などを高め、「生きる力」を育む機会を提供していきます。</p>	

事業名	取組の内容	担当課
家庭教育の推進 [再掲]	<p>■事業内容</p> <p>家庭の教育力向上に向けて、以下の取組を推進します。</p> <p>①ノーテレビ・ノーゲームデー及び「弁当の日」の取組等を通して、親子ふれあいの時間をつくります。</p> <p>②行橋市“脱”ケータイ・スマホ宣言や中学生スマホ・サミットの取組を基本に、家庭でのルールづくり等、スマートフォンの賢い使い方を徹底します。</p> <p>③ 家庭学習ナビの活用等、保護者の意識を高め、家庭学習の習慣化・充実を図ります。</p> <p>④保護者等を対象とした家庭教育研修会を開催します。</p> <p>□今後の方向性</p> <p>①親子のふれあいの大切さや家庭学習の重要性を啓発し、学校ごとの年間行事への導入を促進します。</p> <p>②中学校生徒会による「スマホ使用上の家庭ルール」づくりを推進し、セルフマネジメントが可能な指導を目指します。</p> <p>③家庭訪問等や保護者会の機会に保護者に向けて学習の手引きを配布し、その意義を解説することにより、家庭学習の時間の確保を図ります。</p> <p>④PTA対象の研修会でSNSによる犯罪の事例やトラブルに巻き込まれないための対策などを研修し、スマートフォン所持のリスクを理解していただき、ネットトラブルの予防を図ります。</p>	教育総務課 指導室



基本施策3 安心・安全な環境の整備

【現状と課題】

子どもを犯罪や交通事故から守り、子どもや子育て家庭にとって安心・安全に生活できるまちづくりに向けては、関係機関や団体、学校、地域住民等と連携した取組を進めていくことが大切です。

アンケート調査では、市の子育て環境の評価において、「子どもや子育て中の保護者にやさしいまちづくりがなされている（道路・施設等の整備等）」という項目に対して『そう思わない』人の割合は、就学前児童保護者・小学生保護者ともに5割弱おり、『そう思う』人の割合を上回っていました。同様に、「地域で子どもを犯罪や事故等から守るための取組がある」という項目に対しても、『そう思わない』人の割合は、就学前児童保護者・小学生保護者ともに3割強おり、『そう思う』人の割合を上回っていました。

今後、子どもが周りから守られるだけでなく、危険から身を守る力をつけることができるよう子どもに対する防犯・交通安全教育を進めていく必要があります。また、事故等の防止に向けては、安全な道路交通環境や公園設備の点検・整備を行うとともに、市民への交通安全に対する啓発活動の充実に取り組む必要があります。

【事業及び取組内容】

事業名	取組の内容	担当課
子育て交流拠点施設の検討	<p>■事業内容</p> <p>子どもを安全に楽しく遊ばせることができ、子育て世代が集える子育て交流拠点施設の整備を検討します。</p>	子ども支援課
	<p>□今後の方向性</p> <p>子どもを安全に遊ばせる場所が少ないことに、不満を持っている保護者の割合が非常に高いため、新たな拠点の整備、空き家や既存施設の利活用、NPO やボランティア団体等の地域のネットワークの活用など、各地域において、子どもが安心・安全で、自由に遊び、過ごせる居場所づくりを検討します。</p>	
交通安全事業	<p>■事業内容</p> <p>子ども等の交通弱者はもとより、すべての市民が安心・安全に通行することができるよう、歩道の整備を行うとともに、街路灯、ガードレール等の交通安全施設の点検・整備に努めています。</p>	土木課
	<p>□今後の方向性</p> <p>通学路を中心に、学校関係者・警察・道路管理者（国・県・市）と危険箇所の抽出・整備を行います。</p>	

事業名	取組の内容	担当課
公園整備事業	<p>■事業内容</p> <p>子どもが自然とのふれあいや遊びを通して成長できるよう、公園の整備充実に努めます。</p>	土木課 都市政策課
	<p>□今後の方向性</p> <p>現在のニーズに合わせ、遊具の安全性を確保しつつ、都市公園の整備や児童遊園の管理を行います。</p>	
防犯対策	<p>■事業内容</p> <p>犯罪のない安全で安心な社会を実現するため、地域住民が一体となって犯罪の発生を減らす取組を推進します。</p>	総合窓口課 市民相談室
	<p>□今後の方向性</p> <p>現在、警察、市、各種団体と協力して、地域の安全・安心活動を行っています。 今後についても、継続して取組を行っていきます。</p>	
防犯灯整備	<p>■事業内容</p> <p>地域からの要望内容を検討し、防犯灯等の設置について必要に応じて順次対応します。また、通学路を中心にLED防犯灯を整備することで、児童生徒の安全を確保します。</p>	総合窓口課 市民相談室
	<p>□今後の方向性</p> <p>今後も、LED防犯灯の新設については、地元からの要望により順次対応していきます。 なお、蛍光灯からLED防犯灯への取替えについては、年次計画により進めていきます。</p>	
登下校指導	<p>■事業内容</p> <p>子どもの交通安全教育や通学路での交通指導を推進するために、学校安全指導員を配置し、学校で行う各種の交通安全に係る取組を支援します。</p>	教育総務課 指導室
	<p>□今後の方向性</p> <p>今後も、子どもたちの登下校時の安全確保のための取組を継続し、警察等の関係機関と連携を図りながら、子どもたちが安心して登下校が行える環境を整えていきます。</p>	





第7章

計画の推進体制



第7章 計画の推進体制

1. 計画推進及び進捗状況の周知

計画の推進にあたっては、市民や関係団体等に計画の内容を知っていただき、行動してもらうことが必要です。

また、計画の進捗状況についても、市の説明責任として市民等に定期的に知らせていくことも重要です。

このため、市報やホームページ等の媒体を使った広報等により、計画の周知・浸透を図ります。

2. 協働による計画推進

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健・医療・教育・就労など様々な分野にわたるため、子ども支援課が主管となり、関係部局と連携・協働しながら本計画を推進します。

また、保育所・幼稚園等の幼児教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校や民生委員・児童委員等の地域の関係団体・機関と適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携し、各種施策の充実や要望を行っていきます。

3. 計画の実践と点検・評価

本計画については、第5章にて整理した、量の見込み・確保の方策の数値に基づいて、順次段階的に取組を進めていきます。

また、計画の進捗状況については取組開始後も、子ども・子育て会議において把握・評価し、その助言に基づいて計画の推進を図っていきます。

さらに、アンケート調査を今後も必要に応じて実施し、最新のニーズの把握に努めるとともに、その結果、確保の方策の数値等に修正が必要であれば、子ども・子育て会議に諮り、中間年度（令和4年度）に計画の見直しを行います。



資料編



資料編

1. 計画策定の経緯

期 日	主 な 内 容
平成 30 年 11 月 19 日	平成 30 年度第 1 回行橋市子ども・子育て会議（代表者会議） （1）「第 2 期計画策定に向けての概要」について （2）「子育てに関するアンケート調査の調査票」について
平成 30 年 12 月 20 日 ～平成 31 年 1 月 8 日	「子育てに関するアンケート調査」の実施
平成 31 年 3 月 4 日	平成 30 年度第 2 回行橋市子ども・子育て会議（代表者会議） （1）調査結果について （2）今後のスケジュールについて
令和元年 5 月 27 日	令和元年度第 1 回行橋市子ども・子育て会議（代表者会議） （1）行橋市の子ども・子育て家庭を取り巻く現状について （2）幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みについて （3）今後のスケジュールについて
令和元年 7 月 22 日	令和元年度第 2 回行橋市子ども・子育て会議（代表者会議） （1）計画骨子について
令和元年 8 月 27 日	実務者会議 （1）これまでの経緯について （2）「子ども・子育て支援に関する庁内事業検討用シート」について （3）今後の予定について
令和元年 9 月 17 日	令和元年度第 3 回行橋市子ども・子育て会議（代表者会議） （1）計画原案について
令和元年 10 月 28 日	令和元年度第 4 回行橋市子ども・子育て会議（代表者会議） （1）計画原案について
令和元年 11 月 20 日 ～令和元年 12 月 11 日	パブリックコメントの実施
令和 2 年 1 月 17 日	第 2 期計画案について福岡県へ法定協議（令和 2 年 3 月 4 日回答）
令和 2 年 2 月 3 日	令和元年度第 5 回行橋市子ども・子育て会議（代表者会議） （1）計画案について

2. 行橋市子ども・子育て会議 設置要綱

平成25年9月27日告示第69号

(目的及び設置)

第1条 行橋市における子ども・子育てを支援する事業について、ニーズに即した効果的かつ効率的なサービスを実施することを目的に、行橋市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）を策定し、推進するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号の規定に基づく、行橋市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定及び改定に関すること。
- (2) 計画の事業評価等の進行管理に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員20名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者の中から市長が委嘱又は任命する。
- 3 会議には、代表者会議と実務者会議を置く。

(代表者会議)

第4条 代表者会議は、第2条に定める事項について審議する。

- 2 代表者会議に、会長及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、代表者会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 代表者会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 6 代表者会議は、委員の過半数が出席しなければ代表者会議を開くことができない。
- 7 代表者会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 9 代表者会議は、公開するものとする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められるとき、又は行橋市情報公開条例（平成11年12月行橋市条例第14号）第6条から第9条までに該当すると認められる非公開情報が議事に含まれるときは、この限りではない。

(実務者会議)

第5条 実務者会議は、第2条に定める事項における情報の収集、調査研究等を行う。

- 2 実務者会議は、前条第2項から第9項までの規定を準用する。この場合において、「代表者会議」とあるのは、「実務者会議」と読み替えるものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、特定の職にあること又は特定の資格を有していることをもって委員に任じられた者が当該職を辞し、又は当該資格を喪失した場合には、当該委員は、委員の職を失うものとする。

- 2 委員が欠けた場合は、後任の委員を置く。この場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉部子ども支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、代表者会議及び実務者会議の運営に関し必要な事項は、代表者会議及び実務者会議の会長が、代表者会議及び実務者会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日告示第13号）

この告示は、公布の日から施行する。

3. 行橋市子ども・子育て会議 委員名簿

【代表者会議】(平成30年度:平成30年10月1日現在 令和元年度:令和元年10月1日現在)

	団体名	役職	平成30年度	令和元年度	備考
1	公募委員(市民)		石本 縁	同左	
2	公募委員(市民)		春日 清乃	同左	
3	ゆくはしファミリーサポートセンター結結	代表	新垣 香織	同左	
4	学校法人 戸早学園	理事長	戸早 秀暢	同左	
5	行橋京都児童発達相談センター「ポルト」	センター長	田下 弘道	—	
	一般社団法人 子どもサポートセンター	センター長	—	白川 達也	
6	行橋市民生委員・児童委員協議会	副会長	末松 友子	同左	
7	行橋市保育協会	会長	植田 智広	同左	会長
8	行橋市子育て支援センター連絡協議会	会長	坪井 大輔	同左	
9	行橋市私立幼稚園協会	会長	黒田 秀樹	同左	副会長
10	福岡県京築児童相談所	次長	佐藤 雅二	越尻 強	
11	福岡県京築保健福祉環境事務所	社会福祉課長	森田 文久	敷田 裕一	
12	行橋市小学校長会	副会長	丸田 さとみ	末次 敏明	
13	行橋市教育委員会	指導室長	山本 有一	同左	

【実務者会議】(令和元年10月1日現在)

	役職	氏名	備考
1	福祉部子ども支援課子育て支援係長	上村 雅子	
2	福祉部子ども支援課児童家庭係長	中野 弘司	副会長
3	福祉部地域福祉課福祉政策係長	瀧頭 利秋	会長
4	福祉部地域福祉課障がい者支援室障がい者支援係長	中嶋 哲平	
5	総務部総合政策課政策推進係主任主査	中原 政子	
6	教育委員会教育部教育総務課指導室指導係長	加來 義宏	
7	教育委員会教育部生涯学習課生涯学習係長	重岡 洋佑	
8	福祉部生活支援課管理係長	前田 元	
9	市民部総合窓口課市民相談室長兼市民相談係長	井上 栄輔	

【事務局】(令和元年10月1日現在)

	役職	氏名	備考
1	福祉部子ども支援課長	吉本 康一	
2	福祉部子ども支援課子ども未来係長	矢形 佳昭	
3	福祉部子ども支援課子ども未来係	川越 真美	
4	教育委員会教育部学校管理課長	橋本 明	
5	教育委員会教育部学校管理課学務係長	神 斉	

4. 子ども・子育て支援法（抜粋）

公布：平成24年8月22日（平成24年法律第65号）

第一章 総則

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- 一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
 - 二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
 - 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。
- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
 - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第七章 子ども・子育て会議等

(市町村等における合議制の機関)

- 第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
 - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
 - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
 - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- 一 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第六十二条第五項に規定する事項を処理すること。
 - 二 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

5. 事業費（決算額）の推移

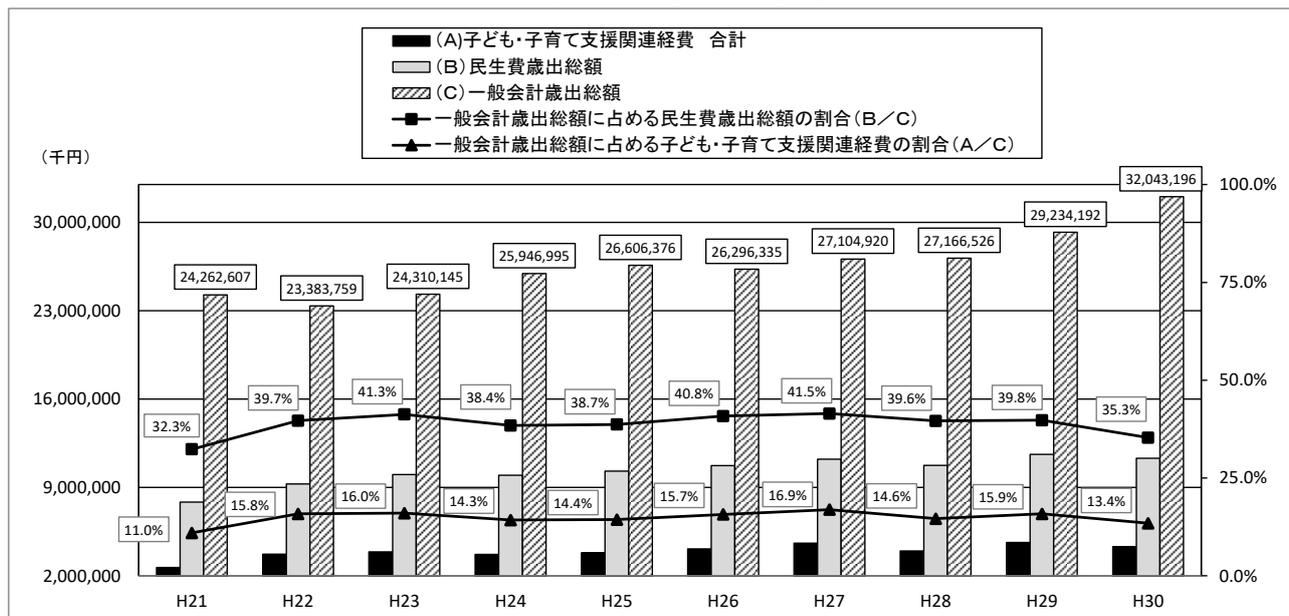
過去 10 年間の事業費（決算額）の推移については以下のとおりです。（次ページの図表参照）

（C）一般会計歳出総額は増加傾向にあり、平成 30 年度には約 320 億円となっています。（B）民生費歳出総額についても、高齢化による医療・介護分野における給付の増加や障害者福祉関連経費の増加などにより、直近の平成 30 年度で約 113 億円、平成 21 年度対比で約 1.4 倍と大きく増加しており、また、一般会計歳出総額に占める民生費歳出総額の割合（B/C）は、直近の平成 30 年度で 35.3%と、歳出総額における目的別歳出の中で最も高い割合となっています。この民生費の内、

（A）子ども・子育て支援関連経費については、平成 27 年 4 月にスタートした子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」「質の改善」などにより、平成 30 年度で約 43 億円、平成 21 年度対比で約 1.6 倍と、民生費全体に比例して大きく増加しています。今後も、さらなる高齢化の進行や女性の社会進出、幼児教育・保育の無償化に伴う保育需要の増加などにより、社会保障関係経費の一層の増大が想定されます。しかし、そのような状況においても、限られた財源の中で社会保障サービスを安定的に提供していく必要があります。

市全体の事業費（予算額）は、子ども・子育て支援に関する事業費をはじめとして、民生費（児童福祉費、老人福祉費及び生活保護費など）や教育費（義務教育、社会教育関係及び保健体育関係などの経費）などを含め、市が今後取り組んでいく様々な分野の事業の優先順位や全体のバランスなどを考慮しながら編成されます。その中で、今後、行橋市が子育てしたくなるまちとして選ばれていくために、子ども・子育て支援事業の充実に向けて、第 6 章に掲げる各事業を展開していくこととします。しかし、その中でも特に、子どものインフルエンザ予防接種助成事業、産婦健康診査事業、子ども医療費の対象年齢拡大など、新たな事業については、財政負担が伴うため、子ども・子育てに関する施策の中で優先順位を付け、その費用対効果について、慎重に検討していきます。

【事業費（決算額）の推移】



(単位:千円)

子ども・子育て支援関連経費	歳出科目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
子ども・子育て支援関連経費	3.2.1 児童福祉総務費	297,969	412,602	437,633	449,398	586,100	601,817	561,939	607,333	637,105	705,748
	3.2.2 児童措置費	1,855,057	2,675,329	2,841,046	2,664,411	2,715,839	2,932,829	3,076,985	3,035,775	3,186,943	3,253,495
	3.2.3 母子福祉費	97,389	92,141	80,387	77,165	69,902	63,326	52,929	46,234	52,473	55,417
	3.2.4 児童福祉施設費	248,454	341,361	227,895	225,107	184,644	240,303	615,768	5,320	461,785	4,708
	3.2.5 子育て支援費	—	—	288,412	269,840	251,059	278,672	274,105	267,374	286,941	280,061
	3.2.6 子育て支援センター運営費	23,786	16,216	15,692	15,934	15,791	9,052	8,913	8,940	8,840	8,932
子ども・子育て支援関連経費	4.1.2 保健指導費	81,668	90,027	480	—	—	—	—	—	—	—
	4.1.3 予防費	55,225	78,095	—	—	—	—	—	—	—	—
	(A)子ども・子育て支援関連経費 合計	2,659,551	3,705,774	3,891,548	3,701,857	3,823,337	4,126,003	4,590,640	3,970,980	4,634,089	4,308,364
	(B) 民生費歳出総額	7,847,468	9,275,323	10,032,758	9,967,495	10,293,769	10,734,468	11,238,851	10,753,610	11,623,009	11,316,929
	(C) 一般会計歳出総額	24,262,607	23,383,759	24,310,145	25,946,995	26,606,376	26,296,335	27,104,920	27,166,526	29,234,192	32,043,196
	一般会計歳出総額に占める民生費歳出総額の割合 (B/C)	32.3%	39.7%	41.3%	38.4%	38.7%	40.8%	41.5%	39.6%	39.8%	35.3%
	一般会計歳出総額に占める子ども・子育て支援関連経費の割合 (A/C)	11.0%	15.8%	16.0%	14.3%	14.4%	15.7%	16.9%	14.6%	15.9%	13.4%

資料/子ども支援課

＜歳出科目の用語説明＞

歳出科目	説明
民生費	地方自治体の歳出において福祉などに支出される費用。生活保護、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、母子福祉に関する費用などが挙げられる。
児童福祉総務費（3款2項1目）	職員人件費、子ども医療費、児童クラブの指導員・補助員等に係る報酬及び賃金など。
児童措置費（3款2項2目）	児童手当、児童扶養手当、私立保育園児童措置委託料など。
母子福祉費（3款2項3目）	ひとり親家庭等医療費、高等職業訓練促進給付金など。
児童福祉施設費（3款2項4目）	公立保育所運営に係る職員人件費、臨時職員賃金、給食材料賄費、私立保育園施設整備促進事業補助金など（平成28年度以降、本市では公立保育所はありません）
子育て支援費（3款2項5目）	職員人件費、妊婦健康診査委託料、子どもの予防接種業務委託料など。
子育て支援センター運営費（3款2項6目）	嘱託職員報酬、子育て支援センター業務に係る経費など。
保健指導費（4款1項2目）	職員人件費、妊婦健康診査委託料など。※母子保健に係るもの（平成23年度以降、子育て支援費へ移行）
予防費（4款1項3目）	子どもの予防接種業務委託料など。※予防接種法に規定されるA類疾病に係るもの（平成23年度以降、子育て支援費へ移行）

第2期行橋市子ども・子育て支援事業計画

発 行 福岡県行橋市

〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号

電話 0930-25-1111 (代表)

発行年月 令和2年3月



行橋市

